

『愚管抄』 — 問題点と試訳 (3)

令和4年9月

はじめに

本報告『『愚管抄』一問題点と試訳(3)』は、『愚管抄』巻第七全体を対象として、先行研究の現代語訳や注を批判的に検討し、新たな注と試訳を提示したものである。

同一メンバーによる科研の共同研究の成果として、『愚管抄』巻第二にある追記から巻第三の途中までを報告した『『愚管抄』一問題点と試訳(1)』(平成29年6月)、およびその続きとして巻第三の終わりまでを対象とした『『愚管抄』一問題点と試訳(2)』(平成30年6月、令和元年5月改訂)の続編にあたる報告である。

凡例

1. 『愚管抄』の「本文」を1文ずつ表形式に区分し、「校異」「問題点・試訳」を付した。さらに「本文」を相互参照しやすくするために、行頭に通し番号を付した。
2. 「本文」は、「島原本」(島原市公民館所蔵松平文庫)を底本とする岡見正雄・赤松俊秀校注『日本古典文学大系 愚管抄』(岩波書店、昭和42(1967)年、以下「大系本」と記す)によるが、独自に変更してある。「本文」に関する凡例は以下の通りである。
 - ①旧字は新字に変更した。
 - ②句読点は底本から見直す意味で独自に変更した。
 - ③〔 〕と下線については、凡例4-②、5-③を参照のこと。

- ④踊り字に関しては、一の字点(「ヽ」および「ヾ」)はそのまま表記し、くの字点(「ヾ」および「ゝ」)は表記せず、文字を繰り返して表記した。例:「ヨクヾ」→「ヨクヨク」
 - ⑤漢文表記で訓点があった場合、訓点は表記しないこととした。
 - ⑥必要に応じて中黒(・)を付した。例:「伝教弘法→伝教・弘法」
 - ⑦会話文や心内文を表すかぎ括弧は、原則として大系本に準じたが、それ以外にも、ことわざやまとまりを持った文などもかぎ括弧で括った。
3. 「頁・行」は、大系本の頁・行を記した。ただし記載は段落分けしてある部分のみとし、最初に頁数を、ハイフンの後に行数を記した。
- 段落分けの場所は基本的に大系本に従った。さらに細かく段落分けした場合は、新しい段落分けの頁・行をイタリックで記し、変更した理由を「問題点・試訳」欄に記した。
4. 「校異」の凡例は以下の通りである。
 - ①校異に用いたのは以下の刊本であり、行頭の略称によって示した。
 - ・国…黒坂勝美編輯『新訂増補国史大系 第十九巻』(吉川弘文館、昭和5(1930)年)
 - ・全…中島悦次著『愚管抄全註解』(有精堂、昭和44(1969)年、平仮名は片仮名に改めた)
 - ・文…丸山二郎校註『愚管抄』(岩波書店(文庫)、昭和24(1949)年)
 - ・阿…岡見正雄・赤松俊秀校注『日本古典文学大系 愚管抄 附載(阿波本)』(岩波書店、昭和42(1967)年)
 - ②相違点は以下のように示した。

- ・本文の相違箇所は〔 〕で括る。
- ・校異欄は、相違箇所（〔 〕）、相違している刊本の略称、相違の内容の順に記した。
- ・複数の刊本で同じ相違が見られる場合は、略称を続けて表記した。
- ・複数の刊本で仮名と漢字の相違のみが認められるときは仮名に一括した。

③校異は、意味に相違がない場合は記さないこととした。具体的には、仮名と漢字の相違、送り仮名の有無、オとヲ／ワとハ／イとキ／太神宮と大神宮などである。

5. 「問題点・試訳」の凡例は以下の通りである。

①本欄は読解上問題となる箇所を取り上げ、先行研究の注釈や訳を参考にしつつもそれらを批判的に検討し、試訳を提示したものである。

②誤記と思われるものも問題点の中に記した。

③問題となる箇所が本文の一部である場合は、本文及び試訳の該当箇所に下線を施した。

④先に問題点についての検討を記し、その後に試訳を【 】内に記した。読解の便宜のために試訳のみを記した箇所もある。

⑤既公表分や大系本など、他の箇所の参照を指示する方法は以下の通りである。

- ・まず、既公表分における大系本の対応箇所と通し番号を記しておく。
 - 「『愚管抄』 一問題点と試訳（1）」
（巻第二の追記部分から巻第三の途中まで。）

- ・大系本 126 頁 15 行～160 頁 13 行
- ・通し番号 No. 1～No. 356 /No. 27 以降が巻第三

○「『愚管抄』 一問題点と試訳（2）」
（巻第三の途中から巻第三の終わりまで。）

- ・大系本 160 頁 14 行～175 頁 3 行
- ・通し番号 No. 357～No. 464

・既公表分の参照指示：『愚管抄』の巻第二と巻第三をそれぞれⅡ・Ⅲと表記し、「『愚管抄』 一問題点と試訳（1）」「『愚管抄』 一問題点と試訳（2）」の通し番号をその後に表記する。

例：「ⅡNo. 1-16.」、「ⅢNo. 177, 286, 291」

・大系本の参照指示：大系本のページのみを記す。

例：「177 頁」

・今回発表分の参照指示：通し番号のみを記す。

例：「No. 122, 154」

・既公表分、大系本、今回発表分にまたがって指示する場合、区切りは／で分けた。

例：「cf. ⅢNo. 27/227 頁/No. 111, 197」

⑥本欄の作成に際し、参考にした注釈・現代語訳・論文は以下の通りである。注釈・現代語訳については検討に際し略称を用いた。

- ・大系本頭注、略称：大系本頭注
- ・中島悦次『愚管抄全註解』（有精堂、1969 年）、略称：全註解釈注、全註解通解、あるいは単に全と略称
- ・大隅和雄訳『愚管抄 全現代語訳』（講談社、2012 年）、略称：大隅訳
- ・石田一良 校訂・訳・注「愚管抄巻七」（丸山真男編『日本の思想 6 歴史思想集』筑摩書房、1972 年）、略称：石田訳

・森新之介「慈田『愚管抄』卷第七今訳浅註稿」（早稲田大学高等研究所紀要、巻 10、2018 年）、略称：森訳

・佐藤正英「中世における道理——『愚管抄』を中心に——」（金子武蔵編『日本における理法の問題』理想社、1970 年）

⑦石田訳、森訳、大隅訳では、丸括弧内の文字サイズは本文より小さくしてあるが、本報告では文字サイズを本文と同じサイズにした。

⑧試訳において、以下の目的のために丸括弧で言葉を補った。

- ・通読して意味が通りやすくするため。
- ・一般的な人物名の明示。例：「大職冠（藤原鎌足）」
- ・専門用語の説明・補足。

『愚管抄』の主な写本や刊本については、『『愚管抄』一問題点と試訳（1）』（神奈川大学学術機関リポジトリ <http://hdl.handle.net/10487/14376>）を参照のこと。

◎本報告は、大系本本文の校異と先行研究（訳・注）の問題点の指摘、および試訳について柏木、吉田、上原の 3 名が分担して作業を行い、それを集約したものである。単なる集約ではなく、それぞれの作業において気づいた疑問点について、一語一句、メンバーで詳細に議論した成果となっている。しかし、議論できなかった箇所や、結論が出なかった箇所もあり、異なった可能性を併記した箇所もある。また、年号表記、先行研究の引用・検討の方法、辞書の提示など、不統一のままであり、3 名による独立した論考といった面が残されている。今後も議論を重ね、疑問点をできるだけ解消すると共に、統一すべき点を

統一させた改訂版を公開したいと考えている。

作成分担者

- ・柏木寧子：No. 1-69, No. 276-358
- ・吉田真樹：No. 70-275
- ・上原雅文：No. 359-474

*本研究は JSPS 科研費 JP17K02189 の助成を受けたものである。

・研究課題名：神仏共存神話の原理に関する倫理学的研究
—日本思想の基軸の解明—

・課題番号：17K02189

・種別・年度：基盤研究（C）（一般）・2017（平成 29）年度～2021（令和 3）年度

・研究組織：研究代表者

上原雅文（神奈川大学・外国語学部・教授）

（2020 年度より国際日本学部所属）

研究分担者

柏木寧子（山口大学・人文学部・教授）

吉田真樹（静岡県立大学・国際関係学部・教授）

栗原 剛（山口大学・人文学部・准教授）

連携研究者（研究協力者）

佐藤正英（東京大学・名誉教授）

通し 番号	頁・行	本文（島原本）	校異	問題点・試訳
1	319-5	<p>今カナニテ書事、タカキ様ナレド、世ノウツリユク 次第トヲ心ウベキヤウヲカキツケ侍意趣ハ、惣ジテ 僧モ俗モ今ノ世ヲミルニ、智解ノムゲニウセテ学問 ト云コトヲセヌナリ。</p>		<p>◎以下、本書を片仮名で書く理由として、学問の現状について述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カナ」は片仮名と訳す。本書を片仮名で書く意図については、cf. II No. 1-16。 ・「タカキ」（「たかし」）について、「みずからすぐれていると思ったり、振る舞ったりするさまである。高慢である」（『日本国語大辞典』）の意と解した。本来、漢文で書くべきところを片仮名で書くのは、読み手を見下して自ら偉ぶっているようだが、といったニュアンスか。 <p>cf. 「やう（様）」：「①漢語の語義。物事の形状。形姿。事のさま。④外から見て目に見えるような、物の姿や形。⑤事態や態度・行為のさま。⑥特に、心の内のようす。衷心。覚悟のほど。⑦手本として定っていて、従うべき、あるいは選択すべき型。形式。⑧ひな型。また、物における規範的な造り。構造・構成・技法などの型、方式。様式。⑨行為・行動に属する事柄における、定った決り・手順・方式など。⑩外から見える状態の、その内側のさま。事情。わけ。子細。⑪ある事柄を実現するための具体的な方法。手だて。（後略）」（『角川古語大辞典』）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世ノウツリユク次第トヲ心ウベキヤウ」をどう訳すべきか。「トヲ」が不審。何かと「世ノウツリユク次第」とが並置され、ともに心得べき対象として「ヲ」で受けられているとは考えにくい（並置されるもう一つが見当たらない）。かりに「ヲ」を「オ」と見なし、「御」の意に解するとすれば、意味は通る。ちなみに「御心得」「御心ウ」の用例は巻第七に3例ある（No. 176, 285, 290）。ただし、巻第七全体を通じ、仮名遣いが厳密でない例はまあある一方で、「御心得」の語に関して「御」を仮名表記する例（オ心得、オ心ウ、ヲ心得、ヲ心ウ、等）は見られない。疑問は残るが、「トヲ」の「ト」は「として」、「ヲ」は「御心ウ」の一部と解して訳した。 <p>なお、先行研究中、全註解通解・大隅訳・石田訳は「トヲ」の「ヲ」を除いて訳している（下に先行研究を引用する際、該当箇所を破線で示した）。</p> <p>cf. 「ト」（格助詞）：「（前略）⑤状態・性質・資格などを表す。…のように。…というようすで。…として。（後略）」（『角川古語大辞典』）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心ウ」は「理解する」と訳した（ex. No. 3, 4, 5, 17, 23 など）。ただし、「心ヲウ」については、「理解する」とも（ex. No. 30）「心を会得する」とも（ex. No. 2）と訳した。 <p>cf. 「心得（動詞）」：「《物事のコアや意味を領解、会得する意》①理解する。真意を悟る。（後略）」（『岩波古語辞典』）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ところどころに見られる補助動詞「侍（はべり）」は丁寧語として訳出した。常体と敬体が混在する形となるが、あえて統一は図らない。 <p>cf. 全註解通解「漢文で書くのが常態の世に今、仮名で記すことはいかにも高くあがったようだが、世の推移する順序とそれを理解する方法とを仮名で書きつける趣意は、総じて僧侶も俗人も、今の世を見るに、智解ということがめったに失せて、学問ということをしないのである」。</p> <p>cf. 大隅訳「今、わたくしは世の中が移り変わっていく順序とその理解の仕方を述べようと思ひ、それをかな文字で書こうとすることはありふれているが、それは、わたくしがつぎのようなことを考えるからである。今の世を見ると、僧侶・俗人の区別なく一般に学問をしなくなり、</p>

				<p>知恵によって物事を理解する力がいちじるしく低下しているのに気づく」。</p> <p>cf. 石田訳「今私が、世の移り行く順序と、これを理解する仕方とを、仮名で書き付ける趣意は偉らそうに言うようだが、次の通りである。[すなわち] 総じていえば、僧侶も俗人も、今の世の中をみると、理解力がひどく低下して、学問ということをしなない」。</p> <p>cf. 森訳「今（こうして）仮名で書くこと（その内容）は高邁なようだけれど、世が移りゆく過程の心得られ方を（仮名で）書き付ける意趣は、惣じて僧侶も俗人も、今の世を見るに智解がどうしようもなく失せて学問ということをしなない（からな）のだ」。</p> <p>【今片仮名で書くことは高慢めいたふるまいだけれども、世の移りゆく次第として御理解なされるべきことがらを書き付けます趣旨は、総じて僧（官僧）も俗（官人）も今の時代の者を見ると、智解（智恵による理解）が極端に失せて学問ということをしなないのである。】</p>
2		<p>学問ハ、僧ノ顕密ヲマナブモ俗ノ紀伝・明経ヲナラフモ、コレヲ学スルニシタガイテ智解ニテソノ心ヲウレバコソ、ヲモシロクナリテセラルハコトナレ。</p>		<p>・「心ヲウ」について、試訳では「心を会得する」と訳した。</p> <p>cf. 全註解通解「(その) 心を会得する」。</p> <p>cf. 大隅訳「(学ぼうとするものの) 意味もよくわかるようになってくる」。</p> <p>cf. 石田訳「意味を会得する」。</p> <p>cf. 森訳「本質を得る」。</p> <p>【学問は、僧（官僧）が顕教・密教を学ぶのも俗（官人）が紀伝道・明経道を習うのも、それ（学問）を学ぶに従って智解（智恵による理解）でその心を会得するからこそ、おもしろくなって自然にされることである。】</p>
3		<p>スベテ末代ニハ、「犬ノ星ヲマ〔モ〕ル」ナンド云ヤウナルコトニテ、エ心ヘヌナリ。</p>	〔モ〕国全文：ボ	<p>cf. 「犬の星を守る」：「ことわざ。犬が星から目を放さずに見ていても、星が示している意味を知り得ないように、卑しい者が及ばぬ望みをかけることをいう」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>【いったいに末代には、(諺に)「犬が星を見守る」などというような事態であって、(僧も俗も学ぶ対象を) 理解できないのである。】</p>
4	319-10	<p>ソレハ又、学シトカクスル文ハ、梵本ヨリヲコリテ漢字ニテアレバ、コノ日本国ノ人ハコレヲヤハラゲテ和詞ニナシテ心ウルモ猶ウルサクテ、知解ノイルナル。</p>		<p>◎以下、学問の対象である仏典・外典（漢籍・国書）について順次述べたうえで、改めて学問の現状に触れる（ここで段落を改める）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この一文では仏典について述べる。 ・「学シトカクスル」について、大系本頭注は「文義不明。「学シテゾカカスル」か」とし、石田は原文表記を一部漢字に改め「学しと学する」とする。ここでは「学シ」+「トカクスル」と解する。 cf. 「とかくす」：「あれこれする。いろいろなすべきことをする」（『日本国語大辞典』）。 ・「日本国ノ人」で具体的に思い描かれているのは、梵語の真言など学ぶことのない、普通の（密教の素養のない）僧か。 ・「ウルサクテ」は、漢訳仏典をなまじっか平仮名に置き換えると内容が浅薄になり、本来その仏典がもっていた意味の重さが捉えられないという、厄介な事態になることを言うか。cf. 漢字の訓読みについて、No. 26 に言及がある。 cf. 「うるさし（悩・煩・五月蠅）」：「①煩わしいさま。めんどうで、できればかかわりたくない

				<p>いと感じるさま。②手数がかかって処理が困難なさま。③そばの人間の世話焼きや干渉が過度で煩わしいさま。④傍らから見て、目障りと思われるほど立派すぎるさま。きわめて優れているさま。⑤特に物音・人声に関して用い、煩わしくなるほどやかましいさま。耳に立ちすぎていとわしいさま。⑥不快でいとわしいさま。(後略) (『角川古語大辞典』)。</p> <p>・「ナル」(連体形)の後、全註解は読点として次に続けるが、大系本どおり句点とした。</p> <p>cf. 全註解通解「それは又学習し、とやかとする文というものは、梵語をはじめとして漢字であるから、この日本国の人はいこれをやさしくして日本語にして会得することも、やはり<u>わざわざわしいとして</u>、智解の入用な明経に十三経といて孝経・礼記をはじめ孔子の春秋といて左氏伝・公羊伝・穀梁伝などというものも、又紀伝の三史・八代史乃至文選・白氏文集・貞観政要、これらを見て、会得しようとする人のためには、かような事は滑稽事として相手にしない」。</p> <p>cf. 大隅訳「それはともかく、<u>学問の対象となる書物や文章について考えてみると、まず仏教の場合にとりあげられるものは、もとは梵語で書かれたものを漢訳したものであるから、この日本国の人がいこれをやさしい日本語になおして理解しようとするれば、<u>たいへんわざわざわしい知識と理解力が必要である</u>」。</u></p> <p>cf. 石田訳「それにつけて、また<u>およそ学問の対象となるすべての書物は内典(仏書)では梵本(インドの梵語で書かれた書物)に起源をもち、すべて漢字で書かれているから、この日本国の人はい、これをわかり易いようにして日本語に翻訳して理解しようとしても、それでもなお面倒で、理解力が要るものである</u>」。</p> <p>cf. 森訳「それはまた<u>学んであれこれする文は、(まず内典について言えば)梵本から始まって漢字になったので、この日本国の人はいこれを和らげて和詞にして心得(ようとす)るにも、やはり煩わしくて智解が必要になる</u>」。</p> <p>【それ(智恵による理解の喪失、学問の衰退という現状)についてさらにいえば、<u>学び探究する書は、梵語の書物を原拠として漢字で書かれているから、この日本国の人(梵語の真言など学ぶことのない普通の僧)はいこれ(漢字)をかみくだいて大和言葉になおして理解するのはいりやり過ぎでかえってよくなく、(漢訳の仏典を読むべきであり、そのためには)智解(智恵による理解)が要求されるのである</u>。】</p>
5		<p>明経二十三経トテ、孝経・礼記ヨリ、孔子ノ春秋トテ左伝・公羊・〔穀〕ナド云モ、又、紀伝ノ三史、八代史乃至文選・文集・貞観政要、コレヲミテ心エ人ノタメニハ、<u>カヤウノ事ハヲカシゴトニテヤミヌ</u>。</p>	<p>〔穀〕国全文：穀梁</p>	<p>・この一文では、外典のうちとくに中国書について述べる。</p> <p>・「カヤウノ事」は具体的には、片仮名で書くことを指すと解する。</p> <p>cf. 大隅訳「やさしい日本語に訳してその意味を考えようというような学問の仕方」、石田訳「日本の言葉で書く」こと、森訳「和語で書いたり学んだりする」こと。</p> <p>・「ヲカシゴト(事)」の用例は、ほかにNo. 31。本書、もしくは本書を述作する行為について、謙遜の意をこめていう語と解した。</p> <p>cf. 「をかし」：「①笑いを誘うようなさま。おもしろい。滑稽である。②感興をそそられるさま。情趣深い。風景、絵画、音楽、人物の容姿・態度・技能などに対して、微笑を誘うようなもの、興味を呼び起されるようなものとして、これをほめたたえるのに用いる。③笑うべきさまの意から、他人が見れば笑い出すであろうの意に転じて、奇妙な、変わったものをさしている、また、自分のことに関して謙遜しているのに用いる」(『角川古語大辞典』)。</p>

				cf. 「をかし事」:「こっけいなこと。ばかばかしいこと。笑うべきこと。たわむれごと。*愚管抄〔1220〕七「又紀伝の三史、八代史乃至文選・文集・貞観政要これらを見て、心忍ん人のためには、かやうの事はをかしごとにてやみぬ」(『日本国語大辞典』)。 【明経道において十三経といて、『孝経』『礼記』をはじめ、孔子の『春秋』すなわち『春秋左氏伝』『春秋公羊伝』『春秋穀梁伝』などという書も、また、紀伝道において三史(『史記』『漢書』『後漢書])、八代史(『晋書』『宋書』『齊書』『梁書』『陳書』『周書』『隋書』『唐書])から『文選』『白氏文集』『貞観政要』(までの書も)、これらを読んで理解するような人にとっては、 <u>このようなこと(歴史や世の移りゆく次第を片仮名で書くという、本書の述作行為)は笑うべきこととして片付けられてしまう。】</u>
6		本朝ニトリテハ、入鹿ガ時、豊浦大臣ノ家ニテ文書 ミナヤケニシカドモ、舍人親王ノトキ、清人ト日本 〔記〕ヲ〔ナヲ〕ツクラレキ。	〔記〕国全 文:紀〔ナヲ〕 全:バ	・以下日本で成立したもろもろの書物について述べる。 【わが国についてみると、(蘇我)入鹿の時、豊浦大臣(入鹿の父蝦夷)の邸宅で文書がすべて 焼失してしまったけれども、舍人親王の時、(親王が)紀清人と『日本書紀』をそれでもなお編 纂された。】
7		又大朝臣安磨ナド云説モアリケル。		【また(『日本書紀』の編纂者は)太朝臣安麻呂などとする説もあったということである。】
8		ソレヨリウチツバキ続日本〔記〕五十卷ヲバ、初二 十卷ハ中納言石川〔 ^右 野〕足、次十四卷ハ右大臣繼 縄、ノコリ十六卷ハ民部大輔菅野真道、コレ〔ヲ〕 本体トハウケ給テツクリケリ。	〔記〕国全 文:紀〔野〕 国全文:名 〔右〕国全 文:なし〔ヲ〕 全:ヲ	【それ以降引き続き『続日本紀』五十卷を、はじめの二十卷は中納言石川名足、次の十四卷は 右大臣(藤原)繼縄、残り十六卷は民部大輔菅野真道、これらの人々が(編纂)主幹を拝命し て編纂したということである。】
9		日本後〔記〕ハ左大臣緒嗣、続日本後〔記〕ハ忠仁 公、文徳実録ハ昭宣公、三代実録ハ左大臣時平、カ ヤウニキコユ。	〔記〕国全 文:紀〔記〕 国全文:紀	【『日本後紀』は左大臣(藤原)緒嗣、『続日本後紀』は忠仁公(藤原良房)、『文徳実録』は昭 宣公(藤原基経)、『日本三代実録』は左大臣(藤原)時平、以上(が編纂主幹であった)と伝 えられる。】
10		又律令ハ淡海公ツクラル。		【また『(大宝)律令』は淡海公(藤原不比等)が編纂される。】
11		弘仁格式ハ閑院〔大臣〕冬嗣、貞観格ハ大納言氏宗、 延喜格式ハ時平ツクリサシテアリケルヲバ、貞信公 ツクリハテラレケリ。	〔大臣〕国全 文:左大臣	【『弘仁格式』は閑院大臣(藤原)冬嗣、『貞観格』は大納言(藤原)氏宗、『延喜格式』は(藤 原)時平が編纂しかけて未完であったのを、貞信公(藤原忠平)が編纂を完了されたとい うことである。】
12		コノ外ニモ官曹事類トカヤ云文モアムナレドモ、持 タル人モナキトカヤ。		【このほかにも『官曹事類』とかいう文書もあるようだが、所蔵する人もないということであ る。】
13		蓮華王院ノ宝蔵ニハヲカレタルトキコユレド、取出 シテミムト云事ダニモナシ。		【蓮華王院の宝蔵には置かれていると伝えられるが、取り出して読もうということさえもな い。】

14		スベテサスガニ、内典・外典ノ文籍ハ、一切経ナドモキラキラトアムメレド、「 <u>ヒハノクルミヲカハヘ、トナリノタカラヲカゾフル</u> 」ト申コトニテ、学スル人モナシ。		<ul style="list-style-type: none"> ・改めて学問の現状について述べる。 <p>cf. 「ひは胡桃を抱ふ」:「小さい^{ひわ}鶺鴒が大事に胡桃を抱えていてもついでにむことができないの意で、なんの役にも立たないことのとえ。「猫に小判」の類(『角川古語大辞典』)。</p> <p>cf. 「となりの宝を数ふ」:「ことわざ。どんなに立派なものでも、正しく用いなければ何の役にも立たない、の意。のちには、「箱入の娘のとははいくつぞと隣の宝かぞへてや見む(徳和歌後万載集・九)」のように、手のとどかないものやかかわりのないものに関心を示す意にも用いる(『角川古語大辞典』)。</p> <p>【いったいに、なるほど内典(仏典)・外典(仏典以外の典籍)の書籍は、一切経なども極めてきらきらと(立派に)あるように見えるが、(諺に)「鶺鴒が胡桃を抱える」「隣家の財宝を数える」と申す事態であり、学ぶ人もいない。】</p>
15		サスガニコトニソノ家ニムマレタルモノハ〔タ〕シナムト思ヒタレド、ソノ <u>義理</u> ヲサトルコトハナシ。	〔タ〕全:ナ	<ul style="list-style-type: none"> ・「義理」について、「道理」の類義語と解する案もあるが、試訳ではより軽く、「ことばや文章の意味」の意に解した。cf. II No. 5. <p>cf. 「義理」:「①理に叶った筋道。道理。②ことばや文章の意味。③人の踏み行ふべき正しい道。道義。(後略)」(『岩波古語辞典』)。</p> <p>cf. 大系本頭注「正しい筋道」。</p> <p>cf. 全註解釈注「正しい道理。正しい筋道」。</p> <p>cf. 大隅訳「物ごとの筋道」。</p> <p>cf. 石田訳「意味」。</p> <p>cf. 森訳「義理」。</p> <p>【そうは言ってもとくにその(学問を家学として伝える)家に生まれた者は(書籍の学びを)たしなむと思っただけでも、その<u>正しい意味</u>をさとることはない。】</p>
16		イヨイヨコレヨリ後、当時アル人ノ子孫ヲミルニ、イサハカモヲヤノアトニイルベシトミクル人モナシ。		<ul style="list-style-type: none"> 【さらに現在より後、(すなわち)目下活躍する人の子孫を見ると、少しでも親のあとを継ぎ得るだろうと思える人もいない。】
17	320-12	コレヲ思フニ、「中中カヤウノ戯言ニテカキヲキタランハ、イミジガホナラン学生タチモ、心ノ中ニハコハロヘヤスクテ、ヒトリユミシテ、才学ニモシテン物ヲ」トヲモヒヨリテ、「中中本文ナドシキリニヒキテ才学気色モヨシナシ。 <u>マコトニ〔モ〕ツヤツヤトシラヌ上ニ、ワレニテ人ヲシルニ、物ノ道理ヲワキマヘシラン事ハ、カヤウニテヤスコシモソノアト世ニノコルベキ</u> 」ト思テ、コレハ書ツケ侍ナリ。	〔モ〕全:なし	<ul style="list-style-type: none"> ◎以上の学問の現状を踏まえ、片仮名で本書を執筆する意図を述べる(ここで段落を改める)。 <ul style="list-style-type: none"> ・先行研究は「ヨシナシ」までを一文として区切るが、試みに「コレヲ思フニ、「A」トヲモヒヨリテ、「B」ト思テ、コレハ書ツケ侍ナリ」という構造の一文として解してみる。A、Bはいずれも片仮名で執筆する意図を述べる心内文である。 <p>「ヲモヒヨリテ」の内容について、全註解通解・大隅訳・石田訳は「才学ニモシテン物ヲ」のみと解し、森訳および試訳は「中中カヤウノ戯言ニテカキヲキタランハ」以下「才学ニモシテン物ヲ」までと解する(下に先行研究を引用する際、該当箇所を破線で示した)。</p> <p>「思テ」の内容について、全註解通解は「スコシモソノアト世ニノコルベキ」のみ、大隅訳・森訳は「物ノ道理ヲワキマヘシラン事ハ、カヤウニテヤスコシモソノアト世ニノコルベキ」と解し、試訳は「中中本文ナドシキリニヒキテ」以下「スコシモソノアト世ニノコルベキ」まで</p>

			<p>と解する（下に先行研究を引用する際、該当箇所を破線で示した）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本文」は、大系本頭注「古書所見の、典拠となる文章」に従う。 ・「ヨシナシ」は、理由がない（無意味である）、甲斐がない（無駄である）、の意に解した。 <p>cf. 「よしなし」：「①根拠のないさま。そのことがなされる、しかとしたわけのないさま。②手がかりのないさま。手段・方法がないさま。すべがない。③縁がないさま。無関係であるさま。④そのことに意義の認められないさま。無意味だ。⑤正しい筋目の立っていないと感じられるさま。好ましからぬ事物を言い表す。いかがわしい。⑥世話をしてもよい結果が得られないさま。甲斐がない。⑦物の見栄えのしないさま。風情がない。教養などが感じられないさま」（『角川古語大辞典』）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マコトニ [モ] ツヤツヤトシラヌ」は、誰が何を全く知らないと述べるのか、先行研究の理解はまちまちだが、試訳では筆者が「本文」などを全く知らないの意と解した。 ・「アト」は「跡」（痕跡、先例）の意と解した。 <p>cf. 全註解通解「しかし、こうも考える。かえってかようなたわむれ言（仮名）で書いて置くであろう時は偉そうな顔をしているであろう学者たちも心の中では解り易くて独り笑いして、<u>学識にもしようと思いついて、却って原文などを頻りに引用して、学識ぶるだろうが、それはつまらない。自分をもって人を知るのに、誠に一向に知らない上に物の道理をわきまえ知ろうとすることは、かような戯れ言であろうか。少しでもその実績を後の世に残るようにと、これは書きつけるのだ。</u></p> <p>cf. 大隅訳「こんなことを考えると、今こうして書いているようなかなの戯文でもものを書いておけば、一見もってもらい顔をしているような学生たちも、本心では理解しやすさにひかれてひとりほくそ笑みながら、<u>学識のたねにしようと思いついて読むかもしれないという気がしてくる。しかし、彼らが古典の文章や語句をしきりに引用して学識をひけらかそうとするには、このようなかな文字で書いたものはとても役に立つものではない。本当にわたくしは世間のことを少しも知らないのであるが、自分を基準にして他人のことを推し測ってみると、ここで考えているようなものの道理を明らかにするには、このような書き方でしるしておく方が少しでも後の世に遺るであろうかと思いついて筆をとっているのである。</u></p> <p>cf. 石田訳「このことを思うと、かえってこのようなふざけた言葉で書き残しておいたならば、偉らそうな顔をする学生たちも、わかり易いので、心の中では独りほくそ笑んで、<u>才学のあるところを見せようと思いついて、随分原典の文章などを頻りに引用して、才学ありげなふりをするだろうが、つまらぬことだ。彼らは本当に少しも物の道理を知らないので、自分から他人を推量してみると、「物の道理をわきまえ知るといことが、このようにしておけば、少しでも後世にそのあとが残るであろうか」と思いついて、私はこの書物を書きつけるのである。</u></p> <p>cf. 森訳「これを思うに、<u>「かえってこのような戯言（つまり卑俗な文体）で書き置いたようなことは、厳めしい顔をして（人前ではこのような書を貶して）いるような学生たちも心の中では心得易くて、独り（陰で）微笑んで才学（の足し）にも（きつと）するだろうものを」と思いついて（たのであつ）て、かえって本文（原典の文）などを頻りに引いて（文章を飾り立て、私に）才学（があるような）素振り（をして）も的外れだ（から、そのようなことはしない）。</u>／（私は）本当にさっぱり（他人を）分かっていない上に、（しかも）自分なりに他人を分かっ</p>
--	--	--	---

				<p>てみ(ようとし) たところでは、「物の道理を弁え知るようなことは、このよう(に卑俗な文体)で(あれば)こそ少しはその跡(が)世に残るだろう」と思って、これは書き付けるのだ。 【これ(学問の現状)を思うに、「かえてこのような戯れ言(片仮名書きの文)として書き置いたようなことは、非常に重々しい顔をしたような学僧・学生たちも、内心では理解しやすく、ひとり笑みして、きっと学識にもするだろうよ」と思いついて、「なまじっか(古書所見の)典拠の文などをしきりに引用して学識ぶるのも甲斐のないことだ。本当のところ(典拠の文などは私自身)全く知らない(読めない)に加えて、その自分から他者(本書を読むであろう学僧・学生たち)を推し測るに、物の道理をわきまえ知るようなことは、このようにすれば(片仮名で書けば)多少ともその例が世に残り得るか」と思って、これ(本書)は書きつけるのです。】</p>
18		<p>コレダニモ、コトバコソ仮名ナルウヘニムゲニヨカシク耳チカク侍レドモ、猶心ハウヘニフカクコモリタルコト侍ランカシ。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「コレダニモ」の「ダニ」は、そこに挙げたもの以外に、もっとあることを暗示する気持ちを表す副助詞。ここでは、漢文で高遠な言葉遣いの書であればもちろんだが、片仮名書きで卑近な言葉遣いの本書でさえも、というニュアンスか。 cf. 「だに」:「①期待される最小限のものごと・状態を指示する。(中略)せめて…だけでも。②程度の甚だしい一事(軽重いずれの方向にも)を挙げて他を類推させる。(中略)本来は「すら」の用法であったが、中古以後「すら」を圧倒する。…さえ。…までも」(『日本国語大辞典』)。 cf. 「だに」:「①希望・命令・推量・仮定などの表現において、最小限度の期待や条件を表す。せめて…だけでも。②否定・反語の表現において、ある事態を示しうる最小限度の事柄を限定し、その否定によって、その事態の成立が全面的に否定される意を暗示する。…さえ。…だけでも。③程度の軽い場合を挙げて、それ以上の場合を当然のこととして類推させる。…さえ。…でも。④中世以後、「さへ」と混同して、添加の意を表すことがある。…まで(も)」(『角川古語大辞典』)。 ・「ヲカシ」については cf. No. 5。 ・「心」は訳出せずそのままとした。逆接を導く強調的提示の係助詞「コソ」を用いつつ、軽く見える「コトバ」と、そこにこめられた深い「心」とを対比する。 ・「耳チカ」き(卑近な)言葉遣いについて、次の No. 19 でも「耳トヲキ」ことは削除したと述べられる。 ・「心ハ……コモリタル」については、cf. No. 28「心ノ……コモリテ」。 <p>【このような本書でも、言葉こそ片仮名書きであるのに加えてはなはだ変で卑近ですけれども、それでも心は(言葉の)上に深くこもっていることがありますよ。】</p>
19		<p>ソレヲモコノヲカシクアサキカタニテスカシイダシテ、「正意道理ヲワキマヘヨカシ」ト思テ、タバーズゾヲ、ワザト耳トヲキ事ヲバ心詞ニケヅリステハ、世中ノ道理ノ次第ニツクリカヘラレテ世ヲマモルル、人ヲモル事ヲ、申侍ナルベシ。</p>	<p>[ル] 国全文：リ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、本書が伝えようとする事、伝えるためにとった方法について述べる。 ・前半部、「ソレヲモコノヲカシクアサキカタニテスカシイダシテ、「正意道理ヲワキマヘヨカシ」ト思テ」をどう訳すか。「ソレ」は「スカシイダ」される対象と見なしてよいか。だとすれば、No. 18 にいう「心」か、あるいは、No. 17 にいう「イミジガホナラン学生たち」か。試訳では後者と解した(下に先行研究を引用する際、「ソレヲモ」の該当箇所を破線で示した)。 ・「正意」については、cf. No. 200, 243。

			<p>cf. 全註解通解「<u>それをも</u>、このおかしく浅い方面（戯言）から誘い出して、正しい意味や筋道をわきまえようぞと<u>思って</u>」。</p> <p>cf. 大隅訳「<u>それにつけても</u>、こんな面白おかしい浅薄なやり方で人の心を誘い出したうえで、正しい道理を理解してほしいと思ひ」。</p> <p>cf. 石田訳「<u>その意味をも</u>、このおかしく卑しい言いあらわし方で、うまくさそい出して、正意・道理をわきまえてほしいもの<u>だ</u>と<u>思って</u>」。</p> <p>cf. 森訳「<u>それ（本質）をも</u>この滑稽で浅い手立て（つまり卑近な文体）で誘い出して、「（読者は）正意道理を弁えよ」と<u>思って</u>」。</p> <p>・後半部、「タバースヂヲ、ワザト耳トヲキ事ヲバ心詞ニケヅリステハ、世中ノ道理ノ次第ニツクリカヘラレテ世ヲマモ〔ル〕、人ヲモル事ヲ、申侍ナルベシ」をどう訳すか。「ケヅリステハ」とは何を削り捨てるのか、「心詞ニ」削り捨てるとはどういうことか。</p> <p>「耳トヲキコト」について、森訳がそれこそ筆者が本書で述べようとする内容と解するのに対し、他の先行研究は削り捨てられる対象として解する。また、「心詞ニ」の解し方はまちまちである（下に先行研究を引用する際、「心詞ニ」の該当箇所を破線で示した）。</p> <p>試訳では、「タバースヂ」のことを読者に確実に伝えるために、「ワザト耳トヲキ事（ことさら理解困難なこと）」に関しては本書では触れないつもりである、高遠を避け卑近に徹するという表現上の方針と連動して、内容的にも過度に難解なことは避ける、というほどの意に解した。ただし、No. 18で卑近・滑稽な「コトバ」にも「心」は深くこもる、と言われるように、「コトバ」がどれほど卑俗化しようと、伝えようとする「心」の深さは変わらない（むしろ、深い「心」を伝えるために、「コトバ」は相手・状況に応じていかようにも変える）、という筆者の基本的立場があると考えられる。</p> <p>・「タバースヂ」については、cf. No. 30。</p> <p>cf. 「心言葉・心詞」：「①心とことば。内面の考えや気持と、それを表現することば。心情を適切に表わすことば。②和歌の評語として、歌の内容と用語。素材観照の心とそれを表現することば」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>・「世」「人」の対については、cf. No. 111 以下。</p> <p>cf. 大系本頭注（頭注が付されていない語句は（ ）中に原文のまま記す）「（タバースヂヲワザト）理解困難な事実を削り、<u>その意味とそれを表現することばだけと（して）</u>（世中ノ道理ノ次第ニツクリカヘラレテ世ヲマモ〔ル〕、人ヲ）守る（事ヲ申侍ナルベシ）」。</p> <p>cf. 全註解通解「ただ一筋をことさらに分りにくい事をば意味を言語に削り捨てて、世の中の道理が順々に作りかえられて、世を見守り人を守ることを申すのであるのだ」。</p> <p>cf. 大隅訳「わざわざわかりにくい事柄は削除して、<u>その意味だけを伝えようとつとめ</u>、世の中の道理が順次作りかえられながら世の中をささえ、人間を守っているということを申し述べたいというのがこの書の意図なのである」。</p> <p>cf. 石田訳「<u>意味や言葉から</u>耳なれないことをわざわざ取り去って、世の中の道理が順次作りかえられて、その道理が世を護り人を守ることを只一筋を、ここに申すつもりである」。</p> <p>cf. 森訳「ただ一筋（のこと）を、（つまり）敢えて耳遠いことを、<u>本質（を）表現に（合わせていくらか）</u>削り捨てて、世の中の道理が次第に作り変えられて、世を護り、人を護ることを</p>
--	--	--	---

				<p>言うでしょう。</p> <p>【その人たち（非常に重々しい顔をしたような学僧・学生たち。ひいては、智解が極端に失せて学問ということをしてしない官僧・官人たち）をもこの変てこで浅薄な方法で誘い出して、「正しい意味・道理をわきまえてくれよ」と思って、ただひとすじ（一つの筋道）を、ことさら理解し難いことについてはその内容も言葉とともに削り捨てて、世の中の道理が次第に作りかえられて世（世の中全体）を守る（こと）、人（個々の人）を守ることを、申そうというのです。】</p>
20	モシ万ガー〔ニ〕コレニ心ツキテ、「コレコソ無下ナレ、本文〔少々〕ミバヤ」ナド思フ人モイデコバ、イトゞ本意ニ侍ラン。	〔ニ〕国文：モ、全：二〔少々〕全：少シモ		<p>・「心ツキテ」<「心ツク」「心ヲツク」について、cf. II No. 21-22/No. 23。 cf. 「心ツク」：「①気づく。気がつく。②正気もどる。息を吹き返す。気がつく。③執心する。懸想する」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>【もし万が一これ（変てこで浅薄な書き方で読者を誘い出し、道理について述べようという筆者の思惑）に気づいて、「これ（変てこで浅薄な書き方）はひどい、（古書所見の）典拠の文を少々読みたい」などと思う人でも出てくるとすれば、いよいよ本望でしょう。】</p>
21	サアラン人ハ、〔コノ〕申タテタル内外典ノ書籍アレバ、カナラズソレヲ御覽ズベシ。	〔コノ〕国全文：コノ由		<p>【そのような人は、ここに取り立てて申している内典・外典の書籍があるので、必ずそれをご覧になるのがよしい。】</p>
22	ソレモ寛平遺誡、二代御記、九条殿ノ遺誡、又名誉ノ職者ノ人ノ家々ノ日記、内典ニハ顕密ノ先徳タチノ抄物ナドゾ、スコシ物ノ要ニハカナフベキ。			<p>【それも（外典では）『寛平遺誡』『二代御記』『九条殿（藤原師輔）遺誡』、また誉れ高い学識ある人の家々の日記、内典（仏教の典籍）では顕教・密教の先徳たちの抄物（文書の抜粋）などが、少々ものの役には立つであろう。】</p>
23	ソレヲワガ物ニミタテ、モシソレニアマル心ツキタラン人ゾ、本書ノ心ヲモ心ヘトクベキ。			<p>・「ワガ物ニミタテ」は、自分のものにしてしっかりと見る（読む）意に解した。 cf. 「立つ（補助動詞としての用法）」：「（他の動詞の連用形について、その動作を周囲にきわだたせることを表わす）①きわだって…する。②しっかりと…しあげる」（『岩波古語辞典』）。</p> <p>・「ソレニアマル心ツキタラン」の「ソレ」は冒頭の「ソレ」すなわち前文に挙げた抄物を指すと解した。 cf. 大系本「アマル心ツキ」頭注「あふれている意味に気づく」。</p> <p>cf. 「こころづく」：「①ある考えが生じる。ある気持が生じる。②ある考え方や性格が備る。③分別が身につく。才覚が生じる。（中略）④ある対象に関心や愛情が生じる。好意がわく。執心する。懸想する。⑤ある事柄に思い当る。気がつく。気づく。「こころづく」とも。⑥その気配が生じる。産気づく場合などに用いる。⑦正気もどる。息を吹き返す。気がつく」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>cf. 全註解通解「それらを我が物として入りこんで、もしそれ以上の意味を理解つた人は、はじめて原書の意味をも会得することが出来るだろう」。</p> <p>cf. 大隅訳「それらを完全に自分のものとして読み解き、さらにそれ以上にそれらの古典の持つ意味を読み取った人があれば、その人こそ古典の心を理解する人である」。</p> <p>cf. 石田訳「それらをわが物として選び取って、もしそれに余る心のついた人であってはいじめて、上述の原典の意味をも理解することが出来るだろう」。</p>

				cf. 森訳「それらを(あたかも他人の著作でなく)我が物に見立てて(読み)、もしそれ(遺誠や日記、抄物などに)に ^{あきたらな} 慊い心が芽生えたような人は、本書(内外の経典など)の本質をも心得解く(ことが出来る)だろう」。 【それら(の抄物)を自分のものにしてしっかりと読み、あるいはそれ(抄物)以上に深く考えられるようになった(抄物では足りないと感じた)ような人は、典拠の書の意味をも理解し解明することができるのである。】
24		左右ナクフカタチシテ本書ヨリ道理ヲシル人ハ定侍ラジ。		・「左右ナクフカタチシテ」について、抄物を用いずいきなり(典拠の書を)読むことの意に解した。 cf. 「左右無し」:「①優劣などの決着がついていないさま。②あれこれと比較するものがないほど優れているさま。並ぶものがないさま。比類なくすばらしいさま。③あれこれと言いつてる必要がないさま。言うまでもないさま。④あれこれと考えることがないさま。問題のないさま。簡単なさま」(『角川古語大辞典』)。 cf. 大系本「フカタチ」頭注「語義不明。深く截るの意か」。 cf. 「深立(ふかだち)」:「一層深くなること。深く立ち入ること」(『日本国語大辞典』)。 cf. 全註解通解「無造作に深入りしては原書から道理を知る人は必ずあるまい」。 cf. 大隅訳「無造作に奥深いところへふみ込んで、古典の中からものの道理を理解する人は決していないに違いない」。 cf. 石田訳「こういう順序を経ないで、無造作に直ちに原典に深入りして、それからじかに道理を知る人は決してないであろう」。 cf. 森訳「(このような階梯を経ずに)無闇に奥深いところに立ち入って本書(内外の経典など)から道理を知る人はきつといないだろう」。 【あれこれ考えずいきなり(抄物を最初の手がかりとすることなく)深く立ち入って典拠の書から道理を知る人はきつといないでしょう。】
25	321-12	ムゲニ軽々ナル事バ〔共ノ〕ヲクテ、「ハタト」「ムズト」「キト」「シヤクト」「〔キ〕ヨト」ナド云事ノミヲホクカキテ侍ル事ハ、「和語ノ本体ニテハコレガ侍ベキ」トヲボユルナリ。	〔共ノ〕全： なし〔キ〕 全：ギ	◎以下、本書における言葉遣いについて述べる(ここで段落を改める)。 ・「ハタト」以下の言葉について、ここでは訳さずそのまま記す。cf. ⅡNo. 11「ハタト」「ムズト」「シヤクト」「ドウト」。古語辞典に載る四語の語義を以下に引用する。 cf. 「はたと」:「①擬態語。動作が急激に鋭く起るさま。ぱっと。きつと。擬声語に基づき、「切る」「打つ」などの動詞を修飾し、激しく打ち当たる際の音の印象を同時に表すこともある。「はつたと」は強調形。②目をむいてにらみつけるさま。目を据えて厳しくにらみつけるさま。きつと。③困惑するような状態に、突如として陥るさま。ふっと。ぐっと。「つまる」「忘る」など、否定的な意の動詞を修飾することが多い。④動作・状態が、的確で完全であるさま。きちっと。すっきり」(『角川古語大辞典』)。 cf. 「むずと」:「疑態語。①気合いを入れ、力を込めて、組み合ったり踏んだり握ったりなどするさま。②遠慮することなく大胆に事を行うさま。③紛れもなくその状態であるさま」(『角川古語大辞典』)。

			<p>cf. 「きと」:「①急に起り、かつ瞬間的に終始する状態の変化や動作のさま。時空間的な広がり の影像是ほとんどなく、鋭く核心をつくような変化・動作に用いられる。中世前期に多用され、 のちに「きつと」となった。⑦移動や変化を表す動詞を修飾し、その動作が突然に早く行 われるさまをいう。ふつと。ぱつと。さつと。⑧視界に認めたり認められたりすることの瞬間 的であるさま。ちらと。⑨「見る」「聞く」などを修飾して、急に、まともに対象に関心を集中 するさまをいう。⑩「思ふ」の類の動詞を修飾し、不意に思い当たるさまをいう。⑪きわめて短 時間の中に動作を主体的に行い、終らせるさま。急いで。⑫急に強く締めつけるさま。きゅつ と。⑬事態が状況にぴったりと適合するさま。ちょうど。まさしく。例:「後には梶井宮とてき と座主になられたりしは十五六にて有けるは」〔愚管抄・五〕⑭命令や推量の表現を導く。その 実現を確信する意を表す。きつと」(『角川古語大辞典』)。</p> <p>cf. 「どうと(どうど)」:「①擬声語・擬態語。大きなものや重いものが勢いよく落ちたり倒れ たりして生じる地響きの音をいう。擬声語の要素を残しながら、大きなものや重いものが一 気に倒れるさまをいう擬態語に転じた用法もある。どしんと。どつと。②大きな物や重い物が、 勢いよく落下するさま。激しさ、重さ、また、その音にいう。③人や馬など重量のあるものが、 突然倒れたり座り込んだりするさま。また、その音にいう。④にわかにな重病になって寝込むさ ま。⑤擬声語。物を打ったり板を踏んだり、また、波が打ち寄せたりして生じる大きな音を 表す。「とうと／ど」に比べて激しい感じを表す。どんと。⑥擬態語。量がおびただしく多くある さま。どかつと。どさつと。「どつと」「どんと」とも」(『角川古語大辞典』)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここには挙げられないが、比較的用例の多い「ヒシト」もこれらに類する語と解することができるか。cf. No. 45. ・「和語」は具体的には、(和歌に用いられるような)やまとことばでなく、むしろ卑俗な口語を指すか。 ・「和語ノ本体」については、cf. II No. 12「ヤマトコトバノ本体」、No. 27「日本国ノコトバノ本体」。 ・「侍ルベキ」(「ベキ」は連体形)はあとに断定の「ナリ」を補って解すべきか。cf. No. 345に「ナリ」脱の例がある。 <p>【ひどく軽々しい言葉が多くて、「はたと」「むずと」「きと」「しゃくと」「きよ(ぎよ)と」などということばかり多く書いていますことは、「日本語の本体(本来の姿)」としてはこれがありましようと思われるのである。】</p>
26		訓ノヨミナレド、心ヲサシツメテ字〔尺〕ニアラハシタル事ハ、猶心ノヒロガヌナリ。	<p>〔尺〕全:訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心ヲサシツメテ」について、本巻における「サシツム」の用例は、cf. No. 347。 <p>cf. 「さしつむ(差詰)」:「①「さし」は接頭語。②厳しく迫る。のっぴきならぬようにする。例「この御返事を大神宮の仰と思ひ候はんずるなりと、さしつめをほせられたりけるたび」〔愚管抄・四〕③せっぱつまった状態になる。窮する。思いつめる。④「さし」は、矢を弦につがえる意。次々に矢をつがえる。⑤「さし」は閉ざす意。門の戸や錠などを閉じかためる。⑥一義的に限定する。例「これはさしつめてこの將軍(=頼経)がことを申すやうなるは」〔愚管抄・七〕」(『角川古語大辞典』)。</p> <p>cf. 大系本頭注「意味を追い詰める」。</p>

				<p>cf. 全註解通解「意味をつきつめて」。</p> <p>cf. 大隅訳「その字の意味を追求して」。</p> <p>cf. 石田訳「^{こころ}意味を押しつめて」。</p> <p>cf. 森訳「意味を切り詰めて」。</p> <p>【訓の読みというものだが、(漢字の) 意味を限定して字釈として表したことは、やはり意味の広がりをおくのである。】</p>
27		真名ノ文字ニハスグレヌコトバノ、ムゲニタマ事ナルヤウナルコトバコソ、日本国ノコトバノ本体ナルベケレ。		<p>・「真名ノ文字ニハスグレヌコトバ」について、全註解通解・石田訳・森訳と同様、漢字に比べ見劣りする言葉と解した。</p> <p>cf. 大系本頭注「漢字にすると他にまさって見えないことば」。</p> <p>cf. 全註解通解「漢語の文字とくらべてはすぐれないことば」。</p> <p>cf. 大隅訳「漢字であらわすと見ばえがなくて、何の値打ちもなくなるようなことば」。</p> <p>cf. 石田訳「中国の文字(漢字)とくらべては優れない言葉」。</p> <p>cf. 森訳「(それよりも、対応する漢字がなく) 真名の文字には勝らない詞」。</p> <p>【真名の文字(漢字)に比べると見劣りする言葉で、はなはだ日常的な言葉であるような言葉こそ、日本国の言葉の本体(本来の姿)であるだろう。】</p>
28		ソノユヘハ、物ヲイヒツバクルニ、心ノヲホクコモリテ時ノ景気ヲアラハスコトハ、カヤウノコトバノサハサハトシ〔ラ〕スル事ニテ侍ル也。	〔ラ〕全：テ	<p>・「心ノ……コモリテ」については、cf. No. 18「心ハ……コモリタル」。</p> <p>・「サハサハト」の用例は巻第七に複数ある (No. 188, 319, 335)。</p> <p>cf. 「さはさは(と)」：〔副詞〕擬態語。「さはやか」「さはやぐ」と同根。混じりけや屈折がなく、純粹統一であるさま。①残りが全くないさま。きれいさっぱりと。②病気や気分が完全に回復したさま。さっぱりと。すっきりと。③障害や躊躇がなくして事が順調に進むさま。すらすらと。さらさらと。④事柄が明瞭であるさま。はっきりと。⑤否定表現と呼応して用いる。まったく。全然」(『角川古語大辞典』)。</p> <p>cf. 全註解通解「<u>というのは、物を云いつづけるのに意味が多くこもってその時のけはいをあらわすことは、かようなことばがすらすらとしてあらわすことであるのだ</u>」。</p> <p>cf. 大隅訳「<u>というのは、物ごとを説明していくうちに、心にいいたいことが積もり積もってきて、その時や場所の状況をあらわす段になると、そうしたことばを使うことによっていいたいことをさらさらと伝えることができるからである</u>」。</p> <p>cf. 石田訳「その理由は、物を言い続ける際に、このような言葉が、^{こころ}意味が多くこもってその時々のようなすを、一番すらすらと知らせるからである」。</p> <p>cf. 森訳「その理由は、物事を言い並べる(時)に意味が多く籠って(その)時の状況を表すことは(どのような詞によって可能になるかと言うと)、このような詞が(その時の状況を)はっきりと知らせる(からこそ可能になる)ことなのだ」。</p> <p>【そのわけは、ものを言い続ける際に、心が多くこもってその時の様子をあらわすことは、このような言葉がさわさわと(明瞭に)知らせることなのです。】</p>

29		児女子ガ口遊トテコレヲオカシキコトニ申ハ、詩歌ノマコトノ道ヲ本意ニモチイル時ノコトナリ。		【子どもや女性の口ずさみ（である）としてこれら（の言葉）をおかしなことで申すのは、漢詩や和歌の本来あるべきあり方を根本とする場合のことである。】
30		<p>愚痴無智ノ人ニモ物ノ道理ヲ心ノソコニシラセントテ、<u>仮名ニカキツクル〔オ〕、法ノコトニハタバ心ヲエンカタノ真実ノ要ヲートルバカリナリ。</u></p> <p>→愚痴無智ノ人ニモ物ノ道理ヲ心ノソコニシラセントテ、</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>天明本による本文 仮名ニカキツクルヲ、法ノコトニハ、</p> <p>文明本による本文 仮名ニカキツクル寸法ノコトニハ、</p> </div> <p><u>タバ心ヲエンカタノ真実ノ要ヲートルバカリナリ。</u></p>	〔オ〕 国全文：寸	<p>・「カキツクルオ、法」について、大系本頭注に「文明本「カキツクル寸法」。天明本「カキツクルヲ法」とあるのに従って本文を併記し、それぞれについて試訳を付した。</p> <p>ただし、巻第七に「法」の用例が乏しいのに対し（No. 64「一切ノ法」）、「寸法」の用例は複数あり（No. 85, 415, 466）、この箇所も「寸法」の可能性が高いか。</p> <p>・天明本にしたがって「カキツクルヲ、法」と読む場合、「法」は大系本頭注の通り、道理の類義語と解するべきか。ただし、「法」という語のそうした意味での用例は、『愚管抄』中に見出すことができない。</p> <p>cf. 「法（ほう）」：「〔一〕①事物の一定の秩序を支配するもの。物事の普遍的なありかた。のり。法則。②ある特定の社会集団のなかで守られるべきとりきめ。おきて。きまり。さだめ。規則。③特に、中世における生活規範。（中略）⑥しかた。やりかた。対処法。方法。だんどり。方式。⑦手本。模範。⑧通常程度。妥当な度合。普通。通例。（中略）〔二〕（ホフ）（梵）dharmaの訳。達磨。曇摩などと音訳する）仏語。①本質を保持し規範となって認識を生み出す基本的な要素。②色・心・事・理などの一切の万有に通ずる真理。真実の理法。（後略）」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>cf. 「法（のり）」：「〔一〕従い守るべきよりどころ。のつとるべき物事。①上位の者からの教え。導き。特に、神や仏の教え。戒律。②上位の者からの命令。おきて。法令。規則。③下位の者がつき従うべき模範。手本。④人一般に共通する道理。すじ道。心情。⑤やりかた。方法。方式。型。〔二〕はかるときのよりどころ。測定のもととなるもの。（後略）」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>・文明本にしたがって「カキツクル寸法ノコトニハ」と読む場合、「寸法」は基準となる方法と解した。</p> <p>cf. 「寸法」：「①基準とする、または基準になっている長さ。また、長さの度合。②判断や行動の基準となるもの。基準となるやり方。③ある物事について、心にいだいていた予想や計画。手順。手はず。もくろみ。計画。④前もって心にいだいていた感じや考えが適合する状況、有様。⑤物わかり。判断のしかた」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>・「タバ……ートルバカリナリ」については、cf. No. 19「タバースヂザ、……ケヅリステ、」。</p> <p>・「心ヲエンカタ」について、「筆者自身が理解するような事柄・方面」と解し、「真実」と同格的に並べられているものと見て訳出した。</p> <p>cf. 全註解通解（文明本本文による）「愚痴無智の人にも物の道理を心の奥に知らせようとして仮名で書きつけるやり方においては、<u>ただ意味を会得しようとする向き</u>の真実の要用を一つとして取るばかりである」。</p> <p>cf. 石田訳（文明本本文による）「私が今、おろかで知恵のない人にも、ものの道理を心の底まで知らせようとして、仮名で書きつける段取にしたのは、<u>全く、意味を理解するために本当に必要な方法を専ら執ることにしたものである</u>」。</p> <p>cf. 大隅訳（天明本本文による）「愚かで無知な人にもものの道理を心の底まで教えようと</p>

			<p>してかなで書くのであるが、理法のことについては、それを理解するために、ここでは<u>真実の要点一つをとりあげるだけである</u>」。</p> <p>cf. 森訳（<u>天明本本文</u>による）「<u>愚痴無智の人にも物の道理を心の底まで知らせよう</u>」（思つて）仮名で書き付ける（ことにしたのも）、<u>法のことにはただ本質を得る手立ての真実の要を一つ取り上げるだけ（でよいから）だ</u>」。</p> <p>【<u>愚痴無智の人にも物の道理を心の奥底まで知らせよう</u>と思つて、 { <u>天明本による本文</u> 片仮名で書きつけるのだが、<u>法（≒道理）</u> 関係については、 <u>文明本による本文</u> 片仮名で書きつける（際の）<u>基準となる方法</u>としては、 ただ（筆者が）理解するようなことである<u>真実の、要点を一つだけ取り上げる（他は捨てて書かない）</u>のである。】</p>
31		コノヲカシ事ヲバタバースヂニカク心得テミルベキナリ。	<p>・「ヲカシ事（ゴト）」の用例は、ほかに No. 5。</p> <p>【このおかしな書き物（本書）をただひとすじに（ひたすら）このように心得て読むのがよいのである。】</p>
32	322-7	ソノ中ニ代々ノウツリユク道理ヲバ、コハロニウカブバカリハ申ツ。	<p>◎以下、この書の主題を一言で述べ、このあとの叙述内容を予告する（ここで段落を改める）。</p> <p>・「申ツ」について、森訳では「言おう」と訳し、助動詞「ツ」は完了でなく確述の意に解すべきと補註に記す。森は『愚管抄』の成立順序に関する次の推測を参照している。「まず巻七が最初に構想され、それを実証すべく、過去を反省的に振り返る巻三から巻六までの「歴史叙述」があとから書き加えられ、最後に巻一と巻二の「皇帝年代記」が添えられたとおぼしい」（深沢徹「[古典を読む] 慈円『愚管抄』 荻部直ほか編『秩序と規範——「国家」のなりたち』（岩波講座 日本思想 第6巻、岩波書店、2013年、p. 286）。</p> <p>・試訳では、No. 32「申ツ」の「ツ」は完了、No. 33「カキツケ侍ヌ」の「ヌ」は確述の意に解した。</p> <p>【その中に時代時代に移りゆく道理を、心に浮かぶかぎり<u>申し述べた</u>。】</p>
33		ソレヲ又ヲシフサネテ、ソノ心ノ詮ヲ申アラハサントヲモフニハ、神武ヨリ承久マデノコト、詮ヲトリツハ、心ニウカブニシタガイテカキツケ侍ヌ。	<p>・「心ノ詮」について、大系本頭注は「究極の意味」とするが、「心の肝腎なところ」と訳した。</p> <p>cf. 「詮」：「①あれこれ考えたり行なったりして行きついたところ。つまるどころ。結局。所詮。究極。②なすべき方法。手段。せん方。③ある行為に値するだけのしるし。かい。④<u>一大眼目となる大事なところ。よりどころとなるもの。肝要なもの。中心。また、最高のもの。一番。</u>⑤えらび。選択。詮議。審議」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>cf. 「詮」：「①物事の道理・真理。道理の帰着するところ。所詮。（後略）」（『岩波古語辞典』）</p> <p>・「カキツケ侍ヌ」の「ヌ」については、上記 No. 32 参照。</p> <p>【それ（この書において申し述べたこと）をまた総括して、その<u>心の肝腎なところ</u>を申し表そうと思うには、神武天皇の時代から承久年間までのことを、<u>肝腎な点</u>を取り上げながら、心に浮かぶままに（以下に）<u>確かに</u>書きつけます。】</p>

34	322-9	ヲ、キニコ（レ）ヲワカツニ、漢家ニ三ノ道アリ。		<p>◎以下、中国における政道の推移を挙げ、日本国へのその適用し難さについて述べる（ここで段落を改める）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行研究と同じく、「コ（レ）」の指示対象はないと解する。 <p>【大別すると、中国には三つの政道がある。】</p>
35		皇道・帝道・王道也。		<ul style="list-style-type: none"> ・「皇道」「帝道」の解し方は、先行研究において一致しない。試訳は大系本頭注・大隅訳と同様に解する。 cf. 大系本「皇道」頭注「三皇五帝が行なった国家統治の仕方」、「帝道」頭注「<u>帝者</u>が行なう国家統治の仕方。「無_レ為者帝」（管子）」。 cf. 全註解釈注「皇道：<u>三皇の政道</u>」「帝道：<u>五帝の政道</u>」。 cf. 大隅訳「皇道（<u>三皇・五帝の政治の仕方</u>）・帝道（<u>帝者の政道</u>）」。 cf. 石田訳「<u>天皇・地皇・人皇</u>が行った皇道、<u>少昊・顓頊・高辛・唐堯・虞舜</u>の行なった帝道」。 cf. 森訳「<u>皇道・帝道</u>」。森は「皇道・帝道・王道」に注して、「赤松（大系本頭注を指す。引用者注）と大隅のように特定の出典を求めず、中島（全註解釈注を指す。同前）に従ってただ<u>三皇の道、五帝の道、三王の道</u>を指すとみるべきである。また、慈円は巻第一で「三皇、天子子、地皇子、人皇子。又三皇、伏羲、神農、黄帝」（四一頁）と記して三皇を特定していないため、石田訳も誤り」と記す。 <p>【<u>皇道（三皇五帝の政道）・帝道（帝者の政道）・王道（夏・殷・周三王朝の王の政道）</u>である。】</p>
36		<p>コノ三ノ道ニ、コノ日本国ノ帝王ヲ推知シテ擬アテ、申サマホシケレド、ソレハ日本国ニハ、日本〔記〕<u>已下ノ風儀ニモヲトリ、ツヤツヤトナキ事ニテ、中中アシカリヌベシ。</u></p>	〔記〕国全文：紀	<ul style="list-style-type: none"> ・「ソレハ日本国ニハ、日本〔記〕已下ノ風儀ニモヲトリ、ツヤツヤトナキ事ニテ」について、大隅訳は「ニ」を訳出していないが、試訳においては訳出した。「ヲトリ」とは言うが、中国・日本国を単純に序列化するのではなく、時代・場所の相違に応じ、相応によりありようがあることを言う文と解した。 cf. 大隅訳「<u>三つの道</u>といえ、日本国にとっては『日本書紀』以下にあらわれているならわしも劣っており、対比できるものなど少しもないのであるから」。 cf. 石田訳「<u>そうすることは日本国では『日本書紀』以下の歴史書の編集法にも劣り、全くないことであるから</u>」。石田は「風儀にもおとり」に注して「風儀はならわし、作法、手ぶり。底本は「をとり」、或いは「風儀にもとより」の誤写か。そうなれば「風儀に元来ないことだから」の意となる」と記す。 cf. 森訳「<u>それ（三道の別）は日本国においては『日本記』以下の（諸史に記録されている）風儀にもおとり、さっぱりとないこと</u>で」。森は「それ（三道の別）は〜おとり」に注して、「これは万世一系の日本とそうでない漢家という対比で理解すべきであろう。言うところは、漢家に皇道と帝道、王道という三つの道があるのは、君が種姓によらず皇から帝へ、そして王へと変化したことによるものであり、それは『日本書紀』以来そのような易姓革命がなく、古から今に至るまで一貫して天皇が君である本朝の習わしに劣っているから、とても擬えられない」と記す。また関連箇所として「日本国ノナラヒハ、国王種姓ノ人ナラヌスデヲ国王ニハスマジト、神ノ代ヨリサダメタル国ナリ」（本試訳 No. 118）、「漢家ノ事ハタゞ詮ニハソノ器量ノ一事キハマレルヲトリテ、ソレガウチカチテ国王トハナルコト、サダメタリ。コノ日本国ハ初ヨリ

				<p>王胤ハホカヘウツルコトナシ」(本試訳 No. 322-323)を参照する。</p> <p>【この三つの道に、この日本国の帝王(天皇)を推知しあてはめて申したいが、<u>それ(中国の三政道)は日本国として見れば、『日本書紀』以下の風儀(ならわし)に比べても劣り、全くないことであるから、(中国の三政道にあてはめて日本国の帝王を申すことは)かえってよくないに違いない。】</u></p>
37		<p>ソノ分際ハマタシリ [タ] カラン人ハ、ミナコノ仮名ノ戯言ニモ「ソノホドヨ」ナドハ思アハセラレムズル事ゾカシ。</p>	<p>[タ] 全：難</p>	<p>・「ソノ分際」について、試訳では、中国の三政道とは異なる日本国の風儀のそれ相応のよさ、または、中国の三政道と日本国の風儀とのけじめ、と解する。</p> <p>cf. 「分際」：「①その人、その物それぞれに応じた程度。分齊。②身のほど。身分の程度。分限。分齊。③分量。数量」(『日本国語大辞典』)。</p> <p>cf. 大系本「分際ハマタシリタカラン人」頭注「<u>けじめをまた知りたい人</u>」。</p> <p>cf. 大隅訳「<u>程度</u>」。</p> <p>cf. 石田訳「<u>分際(国王の徳の程度が皇道か帝道か王道か)</u>」。</p> <p>cf. 森訳「<u>分際(つまり和漢の相違)</u>」。</p> <p>cf. 「むず」：「推量の助動詞。「むとす」の原義のほか、「む」とほとんど同じ意味にやや強調の気持をこめて用いられる。①話し手自身の意志や希望を表わす。…しようとしている。…するつもりだ。…したい。②目前にないこと、まだ実現していないことについて、推量し予想する意を表わす。…だろう。きっと…であるだろう。③(連体形での用法)判定を避け、仮定、可能性を表わす。…であるような。…といわれる。…らしい。④適当・当然の意を表わす。…するのがよい。…するべきだ」(『日本国語大辞典』)。</p> <p>cf. 「むず」：「①《まだそうなっていないことについての推量・予想の意を表す》…だろう。②《意志・意向・決意を表す》…(し)よう。…(する)つもりだ。③《そうするのが当然だ、適当だという判断を表す》…すべきだ。…(するの)がよい。④(主に連体形の用法で)《仮に想定する意や柔らかく遠回しに言う意(仮想・婉曲)を表す》…としたら(その)。…のような」(『小学館 全文全訳古語辞典』)。</p> <p>cf. 「むず」：「ほぼ「む」と同じ用法で用いられるが、「む」にくらべると強い緊迫感を伴うことがあるといわれる。(後略)」(『例解古語辞典』)。</p> <p>【その(『日本書紀』以下の風儀の) <u>それ相応のよさ(または、中国の三政道とのけじめ)</u>をまた知りたいと思うような人は、みなこの片仮名の戯言にも「そのような具合なのだなあ」などと<u>きつとおのずと合点されることだろうよ。</u>】</p>
38	322-14	<p>漢土ニ衛鞅ト云執政ノ臣ノ出 [コ] シ [ガ] (コ) トコソ、万ノ事ノ器量ヲシル道ニハヨキ物語ニテ侍レ。</p>	<p>[コ] 全：なし [ガ] 全：なし</p>	<p>◎以下、中国における政道の「分際」(相応のよさ)を例証する挿話を述べる(ここで段落を改める)。</p> <p>・「器量」について、大系本頭注は「役にたつ才能」、全註釈注は「人材」とする。また、「万ノ事ノ器量ヲシル道」について、大隅訳は「あらゆることについて人の器量を知る方法」、石田訳は「すべての方面の器量(才能)を知る上」、森訳は「万事の器量を知る道」とする。試訳では「器量」を物事に巧みなありよう、具体的には、その時々^の道理をよく見るありようと解した。</p> <p>cf. 「器量」：「①物事をやりとげるだけの才能、能力。力量。②ある物事に巧みなこと。また、</p>

			その人。上手。名人。(後略)『日本国語大辞典』。 【中国に衛鞅(商鞅)という執政の臣が出現した経緯こそ、すべてにつけて巧みなありよう(それぞれの人がそれぞれによく道理を見るありよう)を知る手立てとしてはよい物語であります。】
39		秦代ニ孝公ヨキ臣ヲモトメ給ヒシカバ、景監ト云モノ衛鞅ヲモトメテマイラセタリ。	【秦の国のとき孝公(第十三代の王)が優れた臣下を求められたので、景監という者が衛鞅を求め参上させた。】
40		見参ニイリテ天下ヲ治メラルベキヤウヲ申。	【(衛鞅は孝公に) 拝謁して天下を統治すべき方法を進言する。】
41		孝公キコシメシテ御心ニカナハズトミユ。	【孝公はお聞きになって(衛鞅の進言が) 御心になかなわないように見える。】
42		又参テ申ス。	【(衛鞅は) 再び(孝公のもとに) 参上して進言する。】
43		ウチネブリテキコシメシイレズ。	【(孝公は) 眠ってお聞きにならない。】
44		第三度「マゲテ今一度見参ニイラム」ト申テ、令参テ申ケルタビ、居ヨリ居ヨリセサセ給テ、イミジクモチイラレケリ。	・「申テ」「令参テ」の主体の解し方は、先行研究において一致しない。 cf. 大系本「イラム」頭注「底本「イラシム」とあり、「シ」みせけち」。 cf. 大隅訳「こうして三度目に景監が「無理かもしれないが何とかもう一度お目どおりをさせよう」といって参上させ」。 cf. 石田訳「第三度目に「お嫌でも、もう一度お目にかかりたい」と申し上げて、参上して」。 cf. 森訳「(衛鞅は景監に) 三度目に「そこを何とか今一度見参に入りたい」と言って参上させて」。 【三度目に(衛鞅が)「無理ではあろうがぜひとも今一度拝謁しよう」と申して、(景監が衛鞅を) 参上させ(衛鞅が) 進言したとき、(孝公は) にじり寄りにじり寄りなさって、非常によく(その進言を) 用いられたということである。】
45		サテヒシト天下ヲ治メテケリ。	・「ヒシト」の用例は多い。「ムゲニ軽々ナル事バ」として列挙される「ハタト」「ムズト」等(cf. No. 25)ほどではないとしても、口語的表現か。試訳ではそのまま「ひしと」と記し、適合すると思われる訳を()内に付記した。 cf. 「ひし」:「①密着した物が強く押されて鳴る音。②密着するさま。ぴったり。③すきまのないさま。びっしり。④強く圧迫するさま。ぐい。⑤遠慮容赦もなく打つさま。びしり」(『岩波古語辞典』)。 cf. 「ひしと」:「①物がおされて鳴る音、みしみしと鳴る音を表わす語。②ゆるみなくぴったりと密着するさまを表わす語。しっかりと。③数多くのがぎっしりとすきまなく並んだりするさまを表わす語。④深く食いこむように内部まで侵食するさまを表わす語。⑤しっかりと厳格にことをなすさま、また、まさしくその状態になるさまを表わす語。⑥激しくひどく行なうさまを表わす語」(『日本国語大辞典』)。

				cf. 「ひしと」:「[副詞] 疊語で「ひしひし(と)」とも。①擬声語。④物がきしんで発する音を表す。びしと。②④手を打つときに発する音を表す。ばしと。⑤手心を加えずに激しくたたき音を表す。びしと。②擬態語。④対象物に密着し、力を入れて放さぬようにするさま。しっかりと。ぎゅと。②④対象に密着してすきまなく押えるさま。⑤同種のもが一面にすきまもないほどに多くあるさま。ぎっしりと。びっしりと。③行為にすきがなく、正確かつ厳密に行うさま。きっちりと。びしと。④⑤完全に事がなるさま。また、完全に当るさま。びたつと。⑤自分の心に深く付いて離れないさま。多く、面影が寄り添うことや、何かの事が心にかかることや、また心にかけることという。びたつと」(『角川古語大辞典』)。 ・試訳において「治メ」たのは衛鞅と解した。孝公とも解し得るかもしれないが、敬語が用いられていない。 【その後(衛鞅は) <u>ひしと(しっかりと)</u> 天下を統治したということである。】
46		ソレハ一番ニハ帝道ヲトキテイサメ申ケリ。		【それ(衛鞅が登用されるまでの経緯)は最初には帝道を説いて諫め申したということである。】
47		次ニハ王道ヲトキテヲシヘ申ケリ。		【次には王道を説き教え申したということである。】
48		コノニタビ御心ニカナハズ、第三度ノタビ「コノ君カナハジ」トミマイラセテ、覇業ヲトキ申テ用ラレニケリ。		【この(最初とその次の)二回は(孝公の)御心に叶わず、三度目に「この君主は(帝道・王道に)適合しまい」と見受け申し上げ、覇業を説き申し上げて確かに用いられたということである。】
49		秦ノ始皇ト申キミモ覇業ノ君トコソ申ナレ。		【秦の始皇帝と申し上げる君主もまさに覇業の君主と申し上げる。】
50		後ニ又魏ノ斉王ノ時ニ、范叔ト云臣ノ世ヲ〔トリタル〕。	〔トリタル〕 国文：トリタルハ	【後にまた魏の国の斉王のとき、范叔という臣下が政権をとった。】
51		衛鞅ヲイミジキ者ト云ケレド、蔡沢ト云者イデキテ、「衛鞅ハイミジカリシガ、後ニ車裂ニセラレタリナド申スゾカシ。王臣モ一期生無為無事ニコトモナクテスグルコソハヨケレ」ト論ジテ、范叔ハ蔡沢ニ論マケテ、「サラバ」トテ世ノ政ヲ蔡沢ニユヅリテイリコモリニケレバ、蔡沢ウケトリテ誠ニ王臣一生ハワダシクテヤミニケリ。		・「王臣」について、大系本頭注、大隅訳・森訳が「帝王の臣」「王臣」とする一方、全註解釈注、石田訳は「帝王と臣下」「王も臣下も」とする。石田は注に「慈円は王と臣の意に用いている」と記し、「この王臣の御仲を悪しく申す」(本試訳 No. 162)を参照する。なお、巻第七における「王臣」の用例は、cf. No. 90-91, 162, 188。 【(范叔は)衛鞅を立派な者と呼んだが、蔡沢という者が現れて、「衛鞅は立派であったが、後に車裂きの刑に処せられたなどと申すことよ。帝王・臣下ともその生涯無事に何事もなく過ぎることこそ素晴らしい」と論じて、范叔は蔡沢に論じ負けて、「それでは」といって世の政事を蔡沢に譲って籠居してしまったので、蔡沢は(世の政事を)受け取ってまことに帝王・臣下ともその生涯は穏やかに終わったということである。】
52		アハレコノモシキ者ドモカナ。		【ああ好ましい者どもであるよ。】
53		蔡沢ガメデタキヨリモ、范叔ガ我世ヲ道理ニヲレテ		【蔡沢の立派さよりも、范叔が自らの政権を道理に屈して去り退いた心の方が稀有であろう。】

		去テノキケルコヽロアリガタカルベシ。		
54		漢家ノ聖人賢人ノアリサマコレニテミナシラ〔ル〕ベシ。	〔ル〕全文：レヌ	【中国の聖人・賢人のありようはここからみな知られるであろう。】
55		〔唐〕太宗ノ事ハ貞観政要ニアキラケシ。	〔唐〕国全文：唐ノ	【唐の太宗（第二代の王李世民）のことは『貞観政要』に明白である。】
56	323-14	仏ノサトリニモ、菩薩ノ四十二位マデタツルモ、 <u>善悪ノサトリ分際</u> 、ミナヲモヒシラルヽ事ナリ。		◎以上、中国における政道の「分際」（相応のよさ）について述べたのに続き、仏道におけるさとり「分際」について付加的に触れる（ここで段落を改める）。 ・「善悪ノサトリ分際」について、善も悪もあるそれぞれのさとり「分際」の善悪の相応のよさを言うことと解した。単純な序列化でなく、それぞれの状況に応じて相応のよさがあるという見方が、No. 36 以下ここまで述べられていると解した。 cf. 大隅訳「善悪のさとりやその分れ目」。 cf. 石田訳「善悪の悟りの程度」。 cf. 森訳「善悪の悟り（やその）分際」。 【仏のさとりに関しても、菩薩の（発心から成仏までの階位として）四十二位まで立ててあるのも、善悪の（善もあれば悪もある）さとりやそれぞれに相応のよさが、みな納得できることである。】
57	323-16	今神武以後、延喜・天曆マデクダリツヽ、コノ世ヲ思ヒツマクルニ、心モトバモ不及。		◎以下、①神武～成務（計 13 代 846 年）、②仲哀～欽明（計 17 代 394 年）、③敏達～桓武（計 21 代 236 年）、の三期の区分について述べる（ここで段落を改める）。 【今神武天皇以後、延喜・天曆まで（時代を）下りつつ、この（日本国の）世を思い続けると、思案に余り形容の言葉もない。】
58		サリナガラコノ代ニノゾミテヲモフニ、神武ヨリ <u>成務</u> マデ十三代ハ、王法・俗諦バカリニテイサヽカノヤウモナク、皇子皇子ウチ〔ツバキ〕テ八百四十六年ハスギニケリ。	〔ツバキ〕国全文：ツギ	・成務天皇が区切りとなることについて、cf. ⅢNo. 42「マヅコノ次第ヲ思ヒツマクルニ、最道理ハ十三代成務マデ、継体正道ノマヽニテ、一向国王世ヲ一人シテ輔佐ナクテ事カケザルベシ」、ⅢNo. 96「人代ノハジメ成務〔マデ〕、サワサウト皇子皇子ツガセ給テ、正法トミエタリ」。 ・「ヤウ」については、cf. No. 1。 【しかしながらこの（今の）時代に臨んで思うには、①神武天皇から成務天皇まで十三代は、王法・俗諦ばかりで少しの子細もなく、皇子また皇子と途切れず続いて八百四十六年は過ぎ去ったことである。】
59		仲哀ヨリ欽明マデ十七代ハ、 <u>トカクヲチアガリテ</u> 、安康・武烈ノ王モマジラセタマイテ、又仁徳・仁賢メデタクテスギニケリ。		・「トカクヲチアガリテ」について、石田訳は「かれこれと落ちては少し上り落ちては少し上りして」とし、「落ち上りて」の注に「底本は「をちあがりて」。「落ちあがりて」なら「落ちては上って」、「 ^ち 復あがりて」なら「復興して」という意。もっとも底本では「お」と「を」との区別厳密ならず。落ちては少し上りの意か」と記す。大系本頭注は「ともすれば落ちたりあがりたり」とし、全註解釈注・大隅訳・森訳も同様。 【②仲哀天皇から欽明天皇まで十七代は、 <u>とかく落ちたり上りあがりて</u> 、安康天皇・武烈天皇（のような悪王）も混じられ、また仁徳天皇・仁賢天皇（という聖王の世）はめでたく過ぎ

				去ったことである。】
60		三百九十四年ナリ。		【(この十七代は) 三百九十四年である。】
61		十三代ヨリモ十七代ハスクナシ。		【(さきの) 十三代よりも (この) 十七代の方が(通算年数は)少ない。】
62		サテ欽明ニ仏法ワタリハジメテ、敏達ヨリ、聖徳太子ノヲサナクヲハシマス五ツ六ツ〔ヨリ〕、ワタルトコロノ経論、ヒトヘニヲサナキ人ニウチマカセテ、ミトキテ王ニ申サセタマイテ、敏達・用明・〔崇〕 峻三代ハスギヌ。	〔ヨリ〕全：なし	・大系本はここで段落を改めるが、上記①②の区分をひとまとめとするならここもまとめるほうがよいと考え、段落は改めない。 ・仏法伝来については、cf. 58 頁。 【そうして欽明天皇のとき仏法が初めて伝来し、③敏達天皇のときから、(すなわち) 聖徳太子が幼少でいらした五歳六歳の頃から、伝来した経論を、ひとえに幼少の人(聖徳太子)に委ね、(太子はそれを) 読み説いて天皇に奏上されて、敏達・用明・崇峻天皇の三代が過ぎた。】
63		ソノ次ニ女帝ノ推古ニヒシト太子ヲ摂政ニテ、仏法ニ王法ハタモタレテヲハシマセバ、コノ敏達ヨリ桓武マデ二十〔一〕代、コノ平安ノ京ヘウツルマデヲ一段ニトラバ、ソノ間ハ二百卅六年、コレ又十七代ノ年ノカズヨリモスクナシ。	〔一〕国：「一」(衍字錯簡もしくは挿入の可能性もある)、文：なし	・仏法・王法の関係については、cf. 122-123 頁。 【その次に女帝の推古天皇にひしと(しっかりと)(聖徳)太子を摂政として、仏法により王法は保たれていらっしやったので、この敏達天皇から桓武天皇まで二十一代、この平安京に遷都するまでを一区分とするならば、その間は二百三十六年、これまた(先行する)十七代(通算)年数よりも少ない。】
64	324-11	コノヤウニテ世ノ道理ノウツリユク事ヲタテムニハ、 <u>一切ノ法</u> ハタゞ道理ト云ニ文字ガモツナリ。		◎以下、移りゆく道理について総括的に述べ、この後の叙述を導入する(ここで段落を改める)。cf. 「たつ(立・起・建・植)」(他動詞)：「①ある現象を発生させる。上昇・高騰する現象、または空中に起る現象についていう。(中略) ②下にある物を空中に飛び上がらせる。(中略) ③人や物を垂直または立体の状態にする。また、その状態を保たせる。(中略) ④人をその場から退去させる。また、出発させる。行かせる。⑤感情を興奮させる。⑥事物を明瞭・完全な状態にする。顕在させる。また、創出する、設定する。(中略) ㊦事の道理・道義・規範・原則などを明らかにする。それを定める。㊧秩序・義理・作法・名誉などを守りとおす。それを確実に処置する。㊨特に、ことばに出して言う。宣言する。また、誓願をする。㊩計画・方策、あるいは基本などを定める。㊪生活・生計が成り立つようにする。また、立身出世をする。㊫事を成す。仕事などを成就させる。功を成す。㊬ある物事を特に取り上げる。それを特別に大切にす。代表的なものとして強調する。特立する。㊭ある人を特別に待遇し大切にす。㊮ある物事を特に心にかける。特別視する。それを表面に押し出す。㊯その事を職業とする。その本分を守る。㊰ある事を主張する。また、特別に問題にする。㊱意志・決心を通す。志操を守る。意地を張る。㊲ある位置や役目につかせる。立場・役割を決める。(中略) ㊳能力・効力を発揮させる。職能・機能を果させる。(後略)」(『角川古語大辞典』)。 cf. 「一切法(仏語)」：「(前略) 物質的・精神的なすべてのものごと。(後略)」(『岩波仏教辞典』)。 cf. 「持つ」：「①自分の手の中に入れて保っている。手に取る。所持する。②身につける。身

				に帯びる。携帯する。携行する。③自分の物とする。所有する。④そこなったり、変質したりしないようにして保つ。はじめの状態、また、よい状態で保つ。維持する。(後略)』(『日本国語大辞典』)。 【このようにして世の道理が移りゆくことを明らかにあらわすとしたら、 <u>一切の存在はただ道理</u> という二文字によって <u>保たれる</u> のである。】
65		其外ニハナニモナキ也。		【そのほかには何もないのである。】
66		ヒガコトノ道理ナルヲシリ、ワカツコトノキハマル大事ニテアルナリ。		cf. 「わかつ」:「①分割する。②(区域・経路・所属などを)切り離して別々にする。③(是非・正邪・善悪などの)けじめをはっきりわきまえる」(『岩波古語辞典』)。 【 <u>僻事も道理である</u> ことを知り、 <u>わきまえる</u> こと(僻事が僻事であることと、しかしそれが道理に即してもいることを、 <u>区別しつつとも</u> に知ること)はこの上ない重要事なのである。】
67		コノ道理ノ道ヲ、 <u>劫初</u> ヨリ <u>劫末</u> ヘアユミクダリ、劫末ヨリ <u>劫初</u> ヘアユミノボルナリ。		cf. 「劫」:「梵語カルパ kalpa の音略。劫波・劫臘波と音写し、長時と訳する。きわめて長い時間のこと。(中略)(五俱舍論卷十二によると、人壽無量歳から次第に減じて(後世の解釈では百年目毎に一歳ずつ減じて)十歳に至る間が一劫、更に(百年目毎に一歳ずつ)増して八万歳に至り、また減じて十歳に至る間が一劫、このようなことを十八回くりかえして十八劫、最後に十歳から増して八万歳に至る間が一劫、以上の二十劫は世界が出来上つたままのすがたで住しつつある間で、これを住劫という。また人壽が減じつつある間を減劫といい、増しつつある間を増劫といい、増劫には壽量・有情・資具・善品の四種が増盛するといわれ、これを四増盛という。住劫の次に世界が壊れつつある間が壊劫、次に空無のままで続く間が空劫、次に世界が出来上りつつある間が成劫、成劫の初を劫初といい、この成・住・壊・空の四劫を一大劫とする。四劫の長さはいずれも二十劫であるから、一大劫は八十劫となる。なお一劫を二小劫とする。(後略)」(『仏教学辞典』法藏館)。 ・「劫初劫末ノ道理」については、cf. No. 91。 【この道理の道を、劫初から劫末へと歩み降り、劫末から劫初へと歩み昇るのである。】
68		コレヲ又大小ノ国国ノハジメヨリヲハリザマヘクダリユクナリ。		・「大小ノ国国」で想起されているのは、大国=中国、小国=日本国、また「クダリユク」というとき想起されているのは、中国であれば皇道・帝道の時代から覇道の時代へ、日本国であれば、たとえば仁徳天皇の時代から崇峻天皇弑逆の時代への移りゆきか。 【これ(道理の道)をまた <u>大小の国々</u> が初めから終わりになる方向へ <u>降りゆく</u> のである。】
69		コノ道理ヲタツルニ、ヤウヤウサマザマナルヲ、心得ヌ人ニコハロエサセンレウニ、セウセウ心エヤスキ [ヤウ] カキアラハシ侍ベシ。	[ヤウ] 国全文:ヤウニ	・「立つ(他動詞)」については、cf. No. 64。 cf. 「れう(料)」:「①ある目的や対象のために使用する用具、材料、金銭など。②ある目的のために使用する人。召使。③ある行為や事柄の目的、原因、根拠、象徴であることを示す。ため。せい」(『角川古語大辞典』)。 ・「ヤウ」については、cf. No. 1。

				【この道理を明らかにあらわすにあたり、(その道理は) いろいろさまざまであるが、(それを) 理解しない人に理解させるために、少々理解しやすい <u>仕方</u> を書き表しましょう。】
70	325-2	一、冥顯和合シテ道理ヲ道理ニテトヲスヤウハハジメナリ。		<p>◎以下、道理が歴史において展開するありようの第一段階。冥の道理を顕の人々がそのまま道理として認識した時代について述べる。(以下時代区分の説明については、佐藤正英「中世における道理——『愚管抄』を中心に——」の整理を基とし一部補いながら示した。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階説は四劫観に基づく。 ・劫とは「仏語。きわめて長い時間。一般に、雑阿含經の説くところに従って、天人が方一由旬(四十里)の大石を薄衣で百年に一度払い、石は摩滅しても終わらない長い時間といい、また、方四十里の城にケシを満たして、百年に一度、一粒ずつとり去りケシはなくなっても終わらない長い時間という。なお、劫には小中大の大きさの段階があり、また劫の性質としてそれぞれ二十小劫からなる成・住・壞・空の四劫があって、循環すると説かれる。」(『日本国語大辞典』No. 67 参照。 ・四劫とは「一つの世界の形成から次の世界の形成が始まる前までの世界の変遷を4期に分けたもの」(『岩波仏教辞典第二版』)であり、「成劫(衆生やその住する国土、草木などの衆生世間と器世間が成立する期間)、住劫(二つの世間が安穩に存続する期間)、壞劫(衆生世間の破滅につれ器世間も破滅する期間)、空劫(すべてが破滅し去って何一つ存在しない期間)の四つの時期。」(『例文 仏教語大辞典』) ・器世間とは「仏語。二種世間、三種世間の一つ。生命あるもののよりどころとなる山河大地などをいう。人間をつつむ自然環境。器世界。器間。器界。器世間境。◀有情世間。」(『日本国語大辞典』) ・『俱舍論』によれば、住劫のときには、人の寿命が8万歳からしだいに減って10歳になり、次にしだいに増えて8万歳になり(増劫)、またしだいに減って10歳になり(減劫)と、これを20ある各劫ごとに繰り返すという。(「劫」『岩波仏教辞典第二版』) ・減劫とは「8万歳の寿命が、悪業のために100年毎に1歳ずつ減少して10歳になるまでの期間」で「仏陀が出現するのは、悪業のために人々が苦しむ減劫の時期であると考えられた。」(「減劫」同上) この減劫期間のごく一部分に、第一段階から第七段階までが含まれる。 ・「冥」については、「冥とは、天照大神、春日大明神、八幡大菩薩をはじめとする宗廟社稷の神々」、「冥は、極楽浄土あるいは彼岸の世界とは異質であり、無縁である。」(前掲佐藤論文)といわれる通りだが、全体としては日本にいる仏も含まれる。仏は見えない存在だが密教的・靈的に捉えられている。ただし、No. 71 からすると第一段階は仏教伝来以前の時期であるため、冥を「目に見えぬ神仏の世界」(大隅訳)とすると時代的な齟齬が生じるため、単に「冥(目に見えない世界)」と訳した。 <p>【一、冥(目に見えない世界)と顯(目に見える世界)が和合して道理を道理として通すありようが最初である。】</p>
71		コレハ神武ヨリ十三代マデカ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「十三代」：成務天皇 <p>cf. III No. 31, 96</p>

				【これは神武から十三代までか。】
72	325-4	二、冥ノ道理ノユクユクトウツリユクヲ顕ノ人ハエ心得ヌ道理、コレハ前後首尾ノタガヒタガヒシテ、ヨキモヨクテモトヲラズ、ワロキモワロクテモハテヌヲ人ノエ心得ヌナリ。		◎以下、道理が歴史において展開するありようの第二段階。冥の道理の変化に人々が気付かない時代について述べる。 ・第二段階は、冥が、悪くなる顕のために様々に新たな手を打って導こうとするが、顕の人々の側では理解や対応が全くできない状態。 ・冥の道理がどんどん変化するこの段階の最後に仏法伝来がある。冥（目に見えない世界）に諸仏菩薩が新規参入し、「神々の世界」だった冥が「神仏の世界」へと更新されるということであると解釈した。 ・「ヨクテモトヲラズ」「ワロクテモハテヌ」：大隅訳「善いことも善いこととして貫徹せず、悪いことも悪いままでは終わらないということ」は「モ」を見落としている。 【二、冥の道理がどんどん移りゆくのを顕の人々が理解できないという道理であり、これは前後・首尾が食い違い食い違いして、良いことも（どんなに）良くても通らず、良くないことも（どんなに）良くなくても絶えないこと（の意味・理由）を人々は理解できない。】
73		コレハ仲哀ヨリ欽明マデカ。		cf. III No. 93, 97, 98 【これは仲哀から欽明までか。】
74	325-7	三、顕ニハ道理カナトミナ人ユルシテアレド、冥衆ノ御心ニハカナハヌ道理ナリ。		◎以下、道理が歴史において展開するありようの第三段階。顕の人々は道理だと思っていることが、冥の道理には一致せず、後になって誤りに気付かされる時代について述べる。 【三、顕（目に見える世界）では道理かと思えて人々は受け入れているけれど、冥衆（目に見えない世界の者たち＝神仏）の御心には叶わないという道理である。】
75		コレハヨシト思テシツルコトノカナラズ後悔ノアルナリ。		【これは良いと思っただことに必ず後悔がある。】
76		ソノ時道理ト思テスル人ノ、後ニヲモヒアハセテサトリ知也。		【その時道理だと思っただ人が、後に思い合わせて悟り知るのである。】
77		コレ〔ハ〕敏達ヨリ後一条院ノ御堂ノ関白マデカ。	〔ハ〕国全文：ハ又	・「御堂ノ関白」：藤原道長。出家して法成寺を建立したことによる呼称。ただし、関白に就任したことはない。 【これは敏達から後一条院の御堂の関白までか。】
78	325-11	四、当時サタシナル間ハ、我モ人モヨキ道理ト思ホドニ、智アル人ノイデキテ、コレコソイハレナケルト云トキ、マコトニサアリケルト思返ヌ道理ナリ。		◎以下、道理が歴史において展開するありようの第四段階。その当座は良い道理だと皆思っている時に、智慧のある人が出て来て根拠がないと指摘し、人々が思い返す時代について述べる。 【四、その当座取り扱っている間は、自分も人も良い道理であると思っている時に、智慧のある人が出て来て、これは根拠がないと言う時、本当にそうであったと思返すという道理である。】

79		コレハ世ノ末ノ人ノフカクアルベキヤウノ道理ナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「フカクアルベキヤウノ道理」は従来、大系本頭注「根本のあるべき状態」の道理、全註解釈注「奥深くあるべき事情」の道理、大隅訳「本当にそうあってほしい姿の基本をなす道理」のように、解釈されてきた。「フカク」を「深く」ととり、連想を廻らせたそれらの解釈では、慈円は過去のことであるのになぜかここで急に建設的・希望的な発言をしたことになってしまい、違和感が残る。ここでは「フカク」を「不覚」の意と取り、「智アル人」と対照的な「世ノ末ノ人」のありようと取った。第三段階では人々は己の無智・不覚に全く気付かないまま、正しい行いをしているとばかり思っているが、第四段階で「智アル人」が現れることで状況が変わり、人々は正しいと思っていた己の行いに根拠がなかったことに初めて気付かされるということであると解釈した。 【これは世の末の人が（眞の道理との乖離に）どうしても無智になってしまうありようの道理である。】
80		コレマタ宇治殿ヨリ鳥羽院ナドマデカ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「宇治殿」：藤原頼通。宇治平等院鳳凰堂を建立したことによる呼称。 【これはまた宇治殿から鳥羽院などまでか。】
81	325-15	五、初ヨリ其〔儀〕両方ニワカレテヒシヒシト論ジテ〔ユリ〕ユクホドニ、サスガニ道理ハーコソアレバ、其道理ヘイ、カチテヲコナフ道理ナリ。	〔儀〕国全文：議〔ユリ〕全なし	<ul style="list-style-type: none"> ◎以下、道理が歴史において展開するありようの第五段階。道理についての議論が分かれ決着が付かず、威徳ある主人の意見に従う時代について述べる。 【五、初めからそのことでは二手に分かれて、ビシビシと議論して決まらぬままゆく間に、さすがに道理は一つであるから、その道理へと言い負かして、行うという道理である。】
82		コレハ地体ニ道理ヲシレルニハアラネド、シカルベクテ威徳アル人ノ主人ナル時ハコレヲ用ル道理也。		<ul style="list-style-type: none"> ・「地体（ぢたい）」：根底、本質、本来。 ・大隅訳「もともと道理を知っている」は誤り。 【これは本当に道理を知っているのではないけれど、しかるべき人で威徳のある人が主人である時は、これを用いるという道理である。】
83		コレハ武士ノ世ノ方ノ頼朝マデカ。		【これは武士の世の方の頼朝までか。】
84	326-3	六、カクノゴトク分別シガタクテ、トカクアルイハ論ジアルイハ未定ニテスグルホドニ、ツイニ一方ニツキテヲコナフ時、ワロキ心ノヒクカタニテ、無道ヲ道理トアシクハカライテ、ヒガコトニナルガ道理ナル道理ナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ◎以下、道理が歴史において展開するありようの第六段階。道理を分別できず、決着の付かないままになんとかそのうちの一つを道理としてしまう時代について述べる。 【六、このように分別し難くて、とかくある時は論じある時は定まらぬままで過ぎる間に、ついに一方について行う時、良からぬ心が誘う方で、無道を道理であると悪く取りなして、間違ったことになるのが道理であるという道理である。】
85		コレハスベテ世ノウツリユクサマノヒガ事が道理ニテ、ワロキ寸法ノ世々ヲチクダル時ドキノ道理ナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「寸法」：基準、手順、手はず。天明本では「…時、法」（大系本頭注）。 【これはすべて世のうつりゆくさまの間違ったことの道理で、悪い寸法の世々が落ち下る時々の道理である。】
86		コレ又後白〔河〕ヨリコノ院ノ御位マデカ。	〔河〕国全：	<ul style="list-style-type: none"> ・「コノ院」：今の院、後鳥羽院。

			河院、文：川院	【これはまた後白河からこの院の御位までか。】
87	326-8	七、スベテハジメヨリヲモヒクワダツルトコロ、道理ト云モノヲツヤツヤワレモ人モシラヌアイダニ、タダアタルニシタガイテ後ヲカヘリミズ、腹寸白ナドヤム人ノ、当時ヲコラヌトキ、ノドノカハケバトテ水ナドヲノミテシバシアレバ、ソノヤマイヲコリテ死行ニモヲヨブ道理也。		◎以下、道理が歴史において展開するありようの第七段階。道理を誰も知り得なくなった時代について述べる。 ・「寸白（スバク）」：寄生虫。 【七、全て初めから思い企てるが、道理というものを全く自分も人も知らないで、ただ行き当たるにしたがって後をも顧みず、腹を寄生虫などで病む人が、当面発病していない時、のどが乾いたからといって水などを飲んでしばらく経つと、その病が発病して死の道にも及ぶという道理である。】
88		コレハ <u>コノ世</u> ノ道理ナリ。		・「コノ世」：今の世、順徳天皇の世。 【これはこの世の道理である。】
89		サレバ今ハ道理〔イ〕フモノハナキニヤ。	〔イ〕国文：トイ	【だから今は道理というものはないのか。】
90	326-13	コノヤウヲ、日本国ノ世ノハジメヨリ次第ニ王臣ノ器量果報ヲトロヘユクニシタガイテ、カハル道理ヲツクリカヘツクリカヘシテ世ノ中ハスグルナリ。		◎以下、根底にある巨大な道理について述べる。 ・「日本国」についての文脈はNo. 64 から続く。 ・「コノヤウヲ」：大系本は「この措辞の意味不明確」とする。以下の「日本国……スグルナリ。」の部分は「一」～「七」を総括している内容であるため、それに対応するように「このように」という意味と取っておく。 ・「果報」：「持って生まれた幸運」（大隅訳） 【このように、日本国の世の初めから次第に王臣の器量や備えを持った幸運が衰えゆくのにしたがって、このような道理を作り替え作り替えて、世の中は過ぎるのである。】
91		劫初劫末ノ道理ニ、仏法王法、上古中古、王臣万民ノ器量ヲカクヒシトツクリア〔ラ〕ハスル也。	〔ラ〕国全文：なし	・「劫初劫末」 cf. No. 67 ・「上古中古」 cf. III No. 399-400。「上代」 cf. No. 365, 368。 ・No. 150 以下参照 【劫初（世界の始まりの段階）から劫末（世界の終わりの段階）に至る道理で、仏法・王法、上古・中古、王臣・万民の器量をこのようにひしと（ぴったりと）作り現わすのである。】
92		サレバトカク思トモカナフマジケレバ、カナハデカクヲチクダル也。		【だからあれこれ思っても叶うはずがないので、叶わずにこのように落ち下るのである。】
93		カクハアレド内外典ニ滅罪生善ト（イフ）道理、遮悪持善トイフ道理、諸悪莫作、諸善奉行トイフ仏説ノキラキラトシテ、諸仏菩薩ノ利生方便トイフモノハ一定マタルナリ。		・「イフ」：河村本による（大系本）。 ・「内外典」：本項で挙げられる四字熟語はすべて仏法由来のものであるが、なぜ「内外典」と「外」の字が入っているのか。内典（仏典）から影響を受けた外典（仏典以外の典籍）を指すか。『日本国語大辞典』「内外典」の用例では内典にアクセントが置かれた形で平然と使われているようである（今昔物語集三・二「凡そ内外典を世に弘めて、末世の衆生に善悪の報を令知給ふ事は」など）。慈円においても、内典を補助するものとしての外典という位置づけが自明視

				<p>されていると取る。</p> <p>・「滅罪生善」「遮悪持善」は「道理」、「諸悪莫作」「諸善奉行」（ともに七仏通戒偈の句）は「仏説」と使い分けられている。前者の二つは行為を指示する命令としてではなく（そのようにも読めるはずなのだが）、「罪」「悪」から「善」へと移行する物事の変化するありようを示す表現と捉えられている。後者の二つは行為を指示する命令としてのみ捉えられている。</p> <p>【こうではあるけれど、<u>内典・外典に滅罪生善（現世の罪を滅ぼし来世の善を生ずること）という道理、遮悪持善（悪を遮り善を保つこと）という道理、諸悪莫作（諸の悪はなすなかれ）、諸善奉行（諸の善は奉行せよ）という仏の教えがキラキラとして、諸仏菩薩の衆生利益の方策というものが確かにまたあるのである。</u>】</p>
94		コレヲコノハジメノ道理ドモニコ、ロヘアハスベキナリ。		<p>・「コレ」：諸仏菩薩の利生方便</p> <p>・「ハジメノ道理ドモ」：落ち下る道理（「一」～「七」）。「ドモ」は複数を示す。</p> <p>【これをこの初めの諸道理に合わせ心得るべきである。】</p>
95		イカニ心得アハスベキゾトイフニ、サラニサラニ人コレヲオシフベカラズ。		【どのように心得合わせるべきかという、決して決して人がこれを教えることはできない。】
96		智恵アラン人ノワガ智解ニテシルベキナリ。		【智恵があるような人が自分の智解（智恵による理解）で知るべきである。】
97		タバシモシヤト心ノヲヨビコトバノユカンホドヲバ申ヒラクベシ。		<p>・「モシヤト」：「もしや智解で知る助けにもなるかと思って」（大系本）、「もしかするとその助けになることもあろうかと思って」（大隅訳）は、「モシヤト」を「申ヒラク」に係るものとして置いているが、係り受けがやや遠い。ここでは「モシヤト」は「ヲヨビ」・「ユカン」に係るものとして訳出する。No. 100の「サヤウニヤト云コトハカキツケ侍ヌ。」とほぼ同内容とする。</p> <p>【ただし、<u>もしかしたらこういうことではなかったろうかと</u>（私の）心が及び、言葉が届くほどを申し述べよう。】</p>
98		大方フルキ昔ノコトハ、タマカタハシヲキクニ皆ヨロジハシラルハ心バヘノ人ニテ、シルシヲク事キハメテカスカ也。		<p>◎以下、諸仏菩薩の利生方便と落ち下る道理とをどのように合わせ心得ればよいかについて述べる。</p> <p>・「皆」を知る主体、「ヨロズ」を知られる対象と取る。</p> <p>【大かた古い昔（上古）のことは、ただわずかなことを聞けば皆が万事は知られる（という）心ばえの人々（だったの）で、記しておいたことが極めてわずかである。】</p>
99		コレヲミテ申サムコトハ、ヒトヘ〔ノ〕スイリヤウノヤウナレバ、又此コロノ人ハ信ヲオコサヌコトニテ侍ランズレバ、コマカニ申ガタシ。	〔ノ〕全：ニ	【（だから）これ（記しおかれたもの）を見て申すようなことは、もっぱらの推量のようなことから、またこの頃の人には信じぬことであろうから、事細かく申し難い。】
100		ヲロヲロハ、又ヤガテ事ノケ〔ズ〕ライヲバ、サヤウニヤト云コトハカキツケ侍ヌ。	〔ズ〕全：ス	<p>・「けすらひ」：それと感じられるような様子、態度を見せること。よそおい、そぶり。けしらい。（『日本国語大辞典』）</p> <p>【粗粗は、またそのまま事の雰囲気、そのようであったのではなからうかという（ほどの）ことは書き付けました。】</p>

101		サテ（世ノ）スエザマハ事ノシゲクナリテツクシガタク侍レドモ、清和ノ御時ハジメテ摂政ヲカレテ、良房ノヲトバイデキタマイシ後、ソノ御子ニ〔テ〕昭宣公ノワガライノ陽成院ヲオロシタテマツリテ、小松ノ御門ヲタテ給イシヨリ後ノ事ヲ申ベキ也。	〔テ〕全：ハ	・「サテ（世ノ）スエザマハ」：文明本・天明本による（大系本）。 【 <u>そうして世の末の様子は事が煩雑になって（申し）尽くし難いですが、清和の御時に初めて摂政を置かれて、良房の大臣が出現された後、その御子で昭宣公（基経）が自分の甥の陽成院を下ろし申し上げて、小松の帝（光孝天皇）をお立てなさってから後のことを申さねばならない。</u> 】
102		先道理〔ウ〕ツリユクコトヲ、地体ニヨクヨク人ハ心ウベキ也。	〔ウ〕全：ノウ	【 <u>まず道理が移りゆくことを、根本的によくよく人は心得るべきである。</u> 】
103		「イカニ国王ト云ハ、天下ノサタヲシテ世ヲシヅメ民ヲアハレムベキニ、トヲガウチナルヲサナキ人ヲ国王ニハセンゾ」ト云ダウリ侍ゾカシ。		・「」を追加。 ・道理①：徳治主義的（能力主義的）天皇観に由来する為政のあるべきありよう（佐藤論文、cf. No. 70）から、血統主義によった幼天皇（陽成）擁立に反対する議論。 【 <u>「どうして、国王というのは天下の処置をして世を鎮め民を憐れむべきであるのに、十（歳）未満である幼い人を国王にはするだろうか」という道理がありますぞ。</u> 】
104		次ニ「国王トテスエマイラセテ後ハ、イカニワロクトモ、タバサテコソアラメ。ソレヲワガ御心ヨリヲコリテヲリナントモ仰ラレヌニ、ヲシオロシマイラスベキヤウナシ。「コレヲ云ゾカシ、謀反トハ」ト云道理又必然ノ事〔ニテ侍〕ゾカシ。	〔ニテ侍〕全：なし	・「」を追加。 ・道理②：血統主義的天皇観に由来する為政のあるべきありよう（佐藤論文、cf. No. 70）から天皇廃立に反対する議論。（ただし天皇を擁立してしまえば、そこにも適用されることになってしまう廃立反対の議論。） 【次に「国王として据え申し上げて後は、いかに良くなくても、ただそうしているのがよい。それを自分の御心から発して降りようとも仰せられぬのに、無理に下ろし申し上げるべき道はない。「これを言うのだぞ、謀反とは」」という道理もまた必然のことですぞ。】
105		其二、コノ陽成院ヲオロシマイラセラレシヲバ、「イハレ」〔ズ〕昭宣公ノ謀反ナリト申人ヤハ世〔々〕侍ル。	〔ズ〕文：ヌ 〔々〕国文：ニ	・一つ目の読点と「」を追加。 ・道理②に関わる廃立についての世評（②）。 ・「イハレズ」：大系本頭注（「イハレズ」）では「何とも言えず、無茶に」、全註釈注（「イハレズ」）では「いわれがない」、岩波文庫本（「イハレヌ」）では「何とも言えぬ、無茶な」とある。大系本頭注・岩波文庫本の解釈に従う。 【 <u>それに（加えて）、この陽成院を下ろし申し上げられたことを、「無茶な昭宣公の謀反である」と申す人が世々にございますか。</u> 】
106		ツヤツヤトサモヲモハズ又申サヌゾカシ。		【 <u>（人々は）まったくそうも思わず、また申さぬことよ。</u> 】
107		御門ノ御タメカギリナキ功ニコソ申ツタヘタレ。		【 <u>帝の御為に限りない功績（であった）と申し伝えている。</u> 】

108		又幼主トテ四五ヨリ位ニツカセ給ヲ、「シカルベカラズ、モノサタスルホドニナラセ給テゴソ」ト云人ヤハ又侍ル。		<ul style="list-style-type: none"> ・「」を追加。三つ目の読点を削除。 ・道理①に関わる幼帝擁立についての世評(①)。 【また幼主として四・五歳より位に即かせなされたのを、「そうしてはならない、物を判断するほどに成長されなされてから(お即かせすべきだ)」と言う人がまたございますか。】
109		昔今ツクマジキ人ヲ位ニツクル事ナケレバ、ヲサナシトテキラハバ、王位ハタヘナンズレバ、コノ道理ニヨリテヲサナキヲキラフコトナシ。		<ul style="list-style-type: none"> ・道理③：道理①に関わる幼帝擁立についての世評(①、No. 108)を補足する道理。 【昔も今も即くべきでない人を位に即けることはないので、幼いと言って嫌うならば、王位は絶えてしまうに違いないので、この道理によって幼いことを嫌うことはない。】
110		コレラ〔二〕ニテ物ノ道理ヲバシルベキナリ。	〔二〕全：なし	<ul style="list-style-type: none"> ・「二」：大系本頭注では「幼少の天皇は好ましくない、天皇になってはならないものを天皇としない、の二つの道理。」とするが前半は単純な誤り。全註釈注では「新大系本(=国)「これら二にて」は「天皇は幼少でも嫌はず、位に即くまじき人は位に即けない」ことをさす。」とするが、そこから「物ノ道理」を知ることにはできないと考えられる。ここでは、これまで昭宣公が人々から非難されないばかりか賞賛されていること(道理①に関わる幼帝擁立についての世評①、道理③を含めてもよい)、これまで幼帝擁立が人々から非難されていないこと(道理②に関わる廢立についての世評②)の二つと取る。 【これら二つによって物の道理を知るべきである。】
111		大方世ノタメ人ノタメヨカルベキヤウ用ル。		【大かた世のため人のためによいであろうありようを用いる。】
112		何ゴトニモ道理詮トハ申ナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「詮(せん)」：肝心のところ。『日本国語大辞典』の語義では「(4)一大眼目となる大事なところ。よりどころとなるもの。肝要なもの。中心。また、最高のもの。一番。」に当たる。大系本頭注「究極の道理」、全註釈注「道理詮一道理の眼目。究極の道理」、大隅訳「何ごとについても究極の道理というものが存在するのである」は文脈上成り立たない。石田注「道理が究極だ」が最も正解に近い。cf. 阿 p. 544 下段 1. 1「道理詮」 【何ごとにも道理が肝心とは申すのである。】
113		世ト申ト人ト申トハ、二ノ物ニテハナキ也。		【世と申すのと人と申すのとは、二つのものではない。】
114		世トハ人ヲ申也。		【世とは人を申すのである。】
115		ソノ人ニトリテ世トイワルハ方ハヲホヤケ道理トテ、国ノマツリコトニカハリテ善悪ヲサダムルヲ世トハ申也。		<ul style="list-style-type: none"> ・「世」は公の道理・国の政治に関わる面。 【その人にとって世といわれる方面は公の道理といって、国の政治に関わって善悪を定めることを世とは申すのである。】
116		人ト申ハ、世ノマツリコトニモノゾマズ、スベテ一切ノ諸人ノ家ノ内マデヲヲダシクアハレム方ノマツリコトヲ、又人トハ申ナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「人」は家内の政治に関わる面。 【人と申すのは、世の政治にも臨まず、すべて一切の諸人の家の内までを穏やかに憐れむ方面の政治を、また人とは申すのである。】

117		其人ノ中ニ国王ヨリハジメテアヤシノ民マデ侍ゾカシ。		【その人という中に国王から始まって賤しい民までがいますぞ。】
118		ソレニ国王ニハ国王〔フ〕ルマイヨクセン人ノヨカルベキニ、日本国ノナラヒハ、国王種姓ノ人ナラヌズデヲ国王ニハスマジト、神ノ代ヨリサダメタル国ナリ。	〔フ〕全：ノフ	・「種姓(しゅしゃう)」:ひとが生まれつき属している階級や家柄。氏素性。(『日本国語大辞典』) 【それに国王には国王振る舞いをよくするような人がよいはずであるのに、日本国の習いは、国王の家柄の人でない筋を国王にはしてはならないと、神代から定めている国である。】
119		ソノ中ニハ又ヲナジクハヨカラシトネガフハ、又世ノナラヒ也。		【その中にはまた同じことならば良いだろう者と願うのは、また世の習いである。】
120		ソレ〔ニ〕カナラズシモワレカラノ手ゴミニメダタクヲハシマス事ノカタケレバ、御ウシロミヲ用テ大臣ト云臣下ヲナシテ、仰合ツ、世ヲバヤコナヘトサダメツル也。	〔ニ〕全：ハ	・「手ゴミ(手込・手籠)」:手はず、手配り、手順。(『日本国語大辞典』) 【それに必ずしも自分の考える手はずで立派においでになることが難しいので、御後見役を用いて大臣という臣下を設けて、御相談なされつつ世を行えと定めたのである。】
121		コノ道理ニテ国王モアマリニワロクナラセ給ヌレバ、世ト人トノ果報ニヲサレテ、エタモタセタマハヌナリ。		・「果報」:個人を越えた果報として捉えられている。よって全註釈注が「幸運(地位)」とするのは、個人の果報を意味してしまうため文脈上当てはまらない。大隅訳が「因果応報の力」としているのが近いだろう。ただし大隅訳「世と人との関係からくる因果応報の力」では、「世」と「人」とが別物になってしまうので「関係からくる」という部分は不可。「世」と「人」は同じ物の二側面であり(No. 113-116)、「人」にはありとあらゆる者が含まれている(No. 117)ため、「世と人との報い(の総体)」と訳した。 【この道理によって、国王もあまりに良くなくおなりになられてしまうと、世と人との報い(の総体)に押されて、(王位を)お保ちになられることができないのである。】
122		ソノワロキ国王ノ運ノツキサセタマウニ、マタヤウヤウノサマノ侍ナリ。		【その良からぬ国王の運がお尽きになられる時に、また様々の様子があります。】
123	329-7	太神宮・八幡大菩薩ノ御ヲシヘノヤウハ、「御ウシロミノ臣下トスコシモ心ヲオカズヲハシマセ」トテ、魚水合体ノ礼ト云コトヲサダメラレタル也。		◎以下、魚水合体の礼について述べる。 ・「太神宮」:天照大神 ・「魚水」:親密な間柄のこと。 【皇太神宮(天照大神)・八幡大菩薩の御教えのさまは、「御後見の臣下と少しも心を置かずにおいでなされませ」といって、魚水合体の礼ということを定められた。】
124		コレ〔計〕ニテ天下ノヲサマリミダル、事ハ侍ナリ。	〔計〕国文：肝、全：許	【これだけで、天下が治まり、乱れることはあるのです。】
125	329-9	アマノコヤネノミコトニ、アマテルヲオ〔ン〕神ノ、「トノハウチニサブライテヨクフセギマモレ」ト御一諾ヲハルカニシ、スヘノタガウベキヤウノ露バカリモノナキ道理ヲエテ、藤氏ノ三功トイフ事イデキヌ。	〔ン〕国文：ンノ	◎以下、藤原氏の三功について述べる(ここで段落を分ける)。 ・「アマノコヤネノミコト(天兒屋根命)」:藤原氏の先祖神、春日大明神 ・「アマテルヲオン神(天照大神)」:天皇家の先祖神 ・出典:日本書紀卷第二神代下第九段第二の一書 【天兒屋根命に、天照大神が、「宮殿の内に伺候してよく防ぎ守れ」と御同意をはるかにし、末

				(の世)が間違ふことは露ほどもないという道理を得て、藤原氏の三功ということが出て来た。】
126		ソノ三ト云ハ、大織冠ノ入鹿ヲ誅シ給シコト、永手大臣・百河ノ宰相ガ光仁天皇ヲタテマイラセシ事、昭宣公ノ光孝天皇ヲ又タテ給シコト、コノ三也。		<ul style="list-style-type: none"> ・「大織冠」：藤原鎌足 ・「入鹿」：蘇我入鹿、大化元年(645)没 ・「永手」：藤原房前の次男 ・「百河」：藤原宇合の八男 ・「光仁天皇」：宝亀元年(770)擁立 ・「光孝天皇」：元慶8年(884)擁立 【その三というのは、大織冠(鎌足)が入鹿を成敗なされたこと、永手大臣・百河の宰相が光仁天皇を立て申しあげたこと、昭宣公(基経)が光孝天皇をまた立てなされたこと、この三つである。】
127		ハジメ〔二〕ハ事アガリタリ。	〔二〕全：ニ	<ul style="list-style-type: none"> ・「アガリタリ」：「時代が古くさかのぼる。」(大系本頭注)、「時代が遠くへだたっている。」(大隅訳)。645年と770年の二つは時代が古く、884年は時代が近いとするのはどのような基準か。端的に上古に属する事柄という意味ではないか。cf. p. 3501. 13, p. 326注22, p. 1661. 6 【はじめの二つは上代のことである。】
128		昭宣公ノ御コトハ、清和ノ後ニサダカニイデキタル事也。		【昭宣公の御事は、清和の後に確かに出て来たことである。】
129	329-15	ソノ後スベテ国王ノ御命ノミジカキ云バカリナシ。		◎以下、天皇の短命について述べる(ここで段落を分ける)。 【その後すべての国王の御命が短いことはいうまでもない。】
130		五十二ヲヨバセ給タル一人モナシ。		【(国王で)五十(歳)にお及びになられたのは一人もいない。】
131		位ヲオリサセ給テ後ハ、ミナ又ヒサシクヲハシマスメリ。		【位をお退きになられて後は、みなまた長命でおいでになるようだ。】
132		コレラハ皆人シリタレド、一ドニコハロニウカブコトナケレバ、ウルサキヤウナレド、コレヲマツ申アラハスベシ。		【これらのことは誰もが知っているけれど、一度に心に浮かぶことがないので、うるさいようだけれど、これをまず申して明らかにしなければならぬ。】
133	330-3	清和ハワヅカニ御歳三十一、治天下十八年ナリ。		◎清和天皇(在位18年、死没年齢31歳) 【清和はわずかに御歳三十一(歳)、天下を治めること十八年である。】
134	330-4	陽成ハ八年ニテフリサセ給。		◎陽成天皇(在位8年、死没年齢82歳) 【陽成は(天下を治めること)八年で(位を)お下りなされる。】
135		〔又〕、八十一マデヲハシマセド世モシラセタマハズ。	〔又〕国文：又	<ul style="list-style-type: none"> ・「又」：大系本本文ではNo. 134の文末として「又」があるが、後続の天皇の寿命の記述に「又」(完了)が付いていないことから、国史大系の「又」とする解釈を取る。

				・読点を追加。 【 <u>また</u> 八十一（歳）までおいでになるが、世も統治なされない。】
136	330-5	光孝ハタマ三年、コレハサラニイデキヲハシタル事ニテ、五十五ニテハジメテツカセ給。		◎光孝天皇(在位3年、死没年齢58歳) 【光孝はただ三年、これは事改めて出て来ていらっしやることで、五十五（歳）で初めて即位なさる。】
137	330-7	宇多ハ三十年ニテ位ヲサリテ御出家、六十五マデヲハシマス。		◎宇多天皇(在位30年、死没年齢65歳) 【宇多は三十年で位を去って御出家、六十五（歳）までおいでになった。】
138	330-8	醍醐ハ卅三年マデヒサシクテ、御年モ四十六ニテ、タダコレバカリメダタキ事ニテヲハシマス。		◎醍醐天皇(在位33年、死没年齢46歳) 【醍醐は三十三年まで長くて、御年も四十六（歳）で、ただこれだけがめでたいことでおいでになる。】
139	330-10	朱雀ハ十六年ニテアレド卅ニテウセ給フ。		◎朱雀天皇(在位16年、死没年齢30歳) 【朱雀は十六年であるが三十（歳）で隠れなさる。】
140	330-11	村上ハ廿一年ニテ四十二マデ也。		◎村上天皇(在位21年、死没年齢42歳) 【村上は二十一年で四十二（歳）までである。】
141	330-12	コレ延喜・天曆トテ、コレコソスコシナガクヲハシマセ。		◎延喜・天曆の治 【これは延喜・天曆（の聖代）とって、これは少し長くおいでになりましたが。】
142	330-13	冷泉ハ二年ニテ位ヲオリテ、六十二マデヲワシマセド、タダ陽成トロナジ御事ナリ。		◎冷泉天皇(在位2年、死没年齢62歳) 【冷泉は二年で位を下りて、六十二（歳）までおいでになるが、ただ陽成と同じ御事である。】
143	330-15	円融ハ十五年ニテ卅四。		◎円融天皇(在位15年、死没年齢34歳) 【円融は十五年で三十四（歳）。】
144	330-16	花山ハ二年ニテ四十一マデヲハシマセド云ニタラズ。		◎花山天皇(在位2年、死没年齢41歳) 【花山は二年で四十一（歳）までおいでになるが言うほどのことはない。】
145	331-1	一条ハ廿五年ニテ卅二、幼主ニテノミヲハシマスハ、ヒサシキモカイナシ。		◎一条天皇(在位25年、死没年齢32歳) 【一条は二十五年で三十二（歳）、幼主としてのみおいでになるのは、久しくても甲斐がない。】
146	331-2	三条ハ五年ナリ。東宮ニテコソヒサシクヲハシマセドモ又カイナシ。		◎三条天皇(在位5年、死没年齢42歳) 【三条は五年である。東宮としてこそ久しくおいでになるが（これも）また甲斐がない。】

147	331-3	後一条ハ二十年ナレド廿九ニテ、又幼主ニテヒサシクヲハシマシキ。		◎後一条天皇(在位 20 年、死没年齢 29 歳) 【後一条は二十年であるが二十九(歳)で、また幼主として長くおいでになった。】
148	331-4	後朱雀ハ九年ニテヲトナシクヲハシマセドモ卅七、又ホドナシ。		◎後朱雀天皇(在位 9 年、死没年齢 37 歳) 【後朱雀は九年で大人でいらっしゃるが三十七(歳)、また短い。】
149	331-5	後冷泉ハ廿三年ニテ四十二、コレゾスコシホドアレド、ヒトヘニタゞ宇治殿ノマヽナリ。		◎後冷泉天皇(在位 23 年、死没年齢 42 歳) 【後冷泉は二十三年で四十二(歳)、これは少し期間があるが、ひとえにただ宇治殿の意のままである。】
150	331-7	コノ国王ノ代々ノワカ死ヲセサセ給ニテフカク心ウベキナリ。		◎以下、道理の現われとしての寿命について述べる。 【この国王が代々の若死にをされなされることで深く心得ねばならないのである。】
151		タカキモイヤシキモ、命ノタフルニスギテ、ツクリカタメタル道理ヲアラハスミチハアルマジキ也。		・「命ノタフルニスギテ」：大系本頭注「定まった運命がささえ得る以上に」では、「命」を「めい」と読ませて「運命」の意と取り、「タフル」を「耐える」の意と取る。大隅訳「運命によって定められた寿命以上に」は、大系本頭注の「運命」の意を取り入れながらも「寿命」の意と取り、「命」に二重の意味を持たせている。いずれも誤り。No. 129, 222 などと同じくここでの「命」は「いのち」の意味であり、「タフル」は「絶える」の意味である。石田訳「寿命(いのち)がどれくらいもつかということ以上に」が最も正解に近い。ただし「寿命」の字は定められた命の長さを意味し、すでに仏神の関与が繰り込まれた語であり、続く「ツクリカタメタル道理ヲアラハス」と意味が重複してしまうため避けるべきかと考える。 【身分が高いのも賤しいのも、命が絶えること以上に(わかりやすく)、作り固めた道理を現す道はあるはずがない。】
152		日本国ノ政ヲツクリカフル道理〔ト〕、ヲリキノミカドノ世ヲシロシメスベキ時代ニヨチクダルコトノマダシキホド、国王ノ六十七マデモヲハシマサバ、撰籙ノ臣ノ世ヲオコナフト云一段ノ世ハアルマジキ也。	〔ト〕国全文：ハ	・「ト」：国全文で「ハ」とあることをふまえて、「とは」と訳出した。 【日本国の政治を作り変える道理とは、退位した帝が世を統治なさるべき時代に落ち下ることがまだ現実になっていない時は、国王が六十、七十(歳)までもおいでになれば、撰籙の臣が世(の政治)を行うという段階の世はあるはずがない。】
153		サスガニ君トナラセヲハシマシテ、五十六マデ脱履モノクテアラシニハ、タゞ昔ノマヽニテコソアルベケレ。		・「脱履(だつし)」：天子が執着の念なく、帝位を退くこと。位を惜しげもなく捨てること。(『日本国語大辞典』) 【さすがに君とおなりでいらっしゃって、五十、六十(歳)まで位を捨てないでいるような場合には、ただ昔のままであるに違いない。】
154		誠ニ御年ノワカクテ、ハジメハ幼主ノ撰政ニテ、ヤウヤウサバカリニナラセ給ヘドモ、我ト世ヲシラム		・「幼主ノ撰政」：ここでの「撰政」は「君主に代わって政治をとり行うこと」(『日本国語大辞典』)の意味であり、訳すなら動詞形で「撰政する」としたいところであるが、現代語になじま

		トヲボシメスホドノ御心ハエナシ。		ないため名詞形（「君主に代わって政治をとり行う人」の意）で意識した。 【本当に御年が若くて、初めは幼主に摂政を置いて、次第にそれなりにおなりになられるけれども、自分から世を治めようと思いになるほどの御心ばえはない。】
155		撰籙ノ臣ノ器量メデタクテ、ソノ御マツリ事ヲタスケテ、世ヲオサメラルレバ事モカケズ。		【撰籙の臣がすばらしい器量で、その（＝君の）御政治を助けて、世をお治めになれば不足もない。】
156		サルホドニ君ハ卅ガウチトニテミナウセサセ給フ也。		・「ウチト」：内外 【そうするうちに君は三十（歳）の前後でみなお亡くなりなさるのである。】
157		コレコソハ太神宮ノ、コノ中ホドハ、キミノ君ニテ昔ノゴトクエアルマジケレバ、此レウニコソ神代ヨリ、「ヨク殿内ヲフセギマモレ」トイハテシカバ、ソノ子孫ニ又カク器量アイカナイテ、ムマレアイムマレアイシテコノ九条ノ右丞相ノ子孫ノ、君ノ〔政〕ヲバタスケンズルゾト、ツクリアハセラレタル也。	〔政〕全：政事	cf. No. 125 【これこそは太神宮（天照大神）が、この中頃は、君が君として昔のようにあることができないだろうから、このために神代から、「よく宮殿の内を防ぎ守れ」と確かに言ってあったので、その子孫にまたこのように器量が相かかって、生まれ合わせ生まれ合わせしてこの九条の右大臣（師輔）の子孫が、君の政治を助けることになるようにと、作り合わせられたのである。】
158		サテソノ後、太上天皇ニテ世ヲシロシメスベシト又サダマリヌレバ、 <u>白河・鳥羽・後白河</u> ト三代ハ七十六（十）五十二ミナアマリアマリシテ世ヲバシロシメスニナン。		・「十」：文明本による。 ・「白河」：天喜元年-大治四年（1053-1129）→「七十…アマリ」 ・「鳥羽」：康和五年-保元元年（1103-1156）→「五十…アマリ」 ・「後白河」：大治二年-建久三年（1127-1192）→「六十…アマリ」 【そうしてその後、太上天皇として世を御統治なさるようとまた定められたため、 <u>白河・鳥羽・後白河</u> と、三代は七十、六十、五十（歳）をみな上回って世をお治めになられるのである。】
159		サレバコノコトハリハコレニテ心エラレス。		【よってこの理はこれで得心された。】
160		サテ後三条院ヒサシクヲワシマスベキニ、事ヲバキザシテ四十ニテウセヲハシマス事ゾボツカナケレド、ソレハムズト世ノヲトロフベキ道理ノアラハルハナルベシ。		◎以下、後三条天皇(在位 1068-1072 年、1073 没、40 歳)に兆した理想について述べる。 【そうして後三条院は久しくおいでになるはずのところ、事が兆して四十（歳）で隠れなことがよくわからないが、それはぐっと世が衰えるはずの道理が現れるのであるに違いない。】
161		後三条院御心ニヲボシメスホドノアリケムハ、イカニメデタカリケム。		cf. No. 178, 179 【後三条院が御心にお考えになる時間があったに違いないことは、どれほど素晴らしいことであつたらうか。】
162		サテ、トモイヘカクモイヘ、時ニトリテ、世ヲシロシメス君ト撰籙臣トヒシト一ツ御心ニテ、チガフコトノ返返侍マジキヲ、別ニ院ノ近臣ト云〔物〕ノ、男女ニツケテイデキヌレバ、ソレガ中ニイテ、イカニモイカニモコノ王臣ノ御中ヲアシク申ナリ。	〔物〕国文：者	【そうして、なんだかんだ言っても、その時にあたって、世をお治めになる君と撰籙の臣とがぴったりと一つ御心となって、（御心を）違えることがくれぐれも起きてはならないところを、別に院の近臣というものが、男につけ女につけ出て来たので、それが間にいて、どうにもどうにもこの王臣の御仲を悪く申すのである。】

163		アハレ俊明卿マデハイミジカリケル人哉。		<ul style="list-style-type: none"> ・「俊明」：源俊明、白河院の近臣。 【ああ俊明卿までは素晴らしい人であったよ。】
164		コハヲ詮ニハ君ノシロシメスベキナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「シロシメス」：大隈訳「世の中を治めていかれる」ではなく、石田訳「お知りなさる」に従う。 【ここを肝心のところとして君がお知りにならねばならぬのである。】
165		今ハ又武者ノイデキテ、將軍トテ君ト撰籙ノ〔家〕トヲオシコメテ世ヲトリタルコトノ、世ノハテニハ侍ホドニ、此武將ヲミナウシナイハテハ、誰ニモ郎従トナルベキ武士バカリニナシテ、ソノ將軍ニハ撰籙ノ臣ノ家〔ノ君〕公ヲナサレヌル事ノ、イカニモイカニモ宗廟神ノ、猶君臣合体シテ昔ニカヘリテ、世ヲシバシヨサメントヲボシメシタルニテ侍レバ、ソノ始終ヲ申トヲシ侍ベキ也。	<p>〔家〕国全文：臣 〔ノ君〕国文：ノ若、全：□若</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「昔」：慈円は現在の摂家將軍というありかたは、後三条院の親政・院政に連なるものであり、ひいては君臣合体の昔に帰る道筋と捉え、その背後には宗廟神の意志が働いていると見ている。cf. 『『愚管抄』に、後三条上皇が藤原氏掣肘の目的で讓位後も政治を行おうとしたと説いて以来、後三条上皇院政開始説が長く信ぜられたが、確証はない。ただ天皇に藤原氏掣肘の意図のあったことは確かであり、その後嗣に撰関家の外孫になることをさけるために白河天皇に讓位し、その東宮に源氏所出の第二皇子実仁親王、次に同第三皇子輔仁親王を予定して崩じたが、白河天皇は、後三条上皇の遺志を無視して、自分の児孫に皇位を伝えようと欲し、東宮実仁親王の没後に、輔仁親王をさしおいて、幼少の皇子善仁親王を東宮に立てて即日讓位し（堀河天皇）、その後見として次第に政治に発言し、やがて政務万般に及んだ。堀河天皇崩じ、その皇子鳥羽天皇が即位したが、これまたわずか四歳の幼童であったので、引きつづいて政務にあたった。輔仁親王は健在であり、しかも聡明の聞えは年とともに高く、その周辺に集まる廷臣もまた少なくなく、脅威は依然去らなかつたからである。院政はこうして始まったとする説が、最近では有力である。』（「院政」『国史大辞典』） 【今はまた武者が出て来て、將軍と言って君と撰籙の家とを押し込めて世を取っていることが、世の終わりではあります時に、この武將をみな失い果てて、誰に対しても郎等となるべき武士ばかりとして、その將軍には撰籙の臣の家の君公（頼経）を据えられたことが、どうにもどうにも宗廟神が、なお君臣合体して昔に帰って、世をしばらく治めようとお思いになっている（と）ことでもありますので、その始終を通して申さねばなりません。】
166		サレバ後三条院ハ四年、コレヨリノ事ヲコマカニ申ベシ。		【よって後三条院は四年（であり）、これ以後のことを細かく申そう。】
167		コノ後ハ事カハリテ位ヲリテ後、世ヲシラントヲボシメシクハダテハ、ワレハトクウセサセ給シカド、白河院七十七マデ世ヲシロシメシキ。		<ul style="list-style-type: none"> ◎白河天皇（在位年 1072-1086）～白河院（上皇 1086-、法皇 1096-1129 没、77 歳） 【この後は様子が変わって、位を下りて後、世を治めようと計画をお考えになって、自分は早くお隠れになったけれど、白河院が七十七（歳）まで世をお治めになった。】
168		コレハ臣下ノ御フルマイニナレバヒサシクヲハシマスナリ。		【これは臣下としての御振る舞いになるので、久しくおいでになるのである。】
169	333-7	〔次〕鳥羽院又五十四マデヲハシマスベキニ、又後白〔河〕五代ノミカドノ父祖ニテ、六十六マデヲハシマス。	<p>〔次〕全：次ニ 〔河〕国：河院、文：川院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎鳥羽天皇（在位年 1103-1123）～鳥羽院（上皇 1123-法皇 1142-1156 没、54 歳） ◎後白河天皇（在位年 1155-1158）～後白河院（上皇 1158-法皇 1169-1192 没、66 歳） 【次に鳥羽院はまた五十四（歳）までおいでになるはずのところに加え、また後白河が五代の帝の父祖として、六十六（歳）までおいでになる。】

170		太上天皇世ヲシロシメシテノ後、ソノ中ノ御子・御孫ノ位ノヒサシサ〔、ト〕サノコトハムヤクナレバ申ニヲヨバズ。	〔、ト〕 国文：ト。	・「ヒサシサ、トサノコト」：国文「ヒサシサト。サノ事」とする文節の切れ目は理解しがたい。大系本本文、また全「久シサ、トサノ事」が正しい。意味としては、大系本頭注「とっさのこと」では期間が短すぎる。大隅訳「長さ短さ」が正しい。「久しさ・疾さのこと」として取る。 【太上天皇（上皇）が世をお治めになっての後、その間の御子・御孫の在位の <u>久しさ・早さ</u> のことは無益なので申すに及ばない。】
171		ワザトセンヤウニホドナクカハラセ給フメリ。		【わざとするように、間もなくお変わりなさるように見える。】
172		ソノ次ニコノ院ノ御世ニ成テ、ステニ後白河院ウセサセヲハシマシテ後、承久マデステニ廿八年ニナリ侍リヌル也。		◎後鳥羽天皇（在位年 1183-1198）～後鳥羽院（上皇 1198-、法皇 1221-1239 没、60 歳） 【その次にこの院（後鳥羽院）の御世になって、すでに後白河院がお隠れになっておいでになって後、承久まですでに二十八年になりました。】
173	333-12	延喜・天曆マデハ君臣合体魚水ノ儀マコトニメダシトミュ。		◎以下、君臣合体がうまく機能していた時代とその綻びについて述べる。 ・「君臣合体魚水ノ儀」：全では「君臣合体・魚水ノ儀」と並列と取るが、ここでは君臣合体を主語、魚水を述語と取って訳出した。 【延喜・天曆までは君臣の合体が魚水のごときことがまことにめでたいと見える。】
174		北野ノ御事モセメテ時平ト御心タガハヌカタノシルシナルベシ。		【北野の御事も、強いて時平と（君の）御心が違わぬようにする靈験であるに違いない。】
175		冷泉院ノ御後、ヒシト天下ハ執政臣ニツキタリトミュ。		・大系本本文の段落分けを解除した。 【冷泉院の御後、ひっしと天下は執政の臣に付いたと見える。】
176		ソレニトリテ御堂マデハ撰籙ノ御心ノ、時ノ君ヲオモイアナヅリマイラスル心ノサワサワトナクテ、君ノアシクヲハシマス事ヲバメダク申ナヲシ申ナヲシテヲハシマスヲ、君ノアシク御心エテ、円融・一条院ナドヨリ我ヲアナヅルカ、世ヲワガ心ニマカセヌコソ、ナドヲボシメシケルハミナ君ノ御ヒガ事トミュ。		【それについて、御堂（道長）までは撰籙の御心が、時の君を思い侮り申し上げる心がさらさらなくて、君が悪くておいでになることを素晴らしいこととして申し直し申し直ししていらっしやるのを、君が悪いようにお心得になって、円融・一条院などから「私を侮るか、世を自分の思いどおりにできぬこと（が残念だ）」などお思いになったのはみな君の御間違いと見える。】
177		宇治殿ノ後冷泉院ノ御時、世ヲヒシトトラセ給シ後ニ、スコシハ君ヲアナヅリマイラセテ、世ヲワガ世ニ思ハレケルカタノマジリニケルヨ、ナドミュ。		・大系本本文の段落分けを解除した。 【宇治殿（頼通）が後冷泉院の御時、世をびしとお執りになられた後に、少しは君を侮り申し上げて、世をわが世と思われたふしが混じってしまったよ、などと見える。】
178	334-5	後三条院コレヲサ御ランジテ、コノ事アレトヲボシメシテ、今ハタハ脱履ノ後「ワレ世ヲシラン」トヲボシメシテケリ。		◎以下、後三条院の親政について述べる。 ・「」を追加。 ・No. 160-166 を参照。

				【後三条院はこれをそのようなことと御覧になって、このことをあれあれ（嘆かわしい）とお思いになって、今はただ位を捨てて後に「私が（直接）世を治めよう」とお思いになったのである。】
179		サレドコノ宇〔治〕ト後三条院トハサハヲボシメセドモ、アシカリケリアシカリケリトミナ思ヒナヲシ思ヒナヲシテ、〔王〕道ヘヲトシスエテ世ノマツリコトハヤミヤミシケルヨ、ナドミユ。	〔治〕 国文：治殿 〔王〕 文：正	・敬語の有無により、「ヲボシメセ」の主語を院、「思ヒナヲシ」の主語を宇治と取る。 【しかしこの宇治と後三条院とは、院はそうはお思いであるが、宇治（頼通）は悪かった悪かったとみな <u>思い直し</u> 思い直して、王道へ落とし据えて世の政治は落ち着いたよ、などと見える。】
180	334-9	白河院ノ後、ヒシト、太上天皇ノ御心ノホカニ、臣下トイフモノ、〔センニタツ〕事ノナクテ、別ニ近臣トテ白河院ニハ初ハ俊明等モ候。	〔センニタツ〕 全：詮ニ立ツ、文：詮ニタツ	◎以下、白河院の院政について述べる。 ・「センニタツ」：「先頭に立つ。先に立つ。」（『日本国語大辞典』） ・全文は「詮ニ立ツノタツ」とするが意味不明か。大隅訳「重要な役割を果たす」。 【白河院の後、ぴしっと、太上天皇の御心の他に、臣下というものが先頭に立つことがなくなって、別に近臣という者がいて白河院には初めは俊明らもおりました。】
181		スエニハ顕隆・顕頼ナド云物〔ドモ〕イデキテ、本体ノ撰籙臣ヲコノシモザマノ人ノヲハシケルニ、又カナシウヲサレテ〔ヲ〕ソレハバカリナガラ、又昔ノスエハサスガニツヨクノコリテ、鳥羽、後白河ノハジメ法性寺ドノマデハアリケリトミユ。	〔ドモ〕 全：ナド 〔ヲ〕 全：なし	・「法性寺ドノ」：藤原忠通。慈円の父。1162年出家。 【（白河院の）末には（藤原）顕隆・顕頼などという者どもが出て来て、本体である撰籙の臣には愚かで下級の人のおいでだったので、また（顕隆・顕頼ら近臣に）悲しく押されて、恐れ憚りながらもまた、昔の（撰籙の臣の）末はさすがに強く残って、鳥羽・後白河の初め法性寺殿（忠通）まではいたと見える。】
182	334-14	コノ中ニ白河院ノ、知足院ドノ〔ヲ〕ヒシト中アシクモテナシテヲヒコメテ、ソノ知足院ノ子法性寺殿ヲ別ニトリハナツヤウニツカヒタテサセ給タル御ヒガ事ノ、ヒシト世ヲバウシナイツルニテ侍ナリ。	〔ヲ〕 全：ト	◎以下、撰籙の臣の衰退について述べる。 ・「知足院ドノ」：藤原忠実。慈円の祖父。「女泰子の入内問題で院の怒りに触れ内覧停止。翌年長子忠通が関白となり宇治に引退。」（『日本歴史大事典』） ・「ヲヒコメテ」：大系本頭注「家に押し込む」、大隅訳「籠居させておいて」。 ・「別ニトリハナツヤウニツカヒタテ」：「別ニ」を「ツカヒタテ」にかかると取って訳した。 【この中で白河院が、 <u>知足院殿（忠実）</u> をびしっと仲悪く扱って家 ^に 追い込んで（＝閉門させ）、その知足院の子法性寺殿（忠通）を、特別に引き離すようにしきりにお使いになられる御間違いが、ぴしりと世の政治を失ったのであります。】
183		コレニツケテサダカニ冥顕ノ二ノ道、邪神善神ノ御タガへ、色ニアラハレ内ニコモリテミユルナリ。		【これにつけても、確かに冥・顕の二つの道は、邪神・善神の御食い違いが、表に顕れたり内に籠もったりして見えるのである。】
184		サレドモ鳥羽院ハ最後ザマニヲボシメシシリケン、物ヲ法性寺殿ニ申アワセテ、ソノ申サルマニテ、後白河院位ニツケマイラセテ、立ナヲリスベキコロニ、カヤウニ成行ハ世ノナルマジケレバ、スナハチ天下日本国ノ運ノツキハテ、大乱ノイデキテ、	〔者〕 国文：士	【そうではあるけれども鳥羽院は最後になってお思い知りになったのだろうか、ものを法性寺殿に申し合わせて、その（＝法性寺殿の）申されるままに、後白河院を位につけ申し上げて、立ち直るはずのところ、このように成り行く時は世が直るはずがないので、すぐに天下の日本国の運が尽き果てて、大乱が出て来て、ぴしりと武者の世になってしまったのである。】

		ヒシト武〔者〕ノ世ニナリニシ也。		
185		ソノ後、撰籙ノ臣ト云〔物〕ノ、世中ニトリテ、三四番ニクダリタル威勢ニテ、キラモナク成ニシナリ。	〔物〕国全文：者	【その後、撰籙の臣というものが、世の中にとって、三、四番（目）に下った威勢となって、きらめきもなくなってしまったのである。】
186		其後ワヅカニ松殿・九条殿コノ二人、イサ、カーノ人ニ似タル事ドモアレド、カク成ヌル上ノナサケニテコソアレ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「松殿」：藤原基房 ・「九条殿」：九条〔藤原〕兼実、九条家の始祖、忠通の三男、慈円の兄。 ・「一人」：最高権力者。主に摂政・関白を指す。 ・「カク成ヌル上ノナサケニテコソアレ」：大隅訳「下落してしまったことへの同情によってありえたことであった。」、大系本頭注「摂政関白の威勢が三、四番にさがったので思いやりとして起きたことである。」ではナサケの主体が不明である。人間によるナサケではないと考えられるため「(仏神の) 情け」と訳出した。 <p>【その後わずかに松殿(基房)・九条殿(兼実)、この二人がいささか一人(摂政・関白)に似ていることどもがあるけれど、それはこうなった上での(仏神の) 情けである。】</p>
187		松殿ハ平家ニウシナハレ、九条殿ハ源將軍ニトリイダサレタル人ニテ、国王ノ御(意)ニマカセテ、撰籙臣ヲワガ物ニタノミモシ、ニクミモスルスデノコソコソトウセヌル上ハ、ヨキモアシキモヲカシキ事ニテ今ハヤミヌルニ、タバシバシコノ院ノ後京極殿〔良経〕ヲ撰籙ニナサレタリシコソ、コハメデタキ事カナトミエシホドニ、ユメノヤウニテ頓死セラレニキ。	〔良経〕国文：良経	<ul style="list-style-type: none"> ・「良経」：九条兼実の次男、忠通の孫、慈円の甥。1202年土御門天皇の摂政、1206年刺殺。藤原俊成・定家を後援。 <p>【松殿は平家に退けられ、九条殿は源(頼朝)將軍に引き出された人で、国王が御意にまかせて、撰籙の臣を我が物に頼みもし、憎みもする筋道がこっそりと消えた上は、良いも悪いも笑止なことで、今はなくなったが、ただしばらくこの院(後鳥羽院)が後京極殿良経を撰籙になされた時には、これはめでたいことよと見えた間に、夢のようで頓死されてしまった。】</p>
188		近衛殿ト云父子ノ、家ニハムマレテ、職ニハ居ナガラ、ツヤツヤトカイハライテ、世ノヤウヲモ家ノナライヲモ、スベテシラズ、キカズ、ミズ、ナラハヌ人ニテ、シカモ家領文書カ、エテ、カクトラレヌ、カエサレ〔ヌ〕シテ、イマダウセズシナ〔デ〕ヲハスルニテ、ヒシト世ハ王臣ノ道ハウセハテヌルニテ侍ヨト、サハサハトミユル也。	〔デ〕国全文：デ猶〔ヌ〕文：ズ	<ul style="list-style-type: none"> ・「近衛殿ト云父子」：忠通の孫、基実の長子である近衛基通とその子家実。 <p>【近衛殿という父子(基通・家実)が、(撰籙の)家には生まれて、職にはありながら、きれいさっぱり払い退けて、世のありさまをも家の習いをも、全て知らず、聞かず、見ず、習わぬ人で、しかも莊園文書を抱えて、このように取られたり、返されたりして、いまだ亡くならず死なないでおいでになることで、ぴしりと世の政治は王臣の道は失せ果てたのでありますよと、明らかに見えるのである。】</p>
189	336-1	ソレニ王モ臣モマヂカキ九条殿ノ世ノ事ヲ思ハレタリシ〔ゴ〕チカラノ正道ナルカタハ、宗廟社稷ノ本ナレバ、ソレガトフルベキニヤ〔エ〕、イマ左大臣ノ子ヲ武士ノ大將軍ニ、一定八幡大菩薩ノナサセ給ヒヌ。	〔。〕国全文なし	<p>◎以下、撰家將軍と仏神の関与について述べる(ここで段落を分ける)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マジカキ」：大隅訳「そして王も臣もそのあり方には、近年九条殿が世の中について思いをめぐらせたように」は、マジカキを時間的な近さと取っている。ここでは、九条殿が王とも臣とも近いという関係の近さと取る。「(1)空間的に、間隔が少ない。近い。」「(まちかい)『日本国語大辞典』」 ・「思ハレタリシ。チカラ」：大系本本文では句点があるが、国全文の本文に句点がないこと、また石田注=森注に従い、句点を削除する。 ・「ソレガトフルベキニヤ。」：全、大隈訳では句点があるが、石田訳=森訳に従って挿入句的表現と取り、句点を読点に改めて訳す(「ソレガトフルベキニヤ、」)。連動して大系本本文の段落

				<p>分けを解除した。</p> <p>cf. 石田訳「それにつけても、王も臣もついさきごろ見知っていた、あの九条殿兼実の、世の事（国の政治）を思われた念力の正道なことは皇祖神と国家の神の御本意であるから、それが達せられるはずであろうか、今、兼実の子の左大臣道家の子頼経を武士の大將軍にまちがいはなく八幡大菩薩がなされたのである。」</p> <p>【それに加えて、王も臣も間近い九条殿が世の政治のことを願われた力が正道である方面は、国家・朝廷の本だからそれが通らねばならぬということだろうか、いま左大臣の子（頼経）を武士の大將軍に、定めし八幡大菩薩がさせなされたのである。】</p>
190		人ノスル事ニアラズ〔、〕一定神々ノシイダサセ給ヒヌルヨトミユル、フカシギノ事ノイデキ侍リヌル也。	〔、〕全：。	【人がすることではなく、定めし神々がお始めになられたよと見える、不可思議のことが出て来たのです。】
191		コレヲ近衛殿ナド云サタノホカノ者ハ、「ワガ家ニカヽルコトナシ。ハヂカヽルヽカ」イハルヽヲ、「誠ニ」ナドヲモフ人モアルトカヤ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「」を追加。 ・「カカルコトナシ」：「將軍を継ぐなどとんでもない、身分格差がある」という意味。 <p>【これを近衛殿などという論外の者は、「我が家にこのようなことはない。（九条家は）恥をかかれるか」といわれるのを、「その通りだ」などと思う人もいるとか。】</p>
192		ヲカシキ事トハ、タバコレラナリ。		【笑止なこととは、ただこれらである。】
193		ワガ身ウルハシク家ヲツギタル人ニテコソ、サヤウノ事ハヲロカナガラモイフベケレ。		【自身がきちんと家を継いだ人であってこそ、そのようなことは疎かながらもいうべきことである。】
194		平將軍ガ乱世ニ成サダマル謀反ノ詮ニ、二〔位〕中將ヨリ、ツヤツヤ物モシラヌ人ノワカワカヲロカヲロカトシタルニ、撰籙ノ臣ノ名バカリサヅケラレテ、怨靈ニワザトマモラレテ、ワガ家ウシナワ〔ン〕レウニ久シクイキタルゾト、エ思ヒシラヌホドノ身ニシテ、「家ノハヂ也」ナドイハバヤ、大菩薩ノ御心ニカナフベキ。	〔位〕国全文：位ノ〔ン〕全：レン	<ul style="list-style-type: none"> ・「謀反」：治承3年11月の政変 ・「二位中將」：近衛基通。No. 188 参照。 ・「怨靈」：大系本頭注「平家をさす」、大隅訳「怨靈（平家の怨靈）」、森注「この怨靈は平家ではなく崇徳帝と忠実……と見るべきである。言うところは、崇徳帝と忠実の怨靈は日本を滅ぼすため、日本にとって有害な近衛家を護っている。」とする。ここでは「怨靈」の本体は特定しない。 ・「ハヂ」の内容はNo. 191 参照。 <p>【平（清盛）將軍の乱世に成り定まった謀反の極みに、二位の中將から、さらさら物も知らない人で若くていかげんな者に、撰籙の臣の名ばかりを授けられて、怨靈に自ら守られて、自分の家を失うために久しく生きているぞと、思い知ることができぬほどの身で、「家の恥である」などというならば、（八幡）大菩薩の御心にかなうだろうか。】</p>
195		不足言ト云ハコレナリ。		【言うに足りないというのはこれである。】
196		スコシハ、世ノウツリ物ノ道理ノカハリユクヤウハ、人コレヲワキマヘガタケレバ、ソノレウニコレハカ		<ul style="list-style-type: none"> ・「スコシハ」：「ワガ心ニイレイレセンズレバ」にかかる語と取った。 ・「センズレバ」：詮ずれば、詳しく考えると。大隅訳「自分でよく考えてみることをしなけれ

		キツケ侍レド、コレヲミム人モワガ心ニイレイレセンズレバサラニカナウマジ。		<p>ば」は肯定否定が逆になっている。恐らく「カナウマジ」を処理できずにそうってしまったのだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カナウマジ」：大系本頭注「理解することは不可能であろう」を受け継いで、大隅訳「<u>道理の推移というものを決して理解することはできないであろう</u>」とするが、理解の対象を「道理の推移というもの」としたため、筋が通らなくなった。理解の対象が「道理の推移というもの」であるならば、文末は「カナウマジ」ではなく「カナウベシ」でなければならない。 ・「カナウマジ」の対象は否定対象であるため、No. 191-195 まで述べられてきた、近衛父子が撰家将軍を九条家の恥としたこと以外には考えにくい。以上をふまえて訳出した。 <p>【<u>少しは</u>——世が移り物の道理が変わりゆくありさまは、人はこれをわきまえ難いので、そのためにこれは書き付けているのですが——これを見る（読む）ような人も自分の心に入れ入れし詳しく考えると、（近衛の言うことなどは）全く受け入れられないだろう。】</p>
197		コハイカバシ侍ベキ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「コ」：大隅訳「そこで、<u>今述べている不可思議のこと</u>については、どう考えればいいのであろうか。」の下線部は、No. 196 の誤った解釈が引き延ばされているものであり、本文には対応するものがない。「コ」はNo. 196 の「近衛の撰家将軍否定が受け入れられないものであること」を指す。 <p>【(では) <u>これは</u>どうすべきでありましょう。】</p>
198		サレバ撰籙家ト武士家トヲヒトツニナシテ、文武兼行シテ世ヲマモリ、君ヲウシロミマイラスベキナリヌルカトミユルナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・撰家将軍を改めて肯定する内容。 <p>【だからこそ撰籙家と武士家とを一つになして、文武を兼ね備えて世を見守り、君を後見し申し上げるべきことになったかと思えるのである。】</p>
199	337-1	コレニツキテ昔ヲ思ヒイデ今ヲカヘリミテ、正意ニフトシスエテ邪ヲステ正ニキスル道ヲヒシト心ウベキニアヒ成テ侍ゾカシ。		<p>◎以下、怨霊という道理について述べる（ここで段落を分ける）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「昔ヲ思ヒイデ」：No. 202~210 の記述を指すものと取る。 <p>【これについて、<u>昔を思い出し</u>今を顧みて、正しい意味に落ち着かせて邪を捨て正に帰する道をひしと心得るべき段に相なったのですよ。】</p>
200		先コレニツキテ、是ハ一定大菩薩ノ御計カ〔、〕天狗・地狗ノ又シハザカトフカクウタガウベシ。	〔、〕全：。	<ul style="list-style-type: none"> ・「コレ」：大隅訳は「コレニツキテ、是ハ」をまとめて「このような不可思議なことが」とするが「不可思議なこと」に該当する文言はない。森訳「これ（撰家将軍の出現）」が妥当であろう。 ・より一般的にいえば、撰家将軍のことだけでなく出来事というものには、大いなる超越者が人の世を良い方向に導こうとするものと、小さな超越者がいたずら・私怨によって人を惑わせるものがあるので、そのどちらであるかをよくよく考えて見極めながら道理を心得ていかねばならない、ということも含意されていると考えておく。 <p>【まずこれについて、これは定めし（八幡）大菩薩のお計らいか、天狗・地狗のまた仕業かと深く疑わねばならない。】</p>
201		コノウタガイニツキテ、昔ヨリ怨霊ト云物ノ世ヲウ	〔ノ〕文：□	<ul style="list-style-type: none"> ・「先仏神ニイノラルベキ」：なぜまず仏神に祈るべきなのか。怨霊は正しく疑うこと自体をも

		シナイ人ヲホロボス道理〔ノ〕一〔ツ〕侍ヲ、 <u>先仏神ニイノラルベキナリ</u> 。	〔ツ〕国：ツ	妨げるため、まず仏神の力で怨霊の力を防いでもらい、正しく疑える状態を確保するためであるからと考える。 【この疑いをなすことについて、昔から怨霊というものが世を失い人を滅ぼす道理が一つありますのを、 <u>まず仏神にお祈りになるべきである。</u> 】
202		<u>百川ノ宰相イミジク光仁ヲタテ申シト</u> 、又ソノアトノ王子立太子論ゼシニ、桓武ヲバタテヲホセマイラセタレド、アマリニサタシスゴシテ、 <u>井上ノ内親王ヲ穴ヲ</u> 〔エ〕リテ獄ヲツクリテコメマイラセナンドセシカバ、現身ニ竜ニ成テ、ツイニ蹴コロサセ給フト云メリ。	〔エ〕国全文：ホ	<ul style="list-style-type: none"> ・大系本本文の段落分けを解除した。 ・「百川ノ宰相」：藤原百川（732-779）、No. 333 参照。 ・「井上ノ内親王」：717-775 聖武天皇皇女、他戸親王の母。「井上」の読み方は『国史大辞典』では「いのうえ、いかみ」、全「ゐのかみ」、文「ゐかみ」。『新版日本架空伝承人名事典』では「いかみ」で立項し「いのうえ」「いのえ」と称する説もある」とした上で、次のように述べる。「七二一年（養老五）五歳で齋内親王に卜定され、一一歳から二〇年近く伊勢大神宮に侍した。のち白壁王（光仁天皇）の妃となり酒人内親王を生み、即位と同時に皇后となる。しかし七七二年（宝亀三）長年にわたり天皇を呪詛したとして、巫蠱・厭魅大逆の罪で廃后され、これが息子の他戸親王（実子でないという説もある）の廃太子・皇籍剥奪事件に発展し、翌年天皇の同母姉難波内親王の死が彼女の厭魅によるとして、母子ともに大和国宇智郡に幽閉され、一年半後に日を同じくして没した。この死は他殺もしくは自殺の可能性が強く、没後早くから崇りを恐れ、墓を改葬し山陵とし、后位を追復し吉野皇太后と追称したり、神社や山陵に幣帛や読経の奉納が行われている。この事件は藤原百川が中心となり天智天皇系の光仁 - 桓武の皇位継承を確立するため、天武天皇系の井上 - 他戸を廃する陰謀とみる説が有力である。事件の異常さは皇后が現身に竜となって崇ったとして早くから伝えられ、『水鏡』は天皇と皇后が美男美女を賭けた双六に端を発し背後に百川の暗躍する怪奇な事件とし、百川は怨霊となった皇后に悩まされて死んだとする。『愚管抄』も百川に殺された皇后が竜となり百川を蹴殺したとの説を載せるなど、『平家物語』『太平記』をはじめ怨霊の顕著な例として知られた。」（勝浦令子執筆） <p>【<u>百川の宰相</u>がすばらしく光仁（天皇）を立て申すと、またその後の王子立太子を論じた際に、桓武を立ておおせ申し上げたけれど、あまりに選り分けが過ぎて、<u>井上の内親王</u>を穴を掘って牢獄を作って押し込め申し上げなどしたので、その身のままに竜になって、ついに（百川を）蹴殺させなさったと、言うようである。】</p>
203		<u>一条摂政ハ朝成ノ中納言ヲ生霊ニマウケテ</u> 、 <u>義孝ノ少将マデウセヌト</u> 云メリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「一条摂政」：藤原伊尹。邸宅が一条大路に面していた。 ・「朝成」：読みは「あさひら」または「ともなり」。伊尹と官職を争った。No. 205、『大鏡』、『古事談』参照。 ・「マウケ」：思いがけなく身に受け（「もうける」『日本国語大辞典』）。 ・「義孝ノ少将」：伊尹の子、行成の父。「兄挙賢とともに美男で名高かったが、疱瘡のため挙賢は朝に義孝は夕に死んだ。」（『日本国語大辞典』） <p>【<u>一条摂政</u>（藤原伊尹）は（藤原）<u>朝成</u>の中納言を生き霊として<u>身に受けて</u>、<u>義孝の少将</u>まで死んだというようである。】</p>

204		ア〔サ〕ヒラハ <u>定方</u> 右大臣ノ子也。	〔サ〕全：キ	<ul style="list-style-type: none"> ・「定方」：藤原定方、三条右大臣。 【朝成は（藤原）定方右大臣の子である。】
205		「宰相ノ時ハ一条摂政ハ下臈ニテ競望ノアイダ放言シ申タリケリ。大納言所望ノ時ハ撰籙臣ニナラレタルニマイリテ、昔ハサウナク上ヘノボル事モナカリケルニ〔良〕久シク庭ニ〔立テ〕、タマタマヨビ入テアハレタルニ、大納言ニハワガナルベキ道理ヲ立テケルヲウチキ、テ、「往年納〔言〕トキハ放言セラレキ。今ハ貴閣ノ昇進ワガ心ニマカセタリ。世間ハハカリガタキ事ゾ」ト云テ、ヤガテ内ヘイラレニケレバ、ナノメナラズ腹立テイデケル〔。〕車ニマヅ笏ヲナゲイレケルニニワレニケリ。サテ <u>生靈</u> トナレリ」トコソ江帥モカタリケレ。	<p>〔良〕国文：ヤハ、全：ヤヤ</p> <p>〔立テ〕全：立テテ</p> <p>〔言〕国全文：言ノ</p> <p>〔。〕全：ニ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生靈」：いきすだま、いきりょう。「生きている人の怨霊で、他人にとりつき、たたりをするといわれるもの。」（「生靈」『日本国語大辞典』） ・「宰相」：参議、「大臣、大中納言に次ぐ重職。令外の官。」（「参議」『日本国語大辞典』） ・「放言」：「思いのままに言い散らすこと。勝手なことを言うこと。無責任な発言をすること。」（『日本国語大辞典』） 【「（朝成が）宰相の時は、一条摂政（伊尹）は位が低くて、競い臨む間に（朝成は一条摂政について）放言し申した。（朝成が）大納言所望の時は、撰籙の臣になられていた（一条摂政の）ところに参って、昔は考えなく上へ登ることもなかったのやや久しく庭に立って（待っていると）、（一条摂政が）折よく呼び入れてお会いになった時に、（朝成が）大納言には自分になるべき（という）道理を立てたのを少し聞いて、（一条摂政は）「往年納言の時は（私について）放言せられた。今は貴公の昇進は私の心のままである。世間は計りがたいことよ」と言って、そのまま内へお入りになってしまったので、一方ならず腹を立てて出て行った。車にまづ笏を投げ入れたのが二つに割れてしまった。そうして<u>生き霊</u>となった」と江帥（大江匡房）も語った。】
206		三条 <u>東洞院</u> ハアサ平ガ家ノアトナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「東洞院」：「平安京の左京を南北に走る大通りの一つ。」（「東洞院大路」『日本国語大辞典』） 【三条東洞院は朝成の家の跡である。】
207		ソレハ一条摂政ノ子孫ハノゾマズナド申メリ。		【そこへは一条摂政の子孫は出向かないなどと申すようだ。】
208		〔元〕方ノ大納言ハ天曆ノ第〔一〕皇子広〔平〕親王ノ外祖ニテ、冷泉院ヲトリツメマイラセタリ。	<p>〔元〕全：知</p> <p>〔一〕国全文：一ノ</p> <p>〔平〕全：季</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「元方」：「元方の女祐姫は村上天皇との間に広平親王を儲けたが、藤原師輔の女安子との間に生まれた憲平親王（冷泉天皇）が立太子したことから、悲嘆のうちに没した元方は、怨霊となって冷泉以後歴代の天皇に祟ったとされる。」（「藤原元方」『国史大辞典』） 【元方の大納言は天曆（村上天皇）の第一皇子広平親王の外祖父で、冷泉院を厳しく責め申し上げた。】
209		<u>顕光</u> 大臣ハ <u>御堂</u> ノ靈ニナレリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「顕光」：藤原顕光。「家柄と長寿で、一条・三条・後一条の三帝、二十六年間大臣の座にあったが、朝儀の執行に疎く、従兄弟の藤原道長や、藤原実資らにしばしば批判された。一条天皇女御とした女元子は皇子を出生せず、密通事件を起し、また東宮敦明親王御息所とした女延子も、道長女の寛子との争いに敗れて憂死するなど後宮対策でも失敗、死後悪霊となって道長に祟ったと伝えられる。」（「藤原顕光」『国史大辞典』） ・「御堂ノ」：大系本頭注「藤原道長に対して」cf. 大隅訳「御堂（道長）を恨んで怨霊となった。」 【<u>顕光</u>大臣は<u>御堂（道長）</u>への（怨）霊になった。】

210		小一条〔院〕御シウトナリシユヘナドカヤウニ申也。	〔院〕全：院ノ	・「小一条院」：敦明親王、三条天皇の第一皇子。「後一条天皇即位と同時に東宮となった。このとき、道長は娘の一条天皇中宮彰子が生んだ敦良親王（後朱雀）を東宮に立てたかったが、三条天皇が譲位の際、敦明親王を東宮に立てることを強く主張したため、敦明親王が立った。そのため道長は壺切の剣を東宮に渡さず、その後も種々の圧迫を加えたため、翌寛仁元年（一〇一七）八月九日、敦明親王は東宮を辞した。その結果、敦良親王が東宮となり、同月二十五日敦明親王は小一条院の院号を授けられ、准太上天皇となった。」（「敦明親王」『国史大辞典』） 【（顕光が） <u>小一条院の御舅</u> であったことなどからこのように申すのである。】
211	338-4	サレド〔モ〕仏法ト云モノハサカリニテ、〔智〕行ノ僧ヲホカレバ、カヤウノ事ハタレドモ、事ノホカナル事ヲバフセグメリ。	〔モ〕全：なし 〔智〕全：知	◎以下、仏法による怨霊への対処について述べる（ここで段落を分ける）。 ・「カヤウノ事」：弱い霊の祟りと取る。 ・「事ノホカ」：「思っていたことと違っているさま。多くは程度のはなはだしい場合にいう。思いの外。」（『日本国語大辞典』）、想定外、格別。 ・「事ノホカナル事」：強力な霊の祟りと取る。 【しかし仏法というものが盛りで智・行を兼ねた僧が多いので、 <u>このような（小さい）祟り</u> は崇るけれども、 <u>思いの外（強力）である祟り</u> は防ぐようである。】
212		マメヤカニ底ヨリタウトキ僧ヲタノミテ、三宝ノ益ヲバウル也。		【真面目で根底から尊い僧を頼りにして、三宝の利益を得るのである。】
213		九条殿ハ慈恵大師、御堂ハ三昧和尚・無動寺座主、宇治殿ハ滋賀僧正ナド、カヤウニキコユメリ。		【九条殿（師輔）は慈恵大師（良源）、御堂は三昧和尚（慶円）・無動寺座主（慶命）、宇治殿（頼通）は滋賀僧正（明尊）など、このように言われているようだ。】
214		フカク世ヲミルニハ、讃岐院、知足院ドノハ、 <u>靈ノサタ</u> ノナクテ、タゞ我家ヲウシナハント云事ニテ、 <u>法性寺殿</u> ハコナガラアマリニ器量ノ、手〔ガ〕クベクモナケレバニヤ〔、〕ワガ御身ニハアナガチノ事モナシ。	〔ガ〕国全文：カ〔、〕全：。	・「讃岐院」：崇徳上皇 ・「知足院」：藤原忠実、No. 182、218 参照。 ・「サタ」：大系本では「忠実の怨霊を鎮めることの評定」、大隈訳では法性寺殿による「怨霊をしずめる処置」の意味に取るが、ここでは「話題になっている事件」（『日本国語大辞典』）の意味に取る。 ・「法性寺殿」：藤原忠通、忠実の子、No. 181-4、218、219 参照。「父関白が罷免された後、関白を継いだが、弟頼長を愛する父と不和となって氏長者を奪われる。美福門院得子と結び鳥羽法皇の信任を得て、保元の乱で弟頼長を倒して再び氏長者となる。」（『日本国語大辞典』） cf. 頼長：「父忠実は摂関家の勢威の回復を頼長に期待し、頼長が左大臣に進んだ翌年の1150年（久安6）、摂政を頼長に譲るよう忠通に要求したが、拒絶されたため忠通を義絶するに至った。頼長は忠通にかわって氏長者となり、さらに翌年正月には内覧の宣旨を受けて執政の権を握った。しかし55年（久寿2）近衛天皇の死去を機として、鳥羽法皇の信任を失って失脚し、さらに後白河天皇の踐祚により皇子の踐祚の望みを絶たれた崇徳上皇と手を結び、56年（保元1）7月法皇の没後まもなく兵をあげたが、あえなく敗死した（保元の乱）。ときに37歳。のち朝廷は、その霊を慰め鎮めるため粟田宮を建て、崇徳上皇とともに祀った。」（「藤原頼長」『日本大百科全書（ニッポニカ）』） 【深く世を見る時には、 <u>讃岐院（崇徳上皇）・知足院殿（忠実）による霊の事件</u> がなくて、ただ

				自分の家を滅ぼそうということ（だけ）で、 <u>法性寺殿（忠通）</u> は子でありながら余りに器量が優れ、（霊も）手をかけることができないからか、御自分の身には強引なことも被らない。】
215		中ノ殿ノトクウセザマ、松殿・九条殿ノ事ニアハレヤウ、コノイ殿ノタビ〔タビ〕トラレ給ヒテ、今マデ命ヲイケテアソビテキノ家ヲウシナハレヌル事ト、後白〔河〕一代アケクレ事ニアハセ給フコトナドハ、アラタニコノ怨霊モ何モタゞ道理ヲウル方ノ〔コタ〕ウル事ニテ侍ナリ。	〔タビ〕国：「ぐ」とあるため「ダビ」か〔河〕国文：川〔コタ〕全：報	<ul style="list-style-type: none"> ・「中ノ殿」：藤原基実。No. 388 参照。 ・「松殿」：藤原基房。No. 186, 187, 388, 390 参照。 ・「九条殿」：藤原兼実。No. 186, 187, 189, 213, 389, 422 参照。 ・「コノイ殿」：近衛殿、近衛基通。No. 188, 191, 388, 422 参照。 ・「アラタニ」：大系本頭注「神仏の霊験が著しいこと」 ・「道理ヲウル方」：大系本頭注「正しく筋道を理解するもの」、大隈訳「怨霊になるべき道理」は誤り。道理を得る側、正しい側の意。 ・「コタウル事ニテ侍ナリ」：大系本頭注「反応し得ることである」は誤り。報いるの意。 【中殿（基実）が早く死ぬさま、松殿（基房）・九条殿（兼実）が事件に遭われるさま、近衛殿（基通）が度々（地位を）取られなさって、今まで命を生かして遊びをしてこの家（＝撰録の家）をお失いになったことと、後白河が一代明け暮れ事件に遭われなさることなどは、あらたかにこの怨霊でも何でもただ道理を得る方が報いることであります。】
216		一〔ト〕アタリハタゞヤスヤストアル事ノ一大事ニハナル也。	〔ト〕国文：ト	<ul style="list-style-type: none"> ・「一トアタリ」：「その事柄や人に、一度当たってみること。一通り当たってみること。」（『日本国語大辞典』） 【一通りではただ平穩無事で何ともないことが、一大事にはなるのです。】
217		サヌキヨリヨビカ〔ハ〕シマイラセテ、京ニヲキタテマツリテ、国一〔ツ〕ナドマイラセテ、「御作善候ベシ」ナド〔ニ〕テ歌ウチヨマセマイラセテアラマシカバ、カウホドノ事アルマジ。	〔ハ〕国全文：へ 〔ツ〕国文：ツ 〔ニ〕全：ト	<ul style="list-style-type: none"> ・【(崇徳上皇を)讃岐より呼び返し申し上げて、京に置き申し上げて、知行国一つなどを差し上げて、「御作善なさりませ」などの言葉で、歌をちょっと詠ませ申し上げておりましたら、これほどのことのあるはずがない。】
218		知足院殿ヲモ申ウケテ、法性寺殿ノ御サタニハ、宇治ノ常楽院ニスエ申テ、イマスコシ庄ドモヽマイラセテ、ヲナジクアソビシテ管絃モテナシテヲハシマサマシカバ、カウホドノ事ハアルマジキ也。		<ul style="list-style-type: none"> ・【知足院殿をも申し受けて、法性寺殿の御処置では、宇治の常楽院に据え申して、今少し荘園どもも差し上げて、同じく遊びをして管弦をもてなしておいでになりましたら、これほどのことはあるはずがないのである。】
219		法性寺殿ハ「ワガヲヤナレバ、流刑ノナキコソ〔ソ〕マウノ事」トヲモハレタリケルニヤ。	〔ソ〕全：ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・「」を追加。 【法性寺殿は「自分の親であるから、流刑がないのが所望のこと」と思われていたのだろうか。】
220		ソレモイハレタレド、我身ニアラタナルタヽリハナケレドモ、イカニモ〔ノヽ〕ハカライハ、コレホドノヤウヲフカク思ヒトカヌトコロニ事ハイデクルナリ。	〔ノヽ〕全：イカニモ	<ul style="list-style-type: none"> ・「イカニ」：「わからない、または表現しにくい状態を、そのまま不定の状態として表わす。」（『日本国語大辞典』）の意と取る。 【それも一理あるけれど、自分の身にあらたかな祟りはないけれども、なんやら物の計らいは、これほどのさまを深く思い解かないところに事件は出て来るのである。】
221		人間界ニハ怨憎会苦、カナラズハタストコロナリ。		<ul style="list-style-type: none"> ・【人間界には怨憎会苦、必ず果をもたらすところである。】

222		タバロニテ一言、ワレニマサリタル人ヲ過分ニ放言シツレバ、当座ニムズトツキコロシテ命ヲウシナルハナリ。		・「放言」：No. 205 参照。 【ただ口で一言、自分に勝っている人に対して過分に放言したならば、その場でむんずと突き殺して命を奪われるのである。】
223		怨霊ト云ハ、センハタマ現世ナガラフカク意趣ヲムスビテカタキニトリテ、小家ヨリ天下ニモヲヨビテ、ソノカタキヲホリマロバカサントシテ、讒言ソラ事ヲツクリイダスニテ、世ノミダレ又人ノ損ズル事ハタマヲナジ事ナリ。		【怨霊というのは、要するにただ現世にありながら深く意趣を結んで敵になって、小さい家から天下にも及んで、その敵を穴を掘って転がし落とそうとして、讒言・空言を作り出すことで（あり）、世が乱れ、また人が損なわれることは、ただ同じことである。】
224		顕〔ニ〕ソノムクイヲハタサネバ冥ニナルバカリナリ。	〔ニ〕国文：ニエ、全：ニ、エ	【顕（目に見える世界）でその報いを果たさねば冥（目に見えない世界）になるばかりである。】
225		聖徳太子ノ十七条ノ中ニ、「嫉妬ヲヤメヨ、嫉妬ノ思ヒハソノキハナシ。カシコクヲロカナル事ハ、又タマキノハシナキガゴトシ。我一人エタリトナ思ヒソ」トイマシメテ、「宝アル〔モノ〕、ウレヘハヤスヤストホルナリ。石ヲ水ニナゲイルハヤウ也。マヅシキ者ノウレヘハカタクテトホル事ナシ。水ニテ岩ヲウツヤウ也」ト仰ラレタル〔。〕	〔モノ〕国文：者ノ、全：モノノ〔。〕全：、	◎以下、聖徳太子の理想が照らし出す乱れた現実と治世への可能性について述べる。 ・憲法十七条の引用は原文通りではないため、原文の訓み下し文を掲げる。（岩波文庫『日本書紀（四）』による。） ・第十四条「群臣百寮、嫉み妬むこと有ること無れ。……嫉み妬む患、其の極を知らず。……」 ・第十条「……相共に賢しく愚なること、鑿の端无きが如し。……」 ・第十条「……我独り得たりと雖も、衆に従ひて同じく挙へ。」 ・第五条「……財有るものが訟は、石をもて水に投ぐるが如し。乏しき者の訴は、水をもて石に投ぐるに似たり。……」 【聖徳太子の（憲法）十七条の中に、①「嫉妬を止めよ、嫉妬の思いはその極がない。②賢いこと愚かなことは、また鑿の端がないような（終わりが無い）ものである。自分一人（だけ）が心得ていると思うな」と戒めて、③「宝（＝財）ある者は、憂いはやすやすと通る。石を水に投げ入れるようである。貧しい者の憂いは堅くて通ることがない。水で岩を打つようである」と仰せられたこと。】
226		コノ三事ノセンニテハ侍ルヲ、世ノスエザマ、当時ノ世間ニハサルイマシメノアルカトダニモ思ハデ、ワザトコレヲメデタキ事ニ思テ、スコシモタマシイアラント思ヒタル人ハ、物ネタミト自是非他ト追従マイナイトニテ、コレガヒトヘニ世ヲモタンニハナシノ候ハンゾ〔ナ〕〔。〕	〔ナ〕全：次の文に「ナ」をつなげて「ゾ。ナアザヤカアザヤカ…」とする〔。〕国なし	・「ナン」：大系本頭注「難」に従う。 【この三つが事の要点ではありますのを、世の末のありさまで、現在の世間にはそのような戒めがあるかとさえも思わないで、わざとこれ（戒めがないこと）をめでたいことに思って、少しでも魂を持つようと思っている人は、①物妬みと、②自分を是、他人を非とすることと、③追従・賄賂とをしていて、これがひとえに世を治めることには難がましゅうぞ。】
227		アザヤカアザヤカト侍ル〔モノ〕カナ。	〔モノ〕全なし	【はつきりくつきりとありますものかな。】
228		ヲサマレル世ニハ官人ヲモトム、ミダレタル世ニハ人官ヲモトムト。		・出典：憲法十七条の第七条「……古の聖王、官の為に人を求めて、人の為に官を求めず。」 【治まっている世には官が人を求める、乱れた世には人が官を求めると（いうことが）。】

229		コノ比ノ十人大納言三位五六十人、コ院ノ御時マデモ十人ガ内外ニテコソ侍シ〔カ〕〔。〕	〔カ〕文：ガ 〔。〕全：、	【この頃の十人の大納言、三位が五、六十人、故院（後白河法皇）の御時まで十人の前後でした（のに）。】
230		ユゲイノゼウ・ケビイシハカズモサダマラズ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「ユゲイノゼウ」：衛門の尉の別称。「検非違使を兼任するのが例であった。」（『日本国語大辞典』） ・「ケビイシ」：令外の官。 【<u>靱負尉</u>や<u>検非違使</u>は数も定まらない。】
231		一度ノ除目ヲミレバ、靱負尉・兵衛尉四十人ニヲトルタビナシ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「兵衛尉」：「令制で、左・右兵衛府の第三等官。大・少がある。」（『日本国語大辞典』） 【一度の除目を見ると、靱負尉・兵衛尉が四十人を下る時はない。】
232		千人ニモナリヌラン。		【千人にもなってしまうだろう。】
233		人官ヲモトメテ、ソクラウワキザシヲタツネテネガフモノハ、近臣〔格〕勤ノ男女ニテアランニ〔ハ〕左右ニヲヨバヌコトゾカシ。	〔格〕国全：格 〔ハ〕全：テ	<ul style="list-style-type: none"> ・「人官ヲモトメ」：No. 228 参照。 ・「ソクラウ」：贖勞。「奈良・平安時代の売官の一種。財物・金銭を納めて官位を買うこと。また、その財貨。贖勞錢（しょくろうせん）。」（「ぞくろう」『日本国語大辞典』）「平安時代にはもっぱら「贖勞」とだけ記され、本来の勞を続ける意味は消滅し、位を買うための叙料、官職を買うための任料と同義で用いられるようになった。」（「ぞくろう」語誌、『日本国語大辞典』） ・「ワキザシ」：脇差。「ほうびとして賜わる巻絹。賜わると腰にさして退出するところからいう。こしざし。」（『日本国語大辞典』） ・「格勤」：かくご。「任務や職務などをまじめに勤めること。令制では、官人の勤務評定の際、最も重要な項目の一つとされた。精勤（せいきん）。かくごん。」（『日本国語大辞典』） ・「左右ニヲヨバヌ」：そうに及ばず。「いうまでもない。もちろんのことである。」（『日本国語大辞典』） 【人が官を求めて、<u>贖勞</u>（売官）・<u>腰差</u>（褒美）を探して願う者は、近臣<u>精勤</u>の男女になるがためには<u>もちろんの</u>ことなのだよ。】
234		サマデハヲモヒヨラズ。		【そうまでなるとは思いも寄らなかった。】
235		マコトニハ、末代悪世、武士ガ世ニナリハ〔テ〕、末法ニモイリニタレバ、タヅチリバカリコノ道理ドモヲ君モヲボシメシイデハ、コハイカニトドロキサメサセ給テ、サノミハイカニコノ邪魔悪霊ノ手ニモイルベキトヲボシメシ、近臣ノ男女モイサハカヲドロケカシトノミコソ念願セラレ侍レ。	〔テ〕国文：テハ、全：テテ	【本当のところは、末代悪世、武士の世に成り果て、末法にも入ってしまったので、ただ塵ほどこの道理どもを君もお思いだしになって、これはどういうことだと驚きお目覚めになられて、そのようにいてばかりでは、どうしてもこの邪魔・悪霊の手にも入ってしまうに違いないとお思いになり、近臣の男女も少しは目を覚ませよとばかり念願されます。】
236		又武士將軍ヲウシナイテ、我身ニハヲソロシキモノナクテ、地頭地頭トテミナ日本国ノ所当トリモチタ		<ul style="list-style-type: none"> ・「所当」：租税 【また武士將軍をなくして、我が身には恐ろしいものもなくなって、地頭地頭といってみな日

		リ。		本国の租税担当である。】
237		院ノ御コトヲバ、近臣ノワキ、地頭ノ得分ニテコソグレバ、エマズト云事ナシ。		【院の御事を、近臣の脇腹を、地頭のもうけでくすぐれば、笑わずということがない。】
238		武士ナレバ、当時心ニカナハヌ〔物〕ヲバヲレヲレトニラミツレバ、手ムカイスル物ナシ。	〔物〕文：者	・「ヲレヲレ」：おれおれ。『日本国語大辞典』では「相手にけしかけたり、働きかけたりするときのことば。」とした上で、本項を二つ目の用例として挙げ、その補注に「『愚管抄』の例は「自分が自分が」の意ともみられるが、「今昔物語」の例と合わせ考え、やはり相手に働きかける意を含んだことばと見られる。」とする。 【武士だと、その時心に叶わぬものをオラオラと睨むので、手向かいする者はない。】
239		タバ心ニマカセテント、ヒシト案ジタリト今ハミユメリ。		【(だから)ただ心に任せてやっしまおうと、ひしと案じていると今は見えるようだ。】
240		サテコレラノヒガ事ノツモリテ大乱ニナリテ、コノ世ハ我モ人モホロビハテナンズラン。		【そうしてこれらの間違いが積もって大乱になって、この世は自分も人もみな滅び果ててしまおうとしている。】
241		大ノ三災ハマダシキ物ヲ、サスガニ仏法ノヲコナイモノコリタリ。		・「三災」：「世界が壊滅する劫末のときに起こるといふ三つの災害。滅劫の終わりに起こる刀兵災・疾疫災・飢饉災を小三災といい、壊劫の終わりに起こる火災・水災・風災を大三災という。」(『例文 仏教語大辞典』) 【大の三災はまだ来ていないものの、さすがに仏法の修行も(滅びず)残っている。】
242		宗廟社稷ノ神モキラ〔キラ〕トアンメリ。	〔キラ〕国全文：ぐ	【宗廟・社稷の神もキラキラとあるように見える。】
243		タバイサハカノ正意トリエダシテ、無頭無道ノ事スコシナノメニナリテ、サスガニコレヲワキマヘタル人、僧俗ノ中ニ二三人四五人ナドハアルラン〔物〕ヲ、コレヲメシイダシテ、天下ニツカヘラレヨカシ。	〔物〕全：者	・「無頭」：『日本国語大辞典』は本項を用例として挙げ「(無間の誤記か)無間業のこと」とする。 【ただ少しばかりの正しい心を取り出して、無間・無道のことが少し(落ち着き)緩やかになって、さすがにこうしたことをわきまえた人は、僧俗の中に二、三人、四、五人などはいらるる者を、これを召し出して、天下に仕えられ(仕えさせ)よ。】
244		事ノ詮ニハ、人ノ一切智具足シテマコトノ賢人・聖人ハカナウマジ〔、〕スコシモ分〔分〕ニ主トナラン人ハ、国王ヨリハジメマイラセテ、人ノヨシアシヲミシリテメシツカイヲハシマス御心一〔ツ〕ガ、ヤスカルベキ事ノ詮ニナル事ニテ侍ナリ。	〔、〕全：。 〔分〕国：々 〔ツ〕国文：ツ	【事の究極には、人が一切智を具足して本当の賢人・聖人になることはできまい、少しでも分相応に主となるような人は、国王より始め申し上げて、人の良し悪しを見知って召し使いなさる御心一つが、安心できるはずの事の究極になることであります。】
245		ソレガワザトスルヤウニ、何事ニモ、サナガラカラスヲウニツカハルハコトニテ侍メレバ、ツヤツヤトヨノウセ侍リス〔ル〕ゾトヨ。	〔ル〕全なし	【それが、わざとするように、何ごとでも、まるで鳥を鶴に使われることでありますよと、まるっきり世が滅びてしまいますぞということよ。】
246	341-12	又道リト云物ハヤスヤスト侍ゾカシ。		◎以下、後の世の再興について提言する(ここで段落を分ける)。 【また、道理というものはやすやすとあるものですぞよ。】

247		ソレワキマヘタラン臣下ニテ、武士ノ勢アランヲメシアツメテ仰セキカセバヤ。		【それをわきまえているだろう臣下で、武士の勢いがあるようなのを召し集めて仰せを聞かせたい。】
248		ソノ仰セコトバ、 <u>「先武士ト云モノハ、今ハ世ノ末ニ一定当時アルヤウニモチイラレテアルベキ世ノ末ニナリ〔タリ〕トヒシトミユ。サレバソノヤウハ勿論也。ソノ上ニハコノ武士ヲワロシトヲボシメシテ、コレニマサリタルトモガライデクベキニアラズ。コノヤウニツケテモ世ノ末ザマハイヨイヨワロキ者ノミコソアラズレ。コノトモガラホロボサンズル逆乱ハイカバカリノコトニテカハアルベキナレバ、冥〔ニ〕天道ノ御サタノホカニ、顕ニ汝等ヲニクハモウタガイモヲボシメスコトハナキ也。」</u>	〔タリ〕全文：ニタリ〔ニ〕国：ニ	・「イカバカリノコトニテカハアルベキ」：大系本頭注「どれほどのことでもあり得ない」、大隅訳「どれほどのことにもなるまい」では過小評価となるが、もっと大きな事態を指していよう。 【その仰せ言葉とは、「まず武士というものは、今は世の末で、定めし現在あるように用いられてあるべき世の末になったとひしと見える。だからそのありさまは言うまでもない。その上では、この武士を良くないとお思いになって（も）、これに勝っている輩が出て来るはずもない。このありさまにつけても、世の末ざまはいよいよ良からぬ者ばかりとなるだろう。この輩を滅ぼそうとする逆乱は、どれほどのことになろうかわからぬほどのものだから、冥（目に見えない世界）における天道のお沙汰のほかに、顕（目に見える世界）において汝らを憎くも疑わしくもお思いになることはないのである。】
249		地頭ノ事コソ大事ナレ〔。〕	〔。〕全：、	【地頭のことが大事である。】
250		コレハシズカニシズカニヨクヨク武士ニ仰合テ御ハカライアルベキ也。		【これは静かに静かによくよく武士にご相談になって、お計らいあるべき（こと）である。】
251		コレトバメラレマイラセジトテ、 <u>ムカヘビ</u> ヲツクリテ朝家ヲオドシマイラスル事モアルベカラズ。		・「ムカヘビ」：むかひび「向火」。「野火などの燃え進んでくる火に対して、火勢を弱め進行をくい止めるためにこちらからつける火。むかえび。」（「向火」『日本国語大辞典』） 【これ（＝武士）をお止めになろうとは（朝廷に）させ申し上げまいとって、 <u>向かい火</u> を作って朝廷を脅し申し上げることもあってはならない。】
252		サレバトテ又ヲヂサセタマウベキコトニモアラヌナリ。		【だからといってまたお恐れになられるべきことでもないのである。】
253		タバ大方ノヤウノ武士ノトモガラガ、今ハ正道ヲ存ベキ世ニナリタル也。		【ただ普通のさまの武士の輩が、今は正道を保つべき世になったのである。】
254		<u>コノ東宮</u> 、 <u>コノ将軍</u> ト云ハワツカニ二歳ノ少人ナリ。		・「コノ東宮」：懐成親王、仲恭天皇 ・「コノ将軍」：頼経 【この東宮、この将軍というのはわずかに二歳の少年である。】
255		コレヲツクリイデ給フコトハヒトヘニ宗廟ノ神ノ御サタアラハナル。		【これを作り出しなされることは、ひとえに宗廟の神のお沙汰がはっきりとしていること。】
256		東宮モ御母ハミナシ子ニナラレタリ。		【東宮も御母はみなしごになられた。】
257		祈念スベキ人モナシ。		【（東宮を）祈念すべき人もいない。】

258		外祖父ノ願力ノコトフランヲバシラネドモ、カハルコトイマイデキ給ベシヤハ。		【外祖父の願力が応えるのかもしれないけれど、このようなことが今できなさるのだろうか。】
259		將軍又カハル死シテ源氏平氏ノ氏ツヤツヤトタユベシヤハ。		【將軍もまたこのような死をもって源氏・平氏の氏が全く絶えることがあるだろうか。】
260		ソノカハリニコノ子ヲモチキルベシヤハ。		【その代わりにこの子を用いるべきか。】
261		一定タバコトニハアラヌ也。		【定めただ事ではないのである。】
262		昔ヨリナリユク世ヲミルニ、スタレハテ、又ヲコルベキ時ニアイアタリタリ。		【昔から成り行く世を見ると、廃れ果ててまた起こるべき時に当たっている。】
263		コレニスギテハウセムトテハイカニウセムズルゾ。		【これ以上になると、消えようといってどのように消えることができるのだ。】
264		〔記典〕・明経モスコシハノコレリ。	〔記典〕全：紀伝	【記典・明経も少しは残っている。】
265		明法・法令モチリバカリハアンメリ。		【明法・法令も塵ばかりはあるようだ。】
266		顯密ノ僧徒モ又過失ナクキコユ。		【顯密の僧徒もまた過失がないと聞こえる。】
267		百王ヲカゾフルニイマ十六代ハノコレリ。		【百王を数えるとあと十六代は残っている。】
268		今コノ二歳ノ人々ノヲトナシク成テ、世ヲバウシナイモハテ、ヲコシモタテムズルナリ。		【今この二歳の人々が大人になって、世を滅ぼすことも終わり、(世を)興すことも始めようとするのである。】
269		「ソレ今廿年マタンマデ武士ヒガコトスナヒガコトスナ、ヒガコトセズハ自余ノ人ノヒガコトハトバメヤスシ」ト仰キカセテ、神社・仏事、祠官・僧侶ニヨケラカナラン庄園サラニメヅラシクヨセタビテ、「コノ世ヲ猶ウシナハン邪魔ヲバ、神力・仏力ニテヲサへ、悪人反〔道〕ノ心アラントモガラヲバ、ソノ心アラセヌサキニメシトレト祈念セヨ」ト、ヒシト仰ラレテ、コノマイナイ献芹スコシトバメラレヨカシ。	〔道〕国全文：逆	・「献芹」：「君主に物品を奉ること。物を贈ること。また、その進上物をへりくだっていうのにも用いる。粗品。寸志。」、典拠は「呂氏春秋」の「野人美芹、願献之至尊」。(『日本国語大辞典』) 【「それ、あと二十年待つまで武士は間違いするな間違いするな、間違いしなければその他の人の間違いは止めやすい」と仰せ聞かせて、神社・仏事、祠官(神主)・僧侶に良さそうな莊園をさらに珍しく集め与えて、「この世をなお滅ぼそうとする邪魔を、神力・仏力で押さえ、悪人・反道の心を(うっかりしたら)持ちそうな輩を、その心を持たせぬ前に召し捕れと祈念せよ」と、ひしと(びしと)仰せられて、この賄賂・寸志を少しお止めになれよ。】
270		世ニヤスカリヌベキコトカナトコソ、神武ヨリ〔ケフ〕マデノ事ガラヲミクダシテ思ヒツミクルニ、〔コ〕ノ道理ハサスガニノコリテ侍ル物ヲトサトラレ侍レ。	〔ケフ〕全：今日(ルビ：こんにち) 〔コ〕全：ソ	【世にとって安らかであるべきことよと、神武より今日までの事柄を見渡して思い続けると、この道理はさすがに残ってありますものと、悟られます。】
271		アナヲ、ノ申ベキコト〔ノ〕ヲオサヤ。	〔ノ〕全なし	【嗚呼多いと申すべき事の多さよ。】

272		タバチリバカリカキツケ侍ヌ。		【ただ塵ほど（のこと）を書き付けました。】
273		コレヲコノ人々ヲトナシクヨハシマサンヨリ御覽ゼヨカシ。		【これをこの人々が大人におなりになった折に御覧なされよ】
274		イカバヲボシメサン。		【どのようにお思いになるだろう。】
275		露バカリソラコトモナク、最真実ノ（ <u>真実ノ</u> ）世ノナリユクサマ、カキツケタル人モヨモ侍ラジトテ、タバースヂノ道理ト云コトノ侍ヲ〔カキ〕侍リヌル也。	〔カキ〕 国文：書置、全：書き置キ	・「真実ノ」：文明本（大系本）による。 【露ほどの嘘事もなく、最も真実が真実の世になりゆくさまを書き付けた人も全くありますまいとって、ただ一筋の道理ということがございますのを書いたのです。】
276	343-13	又コトノ <u>セン</u> 一侍リケリ。		◎以下、上皇・近臣による現在の政治の傾向と、それを正すべく出現した撰家将軍について述べる。 ・「セン（詮）」については、cf. No. 33。石田訳は「詮（大切なこと）」として、注に「字義は仕業の効、煎じつめるところ（結局・所詮）、詮議・選択ないしは事理を具説すること、事の謂う所、道の依る所などであるが、現代語に訳しにくい」と記す。 【またものごとの <u>肝腎</u> なところが一つあったことですよ。】
277		人ト申モノハ、 <u>センガセン</u> ニハ「ニルヲ友トス」ト申コトノ、ソノ <u>セン</u> ニテハ侍ナリ。		cf. 「せんが詮」：「最後の最後。最究極」（『角川古語大辞典』）。 cf. 「にるを友とす」：「ことわざ。心持ち・性質の似た者が親しくなる、親しい者どうしは似ているという意。『諺苑』に「似たるを友とす」とある」（『角川古語大辞典』）。 【人と申すものは、 <u>行き着く究極のところ</u> においては「似るを友とする」と申すことが、その <u>肝腎なところ</u> であるのです。】
278		ソレガ世ノ末ニ、ワロキ人ノサナガラーツ心ニ同心合力シテ、コノ <u>世</u> ヲトリテ侍ニコソ。		・「世ヲト（ル）」の「世」について、大系本頭注・全註解通解・石田訳が「 <u>国の政治</u> 」「 <u>国政</u> 」「 <u>世（国政）</u> 」とする一方、大隅訳・森訳は「 <u>世</u> 」のままとする。政治に限定しないほうがよいと考え、試訳は「 <u>世の中</u> 」とする。 【だから世の末に、よくない人がよくない心のまま一つ心に同心合力して、この <u>世の中</u> を自分のものにしてしまうのです。】
279		ヨキ人ハ又ヲナジクアイカタラヒテ同心ニ侍ベキニ、 <u>ヨキ人ノアラバヤハ</u> 合力ニモヲヨブベキ。		・石田訳のように、No. 280 とあわせて一文と解する可能性もあるが、心内文の範囲を定めがたいため、試訳は二文とした。 ・「アラバヤハ」は「アラバコソ」と同様に解した。先行研究もほぼ同様である。 cf. 「あらばこそ」：「①（条件句を構成して、これを受ける句に推量の助動詞を伴うのが普通）もしあれば。…であれば。全体で、「ないのだから（…ではないのだから）…しない」という反語的な気持を表わす。②（中世以後に発生。無いの意を強調して）あるどころではない。そんなものなどない」（『日本国語大辞典』）。 cf. 「あらばこそ」〔連語〕：「①（下に推量の表現を伴って）もし…であるなら、それこそ（…だろうが、そうではないのだから…でない）。…であるのならともかく。②（文末に用いて）強

				<p>い否定の意を表す。あるはずがない。ありはしない」(『小学館 全文全訳古語辞典』)。 cf. 「やは」[係助詞]:「係助詞「や」と「は」の重なったもの。文中、文末において疑問・反語・勧誘などの意を表す。単独の「や」に比べて、反語になることが多い。①疑問の意を表す。②反語の意を表す。③「やは…ぬ」の形で、勧誘・希望の意を表す。④強い詠嘆の意を表す」(『角川古語大辞典』)。 cf. 大系本頭注「(ヨキ人ノ)あつたならば合力することになるであろうが、ないからできない」。 cf. 全註解釈注「よい人があるならば合力(協力)にも及ぶべきだろうや。「や」は反語」。 cf. 大隅訳「よい人があれば協力しあおうものを、ない以上なんともしようがない」。 cf. 石田訳「よい人がおれば力を合わせも出来るが、力を合わすべきよい人もいない、ああ悲しいことだと思ひながら、わずかに神仏の御処置をお願いするばかりである」。 cf. 森訳「善き人がいてほしいものだ(というくらいにいないので)は合力に及ぶことができるだろうか(いや、できない)」。 【よい人はまた(よくない人の場合と)同じく(自分と似る人と)互いに語らって心を同じくするでしょうけれど、もしよい人がいれば合力にも至り得るが、いないのだから合力に至り得ない。】</p>
280		「アナカナシヤ」ト思ツ、イサ、カ仏神ノ御サタヲアフグバカリナリ。		【「ああ悲しいことだ」と思ひながら、わずかに仏神の御沙汰を仰ぐばかりである。】
281		モチキル時ハトヲトナルベキ人ハサスガニ候ランモノヲ、ヨキ物ハ世ノヤウヲミテサシイデヌニコソ侍ラメ。		<p>・石田訳は「虎」に注して、「底本は「とら」、三虎(三人の偉い人。後漢の賈彪、また北齊の陸曄の各兄弟三人)のことか」と記す。 cf. 「虎」:「①動物名。食肉目ねこ科の猛獣。②比喩的に用いて、勇猛果敢な者。また、恐れ重んじられる者。『文選』卷四十五所収の東方朔の「答客難一首」中の「之を用ひるときは則ち虎と為り、用ひざるときは則ち鼠と為る」という文章を踏まえることが多い。③酔っ払い。酒に悪酔いして暴れる人。④猫の異名。飼猫の呼び名」(『角川古語大辞典』)。 【用いる時は虎となることのできる(有能な)人は、そうはいってもおりましようが、よい者は世の中のありようを見て出しゃばらないのでしょうか。】</p>
282		カクコノ世ノウセユク事ハ、君モ近臣モソラコトニテ世ヲオコナハルメリ。		<p>・「ソラコト」「ソラ事」(No. 282-284)について、大隅訳は「嘘」、全註解釈注は「無実の事。欺瞞」とするが、石田訳「そらごと」森訳「虚言」と同様、試訳では「そらごと」のままとする。具体的には、たとえば「物ネタミト自是他非ト追従マイナイ」(No. 226)など、「聖徳太子ノ十七条」(No. 225)に定められていないことがらを指すと考えられる。 cf. 「そらごと(空言・虚言・空事)」:「事実でない事柄、またはことば。本心でないことば。うそ。また、意味のない、空しいこと。また、根拠のないうわさ。そらことば。むなごと。そらっこと」(『日本国語大辞典』)。 【このようにこの世の中(を支える制度)が失せゆくことから見て、君も近臣もそらごとによって世の中を動かしているものと見える。】</p>
283		ソラ事ト云物ハ朝〔議〕ノ方ニハイサ、カモナキコ	〔議〕全文:	【そらごとというものは朝廷の評議の方面には少しもない(あってはならない)ことである。】

		ト也。	儀	
284		ソラ事ト云物ヲモチキラレンニハ、ヨキ人ノ世ニエアルマジキ也。		【そらごとというものを用いられる時には、よい人が世にいらなくなるに違いないのである。】
285		サヤウノ事モ中中世ノ末ニハ、 <u>民ハ正直ナル將軍ノイデキテタバサズ</u> [ハ]、ナヲルカタアルマジキニ、 <u>カハル將軍ノカクイデクル事ハ大菩薩ノ御ハカラヒニテ</u> 、文武 [兼ジ] テ威勢アリテ <u>世ヲマモリ君ヲマモルベキ撰籙ノ人ヲマウケテ</u> 、 <u>世ノタメ</u> [人ノタメ] <u>君ノ御タメニマイラセラルハ</u> ヲバ、君ノエ御心得ヲハシマサヌニコソ。	[ハ] 国全文:バ [兼ジ] 全:兼備シ [人ノタメ] 全:なし	<p>・「民ハ」について、先行研究は「民は」と解するもの、「民から」と解するもの、「民」を「武」の誤字と解するものに分かれる。試訳は全註解通解・大隅訳と同様に「民は」の意に解した。cf. 大系本「民ハ正直ナル將軍」頭注「<u>朝廷の支配組織の一員である臣ではなくて支配対象の人民のなかから出た</u>、しかも正直な將軍。ことによると「民」は「武」の誤記か。</p> <p>cf. 全註解通解「<u>民は正直な將軍が出て来て、正さないならば、直りようがあるまいに</u>」。</p> <p>cf. 大隅訳「<u>民は心の正直な將軍が出てきて正さなければ、なおりようもないであろうと思われる</u>」。</p> <p>cf. 石田訳「<u>民から正直な將軍がでてきて正さないならば、容易にはなおるまいと思われるが</u>」。注に「「民は」の意味不明。仮りに「民から」と訳しておく」と記す。</p> <p>cf. 森訳「<u>武(士)の方面は正直な將軍が出てきて正さなければ直る向きもないだろうに</u>」。注に「前後の文で民は問題になっておらず、また「民ハ」を民からの意に解することも困難である。直後の文で「文武」が言われているため、ここは「民」を「武」の誤字と見るべきであろう。(後略)」と記す。</p> <p>・「正直」の用例は一例のみ。神仏(八幡大菩薩)に対し、素直で嘘のないありようを指すか。</p> <p>・「カハル將軍ノ」以下 No. 286 までについて、森は補註に「慈円は三寅(九条頼経の幼名。引用者注)が撰家將軍となったことを随喜したが、文武兼行して威勢ある撰籙の意義が後鳥羽院に理解されていないことを危惧していた(三三六、三四四、三四六頁)。そのためもあって、随所で撰家將軍の意義を力説している。ただし慈円は恐らく、後鳥羽院に諫言するために『愚管抄』を著したのではなく、当時二歳の東宮懐成親王が後に同書を読んで後鳥羽院のような君にならないことを願っていたのでであろう」と記す。</p> <p>・「世」「人」の対については、cf. No. 19, 111 以下。また、「世」「君」の対については、cf. No. 333。</p> <p>【そのようなこと(上皇とその近臣らの、そらごとによる政治)もかえって世の末には、<u>民は正直な將軍が出てきて正さなければ、直る方法がありそうにないところ</u>、こうした(撰家)將軍がこのように現れることは(八幡)大菩薩のおはからいであり、文武を兼ね威勢があり<u>世を守り君を守る</u>ことのできる撰籙の人を用意して、<u>世(世の中全体)のため人(個々の人)のため君の御ために</u>(八幡大菩薩が)進上されるのだが、(そのことを)君が御理解なされずにいらっしやるのですよ。】</p>
286		コレコソユハシキ大事ニテ侍レ。		【これこそとんでもない大事であります。】
287		コレハ君ノ御タメ撰籙臣ト將軍トヲナジ人ニテヨカルベシト、一定テラシ御サタノ <u>侍ル物ヲ</u> 。		<p>・「侍ル物ヲ」のあと、大系本本文のほか、全註解通解・大隅訳・森訳も読点と解するが、石田と同様、句点に改め、「物ヲ」は終助詞と解する。</p> <p>cf. 「ものを」:[終助詞] ①詠嘆を表わす。②特に、<u>実状に対する不満や残念の気持をこめて</u></p>

			<p>の詠嘆を表わす。〔接続助詞〕①逆接を表わす。のに。けれども。②順接を表わす。から。近世以後の用法」(『日本国語大辞典』)。</p> <p>cf. 全註解通解「これは君のため摂政臣と將軍とが同じ人でよかろうと、たしかに照覧して御指図のあるものを、その理由は顕著である」。</p> <p>cf. 大隅訳「これは君の御ためには摂籙の臣と將軍とが同じ人であるのがよいであろうと、確かに照覧なさって御指図があったのだということであって、その理由は明らかなのである」。</p> <p>cf. 石田訳「このことは、君のために、摂政の臣と將軍とが同じ人であることがよいであろうと、まちががなく、八幡大菩薩が照覧し御処置なさいているのであるよ。その理由は明らかである」。</p> <p>cf. 森訳「これは「君のため摂籙臣と將軍とが同じ人でよいだろう」と、間違いなく(大菩薩が)照覧し御処置がある(ことによるもので)、その理由は明らかだ」。</p> <p>【これは君の御ために摂籙の臣と將軍とが同じ人であるのがよかろうと、確かに(八幡大菩薩が)照覧し御沙汰がありましたのに。】</p>
288		ソノユヘアラハナリ。	【その理由は明らかである。】
289		謀反スデノ心ハナク、シカモ威勢ツヨクシテ、君ノ御後見セサセムト也。	【(摂家將軍には)謀叛のすじ(方面)の心はなく、しかも威勢が強いので、君の御後見をさせようというのである。】
290		カク御心エラレヨカシ。	【このように確かに御理解なされよ。】
291		陽成院御事テイナランタメナドコソ、イヨイヨメデタカルベケレ。	<p>・「陽成院御事」とは、藤原基経が陽成天皇の伯父として摂政になりながら、陽成の資質を疑い退位させ、外戚関係のない光孝天皇を即位させたことを指す。cf. III No. 281.</p> <p>cf. 「テイ(体・躰)」〔接尾語〕:「①そのような様子。そのような類。②そのような程度。そのくらい。主に人を表す語に付け、おとしめる気持で用いることが多い」(『角川古語大辞典』)。</p> <p>cf. 「テイ(体)」〔接尾語〕:「名詞や用言の終止形などに付いて、それに類似のもの、同程度のもを表わす。…などのようなもの。…風情。(後略)」(『岩波古語辞典』)。</p> <p>cf. 大系本「テイナランタメ」頭注「などのようなことになるため」。</p> <p>cf. 全註解通解「陽成院のご状態であろうがためなど」。「御事てい」の釈注に「御事態」か。「御ていたらく」の意味か」と記す。</p> <p>cf. 大隅訳「昭宣公基経が陽成天皇を退位させて世を守った例などのようなことになるためには」。</p> <p>cf. 石田訳「陽成天皇のような御事態にならないためであれば。石田は原文を「陽成院御事態ならぬ為などこそ」に作り、注に「底本は「御事ていならんため」。意味通ぜず。仮にこう漢字をあてておく」と記す。</p> <p>cf. 森訳「(基経によって廃位された暗君)陽成院の御事のようなものになるようなためなどは」。</p> <p>【陽成院の御事と同様であろうがためなどということも、ますますすばらしいことである。】</p>

292		ソレヲフセギヲボシメシテハ、君コソ <u>太神宮・八幡ノ御心</u> ニハタガハセヲハシマサンズレ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「太神宮・八幡ノ御心」については、cf. No. 298「太神宮・大菩薩ノ御心」。 【それをさえぎろうとお思いになるなら、君（後鳥羽院）こそが太神宮（天照大神）・八幡（大菩薩）の御心にきつと背いていらっしやるだろう。】
293		コハヲ構テ君ノサトラセタマウベキ也。		<ul style="list-style-type: none"> 【この点を是非とも君がおさとりにならなければならないのである。】
294		コノ藤氏ノ撰籙ノ人ノ、君ノタメ謀反ノカタノ心ヅカイハケヅリハテハ、 <u>アルマジトサダメラレタルナリ</u> 。		<ul style="list-style-type: none"> ・「アルマジ」について、全註解通解・大隅訳は「あつてはなるまい」「そんな心があつてはならない」、石田訳・森訳は「全くないはずだ」「これっぽちもあるはずがない」とする。 【この藤原氏の撰籙の人は、君のため謀叛の方面の心遣いは削り果てて、<u>当然ないはずと定められているのである。</u>】
295		サテシカモ「君ノワロクヲワシマサンズルヲ、ツヨクウシロミマイラセテ、 <u>王道ノ君ノスヂヲタガヘズマモリタテマツレ</u> 」〔ニ〕テ侍レバ、陽成院ノヤウニヲ〔ボ〕シマサン君ハ <u>御タメ</u> コソアシカラズレ。	〔ニ〕全：ト、 〔ボ〕全：ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・「王道」については、cf. No. 35, 47, 179。 cf. 全註解通解「王道の君の道理を違えず守り奉れ」。 cf. 大隅訳「君が王道の道理をふみ違えたりなさらないようにお守りせよ」。 cf. 石田訳「王道という君の筋道を違えないように、お守り申し上げよ」。 cf. 森訳「王道の君が筋を違えず（にいられるように）護り申し上げろ」。 cf. 「おぼします」：「おもいます（思増）」の尊敬語。他のものよりいっそう大切にお思いになる。<u>お思いになる気持を強くなさる</u>（『日本国語大辞典』）。 cf. 「おもひます（思益）」：「①思いがつのる。恋心が増す。②他のものよりすぐれてよいと思う」（『角川古語大辞典』）。 ・「御タメ」について、石田訳・森訳と同様、君自身の御ためと解して訳す。 cf. 大隅訳「陽成院のような君がおいでになれば、<u>世のためによろしくないであろう</u>」。 cf. 全註解通解「陽成院のようでおられるような君は<u>朝廷のおために悪いだろう</u>」。 cf. 石田訳「陽成天皇のようにお考えになる君は、<u>御ためにならぬだろう</u>」。 cf. 森訳「陽成院のようにお考えになるような君は、<u>（本人の）御ためにこそ（きつと）悪いだろう</u>」。 【そうしてそのうえ（天照大神・八幡大菩薩の御心は）「君がよくなりいっしやるうとするのを強く後見申し上げて、<u>王道の君のすじ（道理）を違えずお守り申し上げよ</u>」ということですから、陽成院同様に<u>お思いになる気持を強くなさる</u>ような君は、<u>（君自身の）御ためにきつと悪いであろう。</u>】
296		<u>サル君ハ又ヲボロ</u> 〔ゲ〕ニハヲハシマスマジ。	〔ゲ〕：「ケ」と解する。右欄参照。	<ul style="list-style-type: none"> ・「サル君」について、大系本頭注と全註解通解などでは解釈が異なる。ここでは後者同様、前文を承けて「そのような（陽成院同様に思う気持を強くするような）君」と解した。 cf. 「さる」：「①前出の語句を受けていう。そういう。そのような。②観念の中にある適当な状態をさす。しかるべき。相当な。③対象を特定しないで、または特定できない対象をさす。或（ある）に同じ」（『角川古語大辞典』）。 ・大系本本文は「ヲボロゲ」に作るが、『日本国語大辞典』「おぼろけ」〈音史〉に「平安から近

			<p>世中頃までは第二拍濁音、第四拍清音。近世末頃から「おぼろげ」となるらしい」とあることから、「ヲボロケ」として解する。なお、和歌では平安時代から「おぼろげ」と掛けて用いられたという。「拾遺 - 恋・七八四」の「逢ふ事はかたわれ月の雲がくれおぼろげにやは人の恋しきくよみ人しらず」や「源氏 - 花宴」の「深き夜のあはれを知るも入る月のおぼろげならぬ契りとぞ思ふ」のように、和歌では「おぼろげ（朧気）」とかけて用いられることがあるために、後世両者を混同するようになった」（『日本国語大辞典』〈語誌〉）。</p> <p>・「オボロケニハヲハシマスマジ」について、よくない意味での特異性をいうか。あるいは、曖昧な態度にとどまらない（撰籙と明確に対決するようになる）ことを意味するか。</p> <p>cf. 「おぼろげ」（後世「おぼろげ」とも）：「①（多くは下に打消、反語などの否定的表現を伴う）わずかであるさま。また、<u>並々であるさま。通り一遍であるさま。いい加減であるさま。</u>②（下に否定的表現を伴わなかったり、あるいは、二重否定の表現を伴ったりすると、①の意が反転して）ずいぶん多いさま。また、たいそうなさま。並々でないさま。格別であるさま」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>cf. 「おぼろげ」：「①平凡であるさま。<u>並々で取り立てていほどの特徴を持たないさま。打消の表現を伴って特異なさまをいうに用いることが多い。</u>②特異なさま。並一通りでないさま。「おぼろげならず」の形の表す内容が肯定的であるために、この語自身に否定の意が託されて、打消の表現を省いてしまったもの。「尋常ならず」の意を「尋常に」で表す類」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>cf. 「おぼろげ」：「①月が雲や霞にさえぎられて、ぼんやりとしているさま。②物事がはっきりしないさま。ぼうっとしているさま」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>cf. 大系本頭注「<u>りっぱな君ははっきりしない状態のままではおられまい。</u>本性を現わすに相違ない」。</p> <p>cf. 全註解通解「<u>そのような君は又いゝ加減の事ではおられまい。</u>」</p> <p>cf. 大隅訳「<u>そういう天皇はあるかなきかの状態におさまってはおられまい。</u>」</p> <p>cf. 石田訳「<u>そのような君は、またはっきりしない状態（そのまま）ではおられますまい。</u>」</p> <p>cf. 森訳「<u>そのような（悪しき）君はまたありふれてはいらっしゃらないだろう。</u>」</p> <p>【<u>そのような君はまたどちらともつかない曖昧な態度ではいらっしゃらないだろう。</u>】</p>
297		サホドナラン君ハ、又ヨキ撰籙ヲソネミヲボシメサバ、ヤハカナハンズル。	<p>・石田は「ヤハカナハンズル」のあと句読点を施さず、「太神宮・大菩薩ノ御心ニテコソアラズレ」までを一文と解するが、大系本本文に従う。</p> <p>・「サホドナラン君」とは、(天皇としての資質の不十全さにおいて) 陽成院と同様であるような君。</p> <p>cf. 「さほど」：「①その程度。それほど。②（下に打消の語を伴って）たいして」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>・「ヤハカナハンズル」を「太神宮・大菩薩ノ御心」にかかる連体修飾語と解する石田は「カナ（フ）」を「(太神宮・大菩薩の御心に) 合致する」の意と解し、大系本頭注等は「成就する」の意と解する。試訳は「(よい撰籙に) 匹敵する」の意と解する。</p> <p>cf. 「やは」〔副詞〕：「係助詞「やは」の転。反語的に強い否定を表す。どうして。「やはか」</p>

			<p>「やはや」とも。例「さほどならん君は又よき撰籙をそねみをぼしめさば、やはかなはんずる。太神宮・大菩薩の御心にてこそあらんずれ」〔愚管抄・七〕(『角川古語大辞典』)。 cf. 「かなふ」: 「①《「心にかなふ」「思ふにかなふ」など「…にかなふ」の形で》合致する。適合する。ふさわしい。②望み通りになる。成就する。③《多く下に打消しの表現を伴って》 ④(戦う相手に)匹敵する。かなう。⑤できる。可能である。⑥(「なくて(は)かなはぬ」の形で)すまされる。我慢できる」(『小学館 全文全訳古語辞典』)。 cf. 大系本「ヤハカナハンズル」の頭注「<u>自分の意欲を実現できるであろうか、できない。</u>」。 cf. 石田訳「それほどの悪い君が、またよい撰政をおねたみになされたら、<u>断じて太神宮・八幡大菩薩の御心になかわぬであろう。</u>」。 cf. 全註解「思し召さば、やはかなんずる」の釈注「思し召したならば叶おうとするだろうかい。「や」は反語」。 cf. 大隅訳「またそれほどの君がよい撰政を嫉む心をお持ちになったならば、<u>王道の道理を保つことはできないであろう。</u>」。 cf. 森訳「それくらいのような(悪しき)君は、また善き撰籙を嫉みお考えになれば、<u>どうして(そのような願いがきっと)叶うだろうか。</u>」。 【<u>それほどであるような君は、またよい撰籙をそねみお思いになれば、どうして(そのよい撰籙に)かなうだろうか、かないはしないであろう。</u>】</p>
298		<p>太神宮・大菩薩ノ御心ニテコソアランズレ、コノ道理ハスコシモタガウマジ。</p>	<p>・大系本・全註解は「太神宮・大菩薩ノ御心ニテコソアランズレ」のあと句点とするが、読点に改める。何が「太神宮・大菩薩ノ御心」と推測されているかといえば、直前の内容というより、むしろ直後の「コノ道理」であろう。そして、「太神宮・大菩薩ノ御心」であるからには、「コノ道理」は少しも間違っているはずがない、と言い切られるのであろう。したがって、森訳と同様、「コノ道理ハ」以下も含めて一文と解する。 ・「太神宮・大菩薩ノ御心」については、cf. No. 292「太神宮・八幡ノ御心」。 ・「コソ」「ムズ」「スコシモ」「マジ」など強調の意をもつ語が重ねて用いられている。 cf. 「むず」: 「①話し手の意志や希望を表す。…よう。…つもりだ。…たい。一人称の動作について使われる。②強めの推量・予想の意を表す。…だろう。きっと…であるだろう。ムに比べると、いくらか強調の気持ちを込めて、三人称の動作について使われる。③仮定・婉曲の意を表す。…としたら…のような。…であるような。連体形でのみ使われる」(『古典基礎語辞典』)。 cf. 「まじ」: 「①主として三人称の動作に付いて、強い打消推量を表す。仮にも…あり得ないだろう。きっと…ないだろう。…ないに違いない。②多く一人称の動作に付いて、強い打消の意志を表す。決して…ないつもりだ。仮にも…まい。③主に二人称の動作に付いて、相手に対して強い禁止の意を表す。「べからず」に当たる。当然…てはならない。仮にも…てはならない」(『古典基礎語辞典』)。 cf. 大隅訳「そういう天皇を強く後見するのは、太神宮・八幡大菩薩の御心であろうし、この道理はまったくそのとおりであろう」。 cf. 森訳「太神宮、大菩薩の御心で(きっと)あるだろう(から)、この(暗君は賢臣により廃位されるという)道理は少しも違わないだろう」。</p>

				【きつと太神宮（天照大神）・（八幡）大菩薩の御心であるのだろう、この道理は少しも間違っているはずがない。】
299		ヒシトサダマリタルコトニテ侍ナリ。		【ひしと（しっかりと）定まっていることなのです。】
300	345-6	始終ヲチタヽムズルヤウノ道理ヲモ、コノ世ノ末ノ、昔ヨリナリマカル道理ノ、宗廟社稷ノ神ノテラサセ給フヤウヲモ、シラセ給ハデ、アサキ御サタトコソウケタマハリ侍レ。		<p>◎以上の撰家将軍についての議論を踏まえ、後鳥羽院の浅慮を指摘し、道理を理解すべきことを説く（ここで段落を改める）。</p> <p>・「始終ヲチタヽムズルヤウノ道理」における「ヲチノタ（ツ）」は、「コノ道理ノ道ヲ、劫初ヨリ劫末ヘアユミクダリ、劫末ヨリ劫初ヘアユミノボルナリ」（No. 67）という場合の「アユミクダリノアユミノボル」と関係するか。</p> <p>・「ヲ（オ）チタツ」について、他の用例は次の通り。cf. 「…コノ道理ニオチタチヌレバ…」（ⅢNo. 137）、「…ミナ事ノセンノスエズエニヲチタヽンズル事ヲ…」（199頁）。なお、「仲哀ヨリ欽明マデ十七代ハ、トカクヲチアガリテ…」（No. 59）の「ヲチアガル」も「ヲチタツ」の類語といえるか。</p> <p>cf. 「始終」：「〔名詞〕①始めと終わり。②始めから終わりまでの事柄。事の経過。事情。（中略）⑤最後。結末。事の終わり。〔副詞〕①始めから終わりまで。また、ある動作が頻繁に行なわれるさまを表わす。たえず。常に。②最後には。ついに。結局」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>cf. 「おちたつ」：「<u>落着する</u>。例「臣下のさたを御らんじけんこの道理おちたちぬれば」〔愚管抄・三〕 例「始終をちたゝむずるやうの道理をも、この世の末の、昔よりなりまかる道理の」〔愚管抄・七〕」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>cf. 「おちたつ」：「<u>落着する</u>。物事のきまりがつく。落着く」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>・助動詞「むず」については「むとす」と解して訳したが、やや強調の気持をこめた推量（きつと…であろう）、あるいは当然（…はずである）の意にも解し得るか。cf. No. 37。</p> <p>cf. 「むとす」（連語）：「①…しようとしている。…しようと思う。んとす。（後略）」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>・「ヤウ」については、cf. No. 1。</p> <p>cf. 大系本頭注「常に復興しようとする道理」。</p> <p>cf. 全注釈通解「始めから終りまで落ち、起とうとするよう<u>の道理</u>」。</p> <p>cf. 大隅訳「<u>衰えたものが復興しようとする場合に見られる道理</u>」。</p> <p>cf. 石田訳「<u>始めから終りへ世がおち下って行くが、その間、おちては少し復興し、おちては又少し復興しながら衰えて行くという道理</u>」。石田は注に巻三の次の箇所を参照する。「又世間は一蔀と申して、一蔀ほどをば六十年と申。……この程をはからひて次第に衰へては又起り起りして（大いに衰えては少し起り又大いに衰えては少し起りの意）、起る度は衰へたるを、少しもて起しもて起ししてのみこそ、今日まで世も人も侍める。……詮ずる所は唐土も天竺も三国の風儀、南州の盛衰の理は、衰へては起り、起りては衰へ、かく次第にして、果には人壽十歳に減じ果てて劫末になりて、又次第に起り出で起り出でて（大いに起つては少し下り、また大いに起つては少し下りして、の意）人壽八万歳まで起り上り侍るなり。その中の百王の間の盛衰も、その心ざし道理の行く所は、この定にて侍るなり」（cf. ⅢNo. 223-224, 227-228）。</p>

			<p>cf. 森沢「(そうやって善き摂籙を嫉みなさることは) <u>始終落ちたり立ったり (きつと) するだらうような道理</u>」。</p> <p>cf. 「まかる」:「①移動の起点に当る人物を動作の受け手とし、為手およびその動作を低めて言い表すことによって、受け手に敬意を表す謙譲語。(中略) ②行く・去るなどの動作に、①のような尊者の受け手が認められず、受け手以外の尊者に対して話題の動作並びに為手を低めて言い表す。③行く・去るなどの行為を、ある尊者・権力者の支配を被るものとして低めて表現し、その尊者に、恭敬・卑下・丁重などの敬意を表す。(中略) ④聞き手尊敬の謙譲語。行く・去るなどの動作を聞き手に対して低めて言い表す。動作の為手が、話し手自身または話し手側の人物であることが多い。(中略) ⑤話題を低める謙譲語機能を形式化して、おもに聞き手・読み手を目当てに、荘重な語感・文体感と威儀・礼儀を合わせ持った丁重なあるいは示威的な対人態度・対人感情を表す用法。⑥他の動詞と複合する用法。⑦「まかる」を他の動詞に連ねて複合語を作る。「まかり」が、行く・去るなどの実質的な動作の意味を有するものと、実質の意味は薄れ、ほとんど待遇的な意味だけを添えているものがある。「罷り出づ」「罷り下る」「罷り立つ」「罷り向かふ」などは前者、「罷り預る」「罷り有り」「罷り留まる」「罷り成る」などは後者。ただし、前者の多くは、後者の用法を合わせ持ち、「まかり」の実質的意義の強弱は、語や用い方によってさまざまである。(中略) ⑧他の動詞を「まかる」に連ねて複合語を作る。「まかる」は「ゆく(行)」に置き換えられ、補助動詞として「ゆく」の継続・進行の意を表す。「すぎまかる(詞花・雑下)」「たづねまかる(山家集・上)」「かへりまかる(山家集・下)」「(年)かたぶきまかる(愚管抄・三)」「うつりまかる(愚管抄・三)」など。また、②ないしは③の待遇性を添える。「あてゆく」「もてゆく」も、上に準じて「あてまかる」「もてまかる」となる。(後略)」(『角川古語大辞典』)。</p> <p>【<u>始終落ちてはまた起とうとするさまの道理</u>をも、この世の末の、昔から成りゆく道理を宗廟社稷の神がご照覧になるさまをも、(後鳥羽院は)御存知でいらっしやなくて、浅慮の御沙汰であると拝見いたします。】</p>
301		物ノ道理、吾国ノナリユクヤウハ、カクテコソヒシトハ落居センズルコトニテ侍レ。	<p>・「物ノ道理」について、他の用例は次の通り。cf. ⅢNo. 27, 113/ 227頁/No. 17, 30, 110, 196.</p> <p>【<u>物の道理</u>、わが国のなりゆくさまは、このようにしてきつとひしと(しっかりと)落着するであろう(はずの)ことなのです。】</p>
302		法門ノ十如是ノ中ニモ、如是本末究竟等ト申コト也。	<p>cf. 「十如是」:「諸法の実相(存在の真実の在り方)が、相(外面的特徴)・性(内面的特徴)・体(実体)・力(潜在的能力)・作(顕在的な活動)・因(原因)・縁(条件、間接的原因)・果(結果)・報(果報、間接的結果)・本末究竟等(相から報に至るまでの九つの事柄が究極的に無差別平等であること)という10の範疇において知られることをいう。法華経方便品に「ただ仏と仏とのみまし能く諸法の実相を究尽したまえり。いわゆる諸法の是の如き相、是の如き性、是の如き体、是の如き力、是の如き作、是の如き因、是の如き縁、是の如き果、是の如き報、是の如き本末究竟等なり」と説くのに基づく。(後略)」(『岩波仏教辞典』)。</p> <p>cf. 「如是本末究竟等」:『法華経』「方便品」に説く十如是の第一〇。十如是の、如是相(本</p>

				から如是報（末）に至る前九は、究極的に帰するところが同一で、一切のもののありのままの真実のすがたにほかならないと総括するもの」（『例文 仏教語大辞典』）。 【 <u>仏法の十如是</u> の中にも、 <u>如是本末究竟等</u> と申すことである。】
303		カナラズ昔今ハカヘリアイテ、ヤウハ昔今ナレバカハルヤウナレドモ、同 <u>スズ</u> ニカヘリテモタフル事ニテ侍ナリ。		・「スズ」について、大系本頭注は「血筋」とするが、全注釈通解は「道理」、大隅訳は「筋道」、石田訳・森訳は「筋」とする。全註解通解ほかと同様に解し、試訳では「すじ」のままとした。 【必ず昔も今も同じところに帰って、外見は昔と今であるから変わるようだが、同じ <u>すじ（筋道）</u> に帰って持ちこたえることであるのです。】
304		大織冠ノ入鹿ヲウタセ給テ、世ハヒシト <u>遮悪持善ノ事ハリ</u> ニ [ハ] カナヒニシゾカシ。	[ハ] 全：なし	・「遮悪持善の事ハリ」については、cf. No. 93「遮悪持善トイフ道理」。 【大織冠（藤原鎌足）が（蘇我）入鹿を討伐されて、世の中はひしと（しっかりと） <u>遮悪持善のことわり</u> にかなったのであるよ。】
305		今又コノ <u>定</u> ナルベキニコソ。		・「定」について、大系本頭注は「真理。二十年後に頼経が国の政治を動かし武士を押えることを予言する」とし、全註解通解・大隅訳・石田訳は「通り」「とおり」、森訳は「定め」とする。森は注で大系本頭注について、「三寅（九条頼経の幼名。引用者注）は將軍であるため、国政を動かすという表現は適当でない。また、武士を統制するというだけであれば、鎌足による入鹿誅殺の故事とは合致しない。慈円は当時、排除すべき奸臣が朝廷にいるため、鎌足が中大兄皇子と協力して入鹿を討ったように、成人した三寅が懐成親王と協力して奸臣を除くべきだ、と考えていたのではないか」と述べる。 cf. 「 <u>定</u> 」（名詞）：「①仏語。観念すべき事物に対して心を集中して浮動させず、諸法の実相を観想すること。また、その状態。②取り決めること。取り決め。また、取り決めたおきて。③物事の成立・成就するのが定まっているさま。必ずそうなるさま。必定。お決り。④真実。本当。⑤形式名詞として、物事の様子や方法を、決定的な、動かないものとしていう。このとおり、そのとおりのとおりに当る。⑥形式名詞として、一定の範囲のものすべて。そうであるものことごとく。いやしくも…であるものの限り。⑦接続助詞のように用いる用法。限度にしても。…ても。…ものの」（『角川古語大辞典』）。 【今またこの <u>通り</u> である（世の中が遮悪持善のことわりにかなう）べきである。】
306		コノヤウニテコソヒシト君臣合体ニテメデタカランズレ。		【このようであってこそひしと（しっかりと）君臣合体してきつと申し分ないであろう。】
307	345-14	猶ヲロヲロコノ世ノヤウヲウケタマハレバ、撰籙ノ臣トテヲ [モ] テハモチキル由ニテ、底ニハ奇怪ノ物ニヲボシメシモテナシテ、近臣ハ撰籙臣ヲ讒言スルヲ君ノ御 [(意)] ニカナフコトハシリテ、世ヲウシナハルハ事ハ、申テモ申テモイフ [バ] カリナキヒガコトニテ侍也。	[モ] 国文：キ [(意)] 国：心、文：心 [バ]：「ハ」と解する。右	◎以下、後鳥羽院の道理に反するありようについて、さらに詳しく述べる。 ・「コノ世ノヤウ」について、筆者は何を見ていたのか。君と撰籙の臣のみならず、「内々小家ノ家主、随分ノ後見」（No. 308-309）まで話が広がる際、何を言おうとしていたかが問題。 ・大系本はじめ諸本は「イフバカリナキ」に作るが、「いふ」に名詞「はかり」に由来する語「はかりなし」が接続したものとして、濁音「バ」を清音「ハ」と解した。類例はNo. 357。 cf. 「はかりなし」：「①目当てがない。手立てがない。どうしようもない。②際限がない。無

			欄参照。	<p>量だ。数え切れない。なみなみでない。③（「言うはかりなし」「申すはかりなし」の形で）何とも言いようがない、言い尽くすことができない、形容を絶しているの意に慣用された。④思慮分別がない。浅はかだ。また、際限がなく、分別のつかないさまである。判断がつかない。」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>【なお不十分ながらいまの世の中の様子について承るところでは、（後鳥羽院が）撰籙の臣として表面では用いる態で、心底ではけしからん者とお考えになり取り扱って、近臣は撰籙の臣を讒言するのが君の御意にかなうこととわきまえ、（そうして君が）世の中を滅ぼされることは、申しても申しても言いようもないほどの僻事（ひがごと：道理に反すること）であります。】</p>
308		コレハ内々小家ノ家主、随分ノ後見マデタバヲナジコトニテ侍也。		<p>・「コレ」について、ここでは表裏ある君の態度を批判する No. 307 の主張全体と解した。</p> <p>・「世」と「人」、国政と家政を並べて語る箇所として、cf. No. 113-117。分相応に「主」となる「人」について語る箇所として、cf. No. 244。</p> <p>cf. 「後見（うしろみ）」：「①国政上の補佐制度として設けられ、平安時代には、天皇の輔佐役としての撰政・関白を称した。鎌倉幕府においては、執権を称したが、このころから「コウケン」と音読することが始った。（中略）また、民間において、一家の主人が老年や病弱、あるいは事故のため家政を十分に見られない場合、これを補佐する尊属をも「うしろみ」と称することがあった。②多く、子どもや女性などの傍らに付いて、その後ろ盾となって世話し補佐すること。また、その人。親・乳母・夫あるいは妻など」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>【これ（上に立つ者の表裏ある態度が僻事であること）は（君臣に限らず）内々の小さな家の主人、分相応の後見人（の間の関係）までまったく同じことなのです。】</p>
309		ソレガ随分随分ノ後見ト主人トヒシトアヒ思ヒタル人ノ家ノヤウニヲサマリヨキコトハ侍ラヌ也。		<p>・「ソレガ」について、「ソレ」とは No. 307 に述べられる君の態度を指すと解した。森訳のように「ソレガ」を接続詞的に解することもできるが、「まして」で始まる次の No. 310 が国政について述べるので、この一文は家政について述べると解した（下に先行研究を引用する際、該当箇所に下線を付した）。</p> <p>cf. 「それが」：「ところが」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>cf. 「ヤウ」については、cf. No. 1。「家ノヤウニ」とは、家のありようとして、あるいは、家のありようにおいて、の意に解した。</p> <p>cf. 「をさまり」：「①物事が平穏になること。鎮まること。②成り行き最後。結末。例「随分ノ後見ト主人トヒシトアヒ思ヒタル人ノ家ノヤウニをさまりよきことは侍らぬ也」【愚管抄・七】 ③物品や金品を収納すること。収入所得」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>cf. 大系本「それが」頭注「国政をさす」、「ヲサマリ」頭注「落ち着き」。</p> <p>cf. 大隅訳「しかし、国政のこととなれば、それぞれ分相応の後見人と主人とが一つの心にぴったりと一致している人の家のように、おちつきがいいというわけにはいかない」。</p> <p>cf. 石田訳「それぞれの身分身分相応の後見役とその主人とがしっかりと意思合っている人の家ほど、治まりよいものはないのである」。石田は注に「「それ」とは何をさすか不明」と記す。</p> <p>cf. 森訳「なのに（今の君臣関係は）、分相応分相応な後見と主人とがしっかりと相思している人の家のように、治まりのよいこと（になって）は（い）ないのだ」。</p>

				【それ（上に立つ者の表裏ある態度）が分相応の後見役と主人とがひしと（しっかりと）互いに思っている人（個人）の家のありようとして <u>結末</u> よく成り行く（家の平穩をもたらす）ことはないのです。】
310		マシテ文武兼行ノ大織冠ノ苗裔ト国王ノ御身ニテ不和ノナカラヒニテ、タガイニ心ヲヲキテアラント云コトハ、冥顕、首尾、始中終、過現当、イサ、カモ事ノ道理ニカナフミチ侍リナンヤ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「事ノ道理」（他の用例なし）は「物ノ道理」（No. 301）と類義か。 cf. 大系本頭注「事象一般の当然あるべき筋道」。 【まして文武兼行の大織冠の末裔と国王の御身として不和の間柄で、互いに心の隔てを置いた状態にいるなどということは、冥顕（目に見えない世界と見える世界）、首尾（始めと終わり）、始中終（始めから終わりまでの一部始終）、過現当（過去、現在、未来）、（どの局面をとってみても）少しでも<u>事ノ道理</u>にかなう道があるのでしょうか、いや少しもないでしょう。】
311		アハレアハレコノ道理コソ、イカニモイカニモエニハヒシトツクリマカラズラメトコソ、カネテヨリ心得フセテ侍レ、ソレガイカニ申トモカナウマジキ事ニテ侍ルゾトヨ、世ノ末ニ世ノ中ハヲダシカルマジト云道理ノ方へ、 <u>[フハ]</u> トウツリウツリシ侍ナリ。	[フハ] 全： フ	<ul style="list-style-type: none"> ・大系本は「カネテヨリ心得フセテ侍レ」で句点とするが、「ソレガイカニ」以下も含めて一文とする。係助詞「こそ」には「係り結びで言い切った形のもの、…だが、…だけれども、という気持ちで、あとにひびいていく場合」（『例解古語辞典』）があり、それに該当すると解する。 ・「コノ道理」とは何か。大系本頭注では「ヒガコトニナルガ道理」（No. 84）と解し、大隅訳・石田訳もこれに従う。一方、森は「君臣合体という神代以来の道理」と解している。ここでは直前のNo. 310にある「事ノ道理」と解した。 ・「コノ道理」を「ツク」ってゆくのは誰か。森訳は神仏と解し補っているが、試訳ではとくに補っていない。 ・「マカ（ル）」については、cf. No. 300。 cf. 「いかにも」（副詞）：「<u>①どんな場合にも。どうしても。必ず。</u>②打消の表現を伴う陳述副詞として用いる。考えうるすべての状態において不成立であることを述べる結果、打消の強調となるもの。決して。全然。③どの点から見てもその有様としか評しようがない意で、程度を強める。さも。まったく」（『角川古語大辞典』）。 cf. 「それが」：「ところが」（『日本国語大辞典』）。 ・「フフト」は擬声語的表現。 cf. 「ふふ」：「[副]（多く「と」を伴って用いる）①風のふくさまを表す語。②音もたてないで突然姿を現すさまを表す語。③含み笑いのさまを表わす語」（『日本国語大辞典』）。 cf. 大隅訳「ああ、悲しむべきことであるが、わたくしは、<u>このように誤ったことが行われるようになるという道理こそが、世の末には何ともしっかりと世をつくっていくであろうと、かねてから心の中でひそかに理解していた。それは何といても人の力ではどうにもならない</u>ということであり、世の末になればもう世の中は穏やかではありえないという道理の方へずっと移り変わっていくことなのである」。 cf. 石田訳「ああ、<u>この〔治世の君と摂政の臣が不和の仲になるという〕道理は、いかにもいかに世の末にはしっかりと作られて行くだろうと、私はかねてから十分理解していた。それはどのように申しても、なんとも仕様がな</u>いことであるよ。世の末においては世の中はおだやかにはなるまいという道理の方へ、ひよいひよいと移り移りして行くのである」。石田は「つくり」に注して「「つくられ」の誤りか。あるいは「政をつくり」の略か」と記す。

				<p>cf. 森訳「ああ、ああ、「この道理こそは、どうあっても後世には（仏神が）しっかりと（きつと）作っていくだろう」と、以前から心得て秘めていた。<u>なのに</u>（つまり仏神の作った道理があるのに）、どのように言っても叶わないことだな、「世の末に世の中は穏やかでないだろう」という（別の）道理の方向へ、（天下が）ふっと移り移りするのだ」。森は前半部分について、「言うところは、<u>君臣合体という神代以来の道理</u>を仏神は後世ますます鞏固にするだろうと秘かに考えていた」と注する。</p> <p>【ああ、ああ、<u>この道理こそ、何としても何としても末の世にはひしと（しっかりと）作ってゆく</u>であろうと、かねてから理解を心に秘めていたのですけれど、<u>ところが</u>、どう申しても思うようになりそうもないことでもありますね、世の末に世の中はおだやかではあるまいという道理の方へ、<u>ふふと（ふっと）移り移りするのです。</u>】</p>
312		ソレニ、悪魔邪神ハヒシトワロ〔ガ〕ラセント取ナス処ニ、時運シカラシメヌレバ、又三宝善神ノ化益ノカヲヨバズ成テンズト、事イデキテハヲトロヘヲトロヘシマカリテ、カク世ノ末ト云コトニナリクダリ侍ゾカシ。	〔ガ〕国全文：カ	<p>cf. 「ソレニ」：「①前の事柄に対して、後の事柄が対立・反対の関係にあることを表す。それなのに。②前の事柄の結果として、後の事柄があることを表す。それで。それにより。そのために。③前の事柄の上に、さらに後の事柄が加ることを表す。その上に。それに加えて。④前の事柄を述べた後で、それに関することながら、やや話題を改めて述べる意を表す。ところで。さて。」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>cf. 大系本「ワロガラセン」頭注「わるくしよう」。</p> <p>cf. 「わるがる」：「悪いと非難する気持を言動に表わす」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>cf. 「わるがる」：「悪いとする。悪いことだと感じ、思う」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>・「マカ（ル）」については、cf. No. 300。</p> <p>【さらに、悪魔・邪神はひしと（手厳しく）<u>悪くしよう</u>と取りはからうところに、時運がそう進めたものだから、また三宝・善神の教化・利益の力もきつと及ばなくなってしまうだろうと（いうように）、事件が出来しては衰え衰えして<u>いって</u>、このように世の末ということになり降るのでありますよ。】</p>
313		ソノヤウハ、時ノ君ノ「ツヨクウルサキ撰籙臣ヲアラセジバヤ」トヲボシメス御心ノ、世ノ末ザマニハイヨイヨ又ツヨクイデクルナリ。		<p>cf. 「つよし（強）」：「①物事の性質が、他から加る力によく耐え、あるいは、他の力をしのぎ退けることができるさま。堅固。②身体の属性を表す。身体が丈夫で、無理なことにも耐えられる体力、あるいは人をしのぐ体力があるさま。③心や性格の属性を表す。しっかりしていて困難や障害にくじけないさま。④戦闘・格闘の能力や、その他勝負・優劣を争う種々の競技・遊技における技能や知能が相手よりもすぐれまさらしているさま。⑤表現の意味的説述性の明確なさま。⑥事の程度がはなはだしいさま。激しいさま。著しいさま。⑦数量などについて、基準とするところを超えているさま」（『角川古語大辞典』）。</p> <p>・「ウルサ（シ）」については、cf. No. 4。</p> <p>【その（世の末になり降る）ありようとは、時の君が「<u>しっかりして</u>いて<u>うっとうしい</u>（ほど行き届いている）撰籙の臣をいさせたくない」とお思いになる御心が、世の末のころにはますますまた強く出てくるのである。】</p>
314		コノヒガ事ノユ、シキ大事ニテ侍也。		【この僻事（ひがごと：道理に反すること）がとんでもない大事なのです。】

315		<p>[ソレニ]、文武兼行ノ撰籙臣ノ、ツヨツヨトシテ、イカニモイカニモエ引ハタラカスマジキガイデコムヤウニ、君ノ御意ニカナハヌコトハナニゴトカハアルベキ。</p>	<p>[ソレニ] 国：ソレニ 又、全文：又</p>	<p>・「ソレニ」については、cf. No. 312。先行研究同様、追加の意と解した。元来、君がしっかりとした撰籙の臣に支えられることは望ましいことであり、さらに、その撰籙の臣が文武兼行であればなおさら君には望ましい、というほどの意か。 cf. 「ツヨツヨ」：「きわめて強いさま、頑健なさまを表わす語」（『日本国語大辞典』）。 ・「イカニモ」については、cf. No. 311。 ・「ヤウ」については、cf. No. 1。大隅訳と同様に解した。 cf. 大隅訳「それに、非常に強くて、他人によってはとても引き動かすことのできない文武兼行の撰籙の臣が出てくる事情については、君の御心に合わないことが何かあるであろうか、決してない」。 cf. 石田訳「それにつけて、大変強くて、どうしても引き動かすことのできない文武兼行の撰籙の臣が出て来ることほど、君の御心にかなわぬことが外にあるのか。[だから君は国政を自分の思い通りに行おうとして撰籙を排斥されるのだ]」。 cf. 森訳「それに加えて文武兼行の撰籙臣で、剛強でどうあっても振り回すことのできそうにない（者）が出てくるように（なったとしても）、君の御意に叶わないことが何かあるだろうか（いや、そのような撰籙が出てきても君に不都合はないはずだ）」。 【それに加えて、文武兼行の撰籙の臣で、はなはだ強そう、決して決して（他人が）引き動かすことができそうにない者が出てくるような事態について、君の御意にかなわないことは何かあるだろうか、いやあるはずがない。】</p>
316		<p>コハニ世ハ損 [ゼ] ンズルナリ。</p>	<p>[ゼ] 全：セ</p>	<p>・「損ゼンズルナリ」は「損ず」（「壊れる」の意の自動詞）＋「むず」（＜「むとす」）＋「なり」（断定）と解される。 【こうした場合に（本来、君のためになる撰籙の臣がいるにもかかわらず、君がその撰籙の臣を疎む場合に）世の中は損なわれようするのである。】</p>
317		<p>コノ道理ヲ返々君ノヲボシサトリテ、コノ御ヒガコトノフツトアルマジキ也。</p>		<p>cf. 「おぼす」：「(前略) ②物事を理解したり、感受したりするために心を働かせなざる。断定、推量、意志、回想など種々の心の働きをいう。お思いになる。お考えになる。お感じになる。(中略) ④多く、知覚的動作を表わす動詞の上に付けて、その動作主への尊敬の意を加える」（『日本国語大辞典』）。 cf. 「おぼす」：「「思ふ」の尊敬語。お思いになる。「おぼしいたる」「おぼしことわる」など、連用形を動詞に冠して用いた場合には、敬意を添えるとともに、それが心の中で行われた意を表す」（『角川古語大辞典』）。 cf. 「おもひさとる」：「物事の事情、性格などをはっきり知る。物事の道理を十分に理解する」（『日本国語大辞典』）。 cf. 「フツト」：①完全に。②（打消と呼応して）全然。」（『岩波古語辞典』）。 【この道理をかえすがえす君が十分に理解なさって、この御僻事（ひがごと：道理に反すること）はまったくあってはならないのである。】</p>

318		君ハ臣ヲタテ、臣ハ君ヲタツルコトハリノヒシトアルゾカシ。		<p>・「コトハリ」の他の用例は、cf. ⅢNo. 29, 87, 113, 227, 231, 235/206 頁, 317 頁/No. 322。 【君は臣を立て、臣は君を立てる<u>ことわり</u>がひしと（しっかりと）あることよ。】</p>
319		<p>コノコトハリヲ、コノ日本国ヲ昔ヨリサダメタルヤウト、又コノ道理ニヨリテ先例ノサハサハトミコルト、コレヲ一々ニヲボシメシアハセテ、<u>道理ヲダニモコヽロヘトヲサセ給ヒナバ</u>、メデタカルベキ也。</p>		<p>・「サハサハト」については、cf. No. 28。 cf. 「おもひあはず」：「①いくつかの事を思いくらべて考える。あれこれと考え合わせる。②あれこれ考え合わせた結果ある点に思いつく。なるほどと思う。<u>思いあたる</u>」（『日本国語大辞典』）。</p> <p>・「道理ヲダニモコヽロヘトヲサセ給ヒナバ」の「ダニ」をどう訳すか。「だに」については、cf. No. 18。 先行研究は、「せめて～だけでも」（大系本頭注・石田訳）、「～さえ、～までも」（大隅訳・森訳）に分かれる。また、その際、対比される軽重・大小の二項についても、道理の理解〔軽〕と実践〔重〕（大隅訳）、歴史上理解すべきさまざまなこと〔最大限〕と道理〔最小限〕（石田訳）、道理にかかわる諸事象〔軽〕と道理そのもの〔重〕（森訳）など、一致しない。「コヽロヘトヲサセ」の「トヲ（ス）<トホ（ス）」についても、「（道理を）実践・実行する」（大系本頭注・大隅訳）、「（道理への理解を）徹底・貫徹する」（石田訳・森訳）に分かれる（下に先行研究を引用する際、該当箇所を破線で示した）。</p> <p>試訳は「ダニ」を、歴史をふりかえって理解すべき最重要事項として特筆・強調する意、また「トヲ（ス）」を「徹底・貫徹する」の意に解してみたが、なお疑問が残る。 cf. 大系本「ヤウト」頭注「様式・手本である」と。「ヲボシメシアハセテ」にかかる、「ダニモ」頭注「だけでも」、「コヽロヘトヲサ」頭注「理解し、それをやりとげる」。</p> <p>cf. 大隅訳「日本国では、この道理を昔から定められたあり方であるとしてきたのであって、この道理によって先例を明白に理解することができるのであるから、それを事にあたっていちいち考え合わされて、<u>道理を理解なさり、その筋を通されさえしたならば、たいへん立派な世となるであろう</u>」。</p> <p>cf. 石田訳「この道理をば、この日本国を昔より定めてきたやり方と、また明らかに存在するこの道理に拠った先例とを、一つ一つ思い合わされて、<u>道理をだけでも完全に</u>にお心得なされた<u>ならば、</u>結構なことであろう」。</p> <p>cf. 森訳「この理を、この日本国を昔から定めている様と、またこの道理によって先例がくつきりと見える（こと）と、これ（らのこと）を一つ一つお考えになり合わせて、<u>（日本国や先例との関係だけでなく）道理（そのもの）さえもお心得抜きになったならば素晴らしいだろう</u>」。</p> <p>【この（君は臣を立て、臣は君を立てる）ことわりを、この日本国を昔から定めているありよう（である）と、またこの道理によって先例の<u>さわさわと（明瞭に）</u>見える（のである）と、これを一々（の事柄）にお考え合わせになって、<u>（ともかくも）道理さえ完全に御理解なさるならば、</u>すばらしいことであろう。】</p>
320	347-5	<p>トヲクハ伊勢大神宮ト鹿島ノ大明神ト、チカクハ八幡大菩薩ト春日ノ大明神ト、昔今ヒシト議定シテ世ヲバモタセ給フナリ。</p>		<p>◎以下、撰家将軍出現にかかわる宗廟社稷の神のはからいについて述べる。 ・「伊勢大神宮」とは天照大神、「鹿島ノ大明神」「春日ノ大明神」とはここではいずれも天児屋根命を指す。遠き「昔」には天照大神と天児屋根命、近き「今」には天照大神はもとより、天</p>

			<p>天兒屋根命・八幡大菩薩を加えた三神が世の中を維持すると見ているのであろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 春日大社は藤原氏の氏社。中世以来、伊勢神宮、石清水八幡宮と並んで三社と称せられた。社伝によれば、神護景雲2（768）年、武甕槌命（常陸鹿島神）、経津主命（下総香取神）、天兒屋根命（河内枚岡神）および比売神（同）の四神を御蓋山麓に祀ったときをもって創建とする。 「伊勢大神宮ト鹿島ノ大明神」の「昔」の「議定」とは、ⅢNo. 155 に「天照大神アマノコヤネノ春日大明神ニ「同ク侍ヒテ殿内ニ能ク為セ防ギ護ルコトヲ」ト御一諾ヲハリニシカバ」とある事柄を指す。ⅢNo. 298 にも「太神宮鹿島ノ御一諾」とある。 <p>典拠としては、『日本書紀』卷第二、神代下、天孫降臨条（一書第二）に「是の時に天照大神、（…）復天兒屋命・太玉命に勅したまはく、「惟爾二神も、同じく殿内に侍ひ、善く防ぎ護りまつることを為せ」とのたまふ」とある（ルビ・書き下しは小島憲之ほか校注・訳『日本書紀①』新編日本古典文学全集2、小学館、1994年、139頁による）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「八幡大菩薩ト春日ノ大明神」の「今」の「議定」について、大系本頭注は①「順徳中宮立子入内」、②「藤原頼経將軍任命」の二つを示す。 <p>①については、「故撰政ノムスメ（九条良経女立子）ハ（…）春日大明神モ八幡大菩薩モカク、皇子誕生シテ世モ治マリ、又祖父（兼実）ノ社稷ノミチ心ニイレルサマハ、一定仏神モアハレニテラサセ給ヒケント、人皆思ヒタル方ノスエトヲル事モアルベケレバニヤ、（…）十八ニテ東宮（守成（順徳天皇））ノ御息所ニマイラニケリ」（296頁）とある。</p> <p>一方、②について、大系本頭注は「二歳ナル若公（九条道家三男頼経、幼名三寅）、（…）終ニ六月廿五日ニ、武士ドモムカヘニノボリテ、クダシツカハサレニケリ」（315頁）という箇所を参照するが、そこで「八幡大菩薩ト春日ノ大明神」の議定は記されない。</p> <p>ただし、No. 254-255 に「コノ東宮（立子所生の懐成親王）、コノ將軍（頼経）ト云ハワツカニ二歳ノ少人ナリ。コレヲツクリイデ給フコトハヒトヘニ宗廟ノ神ノ御サタアラハナル」、また、No. 285 に「カヽル將軍（頼経）ノカクイデクル事ハ大菩薩ノ御ハカラヒニテ」とある。</p> <p>【遠く神代には伊勢大神宮（天照大神）と鹿島大明神（天兒屋根命）と、近く現代には八幡大菩薩と春日大明神（天兒屋根命）と、昔も今もひしと（しっかりと）合議し定めて世の中を維持なさるのである。】</p>
321		<p>今文武兼行シテ君ノ御ウシロミアルベシト、コノ末代、トウツリカウウツリシモテマカリテ、カクサダメラレヌル事ハアラハナルコトゾカシ。</p>	<p>cf. 「もてゆく」：「① 持って行く。持参する。② 他の動詞の連用形に付き、補助動詞的に用いられる。その動作が少しずつ、またはしだいに進行して、完成した状態になることを表す。だんだんに…になる。しだいに…してゆく」（『角川古語大辞典』）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「マカ（ル）」については、cf. No. 300。 <p>【いま文武兼行して君の御後見をすべきであると、この末代に、ああ移りこう移りして次第に移っていき、このように定められたことは明白なことであるよ。】</p>
322		<p>ソレニ、漢家ノ事ハタマ詮ニハソノ器量ノ一事キハマレルヲトリテ、ソレガウチカチテ国王トハナルコ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「ソレニ」については、cf. No. 312。 「詮」については、cf. No. 33。

		ト、サダメタリ。		【そのうえ、中国のことはただ詮ずるところその器量の一事について極限に達する（最も優れている）者にとって、その者が他に打ち勝って国王となることと定めている。】
323		コノ日本国ハ初ヨリ王胤ハホカヘウツルコトナシ。		【(それに対し) この日本国は（国の）初めから王となるべき血筋は他家に移ることがない。】
324		臣下ノ家又サダメヲカレヌ。		【臣下の家もまた定め置かれている。】
325		ソノマヽニテイカナル事イデクレドモケフマデタガハズ。		【(王家も臣下の家も) 定められたままでどのようなことが出来しようとも今日まで異ならない。】
326		百王ノイマ十六代ノコリタルホドハ、コノヤウハフツツタガウマジキ也。		・「フツト」については、cf. No. 317。 【百王説であと十六代残っている間は、このありようはまったく変わるはずはないのである。】
327		コヽニカヽル文武兼行ノ執政ヲツクリイダシテ、宗廟社稷ノ神ノマイラセラレヌルヲ、ニクミソネミヲボシメシテハ、君ハキミニテエヲハシマスマジキナリ。		【ここにこのような文武兼行の執政（摂家将軍）を作り出して、宗廟社稷の神が（君に）進上されたのに、（君が）憎み嫉みお思いになつては、君は君としていらっしゃることはできないのである。】
328	347-14	日本ニモ臣ノ君ヲタツルミチゲニゲニトニアンメリ。		◎以下、臣下が君の即位にかかわった二通りの道について述べる（ここで段落を改める）。 【日本にも臣下が君を立てる（位に即ける）道になるほど確かに二つあるようだ。】
329		一ニハ先清盛公ガ後白河院ヲワロガリマイラセテ、ソノ御子、御孫ニテ世ヲ治メントセシヤウ、木曾ガ又一タヽカイニカチテ、君ヲオシコメマイラセシズ、コノヤウハ君ヲタツトハ申スベクモナケレドモ、武士ガ心ノソコニ、世ヲシロシメスキミヲアラタメマイラスルニテアル也。		・「ヤウ」については、cf. No. 1。 【一つにはまず（平）清盛公が後白河院について非難がましく思い申し上げて、その御子（高倉天皇）、御孫（安徳天皇）によって世の中を治めようとした仕方、また木曾（源義仲）が（法住寺での）一戦に勝って君（後白河院）を幽閉申し上げたすじ（方面）であり、この仕方は君を立てる（位に即ける）とは申すべくもないけれども、武士の心の奥深いところで、世の中をお治めになる君を改め申し上げることなのである。】
330		サレバ世ヲミダス方ニテタテマイラセ、世ヲ治ル方ニテマイラスル、ニノヤウ也。		【それゆえ世の中を乱す方向に（君を）立て申し上げる場合と、世の中をよく治まる方向に（君を）立て申し上げる場合と、二つの仕方があるのである。】
331		ミダス方ハ謀反ノ義ナリ。		【(世の中を) 乱す方向とは謀反の意味である。】
332		ソレハスエトヲル道ナシ。		【それ（世の中を乱す方向）は終わりを全うする道はない。】
333		イマー〔ノ〕国ヲ治ルスヂニテタテマイラスルハ、昭宣公ノ陽成院ヲオロシマイラセテ、小松ノ御門ヲタテマイラセ、永手大臣・百川宰相ト二人シテ光仁天皇ヲタテマイラセシ、武烈ウセ給テ継体天皇ヲ臣	〔ノ〕国全文：ニ	・大系本ほか諸本は「ソノ道理サダマリヌ」までを一文とする。しかし、それより前の「コノ君」「道理」とそれより後の「コノ君」「道理」をそれぞれ一対と見て、「臣下ノ君ヲ立マイラセシナリ」までを一文と解してみた。一文の構造をやや図式的に示せば以下になる。 「イマー〔ノ〕国ヲ治ルスヂニテタテマイラスルハ、

	<p>下ドモノモトメイデマイラセシ、コレラハ、「君ノタメ世ノタメニ、一定コノ君ワロクテカハラセ給ベシ」ト、ソノ道理サダマリヌ、「コノ君イデキ給テ、コノ日本国ハ始終メデタカルベシ」ト云道理ノヒシトサダマリシカバ、コレニヨリテ神明ノ冥ニハ御サタアルニカハリマイラセテ、臣下ノ君ヲ立マイラセシナリ。</p>	<p>①昭宣公ノ陽成院ヲオロシマイラセテ、小松ノ御門（光孝天皇）ヲタテマイラセ、 ②永手大臣・百川宰相ト二人シテ光仁天皇ヲタテマイラセシ、 ③武烈ウセ給テ継体天皇ヲ臣下ドモノモトメイデマイラセシ、 コレラハ、 「君ノタメ世ノタメニ、一定コノ君ワロクテカハラセ給ベシ」ト、ソノ道理サダマリヌ、 「コノ君イデキ給テ、コノ日本国ハ始終メデタカルベシ」ト云道理ノヒシトサダマリシカバ、 コレニヨリテ神明ノ冥ニハ御サタアルニカハリマイラセテ、臣下ノ君ヲ立マイラセシナリ。」 このとき「コレラハ」に対応する述部は「神明ノ～マイラセシナリ」と解される。 また、二つの「コノ君」はいずれも「これこれの君」くらいの意（①～③の事例に出てくる天皇を概括的にとらえ指示する語）と解される。 ただし、No. 334「コノ御門」は光孝・光仁・継体天皇と解するべきであり、「コノ君」と「コノ御門」を訳し分けることになるが、それでよいかという問題がある。 ・「ソノ道理サダマリヌ」のあとを句点とせず、さらに文が続くと解することについては、『日本国語大辞典』助動詞「ぬ」「語誌(3)」に次のような説明がある。「[…]「金刀比羅本保元・中・新院御出家の事」に「院も合戦の紛なれば、供御（ぐご）もまいらずして、きのふも暮ぬ、今夜もあけなむとす」のような、終止形を用いた中止用法が中世以後に多くみられる」。 ・「君」「世」の対については、cf. No. 285。 ・光孝天皇は第58代（85頁）、光仁天皇は第49代（73頁）、継体天皇は第27代（56頁）。 ・大系本ほか諸本は二回目の「コノ君」以下を新たな一文と解する。その際、文頭「コノ君」が指す具体的内容について、大系本頭注・全註解脚注は光孝・光仁・継体の三天皇と解し、大隅訳も「これらの天皇」とする。「この〔彼らによって立てられた〕君」とする石田訳も、No. 334「コノ御門」を「これらの帝」とするところから、やはり三天皇と解していることがわかる。 他方、森は継体天皇一人と解し、注に「コレニヨリテ」はこの道理によってでなくこの道理が定まったことでの意に解すべきである。言うところは、日本最初の悪王である武烈帝の崩御は仏神の冥然たる処置によるものであり、次代の継体帝が即位したことで、日本は悪王が現れても必ず排除されて永遠に安泰だという道理が確定したので、以後悪王が現れた時は仏神が冥然と処置するのでなく臣下が顕然と君を立てることになった」と記す。 試訳では「コレニヨリテ」は、よくない君が退位すべき道理、よい君が即位すべき道理の双方が定まったことを指すと解する。 ・「始終」については、cf. No. 300。 【もう一つの国を治めるすじ（方向）に（君を）立て申し上げるのは、昭宣公（藤原基経）が陽成院を退位させ申し上げて、小松の御門（光孝天皇）を即位させ申し上げ、永手大臣・百川宰相が二人で光仁天皇を即位させ申し上げたこと、武烈天皇が薨去されて継体天皇を臣下どもが捜し出し（即位させ）申し上げたこと、これらは、「君のため世のために、きっとこれこれの君（陽成天皇や武烈天皇）はよくなくて交代なさるべきである」と、その道理が定まった、（そして）「これこれの君（光孝天皇や光仁天皇や継体天皇）が出現なされて、この日本国は始終（常に）めでたかろう」という道理がひしと（しっかりと）定まったので、これによって神明が冥（目に見えない世界）において御沙汰（御処置）のあることに代わり申し上げて、臣下が君を</p>
--	--	--

				立て（即位させ）申し上げたのである。】
334		サレバアヤマタズコノ御門ノ末コソハマナツガセ給テ、ケフマデコノ世ハモタヘラレテ侍レ。		・「コノ御門」は光孝天皇、光仁天皇、継体天皇の三人と解する。 【それゆえ（ほかの天皇の子孫でなく）この天皇（光孝天皇、光仁天皇、継体天皇）の子孫こそが誤りなくみな皇位を継承なされ、今日までこの世の中は持ちこたえられてきたのです。】
335		サハサハトコノ二ノヤウハ侍ゾカシ。		・「サハサハト」については、cf. No. 28。 【（臣下が君を立てることについて） <u>さわさわと</u> （明瞭に）この二つのあり方があるのですよ。】
336	348-12	ソレニ、今コノ文武兼行ノ撰籙ノイデキタランズルヲ、エテ君ノコレヲニクマンノ御心イデキナバ、コレガ日本国ノ運命ノキハマリニナリヌトカナシキ也。		◎以下、撰家将軍出現にかかわる神々・冥衆のはからい、および君への要請について述べる（ここで段落を改める）。 ・「ソレニ」については、cf. No. 312。 cf. 「えて」：「よく。ともすれば。ややもすれば。えてして。」（『岩波古語辞典』）。 【 <u>それなのに</u> 、今この文武兼行の撰籙（撰家将軍）が出て来ようとしているのに、 <u>ともすれば</u> 君がこれを憎むような御心が出てきたならば、これが日本国の運命の極まり（果て）になってしまうと悲しいのである。】
337		コノ撰籙臣ハ、イカニモイカニモ君ニソムキテ謀反ノ心ノヲコルマジキナリ。		・「イカニモ」については、cf. No. 311。 【この撰籙の臣（撰家将軍）は、 <u>決して決して</u> 君に背いて謀反の心がおこるはずはないのである。】
338		タバスコシホ〔ヲ〕ゴハニテアナヅリニクハコソアラズレ。	〔ヲ〕全：ウ	・「ホヲゴハ」は先行研究により「報剛」とも「類剛」とも解されている。試訳では、No. 315に「ツヨツヨトシテ、イカニモイカニモ引ハタラカスマジキ」とあるのを参照し、「類剛」に解した。 cf. 大系本頭注「天明本「ほうごは」。天明本頭注「ほうごはとは、その人の果報たゞまじく強制にして引動しがたく悔慢なる歎きをいうなり」。頑強として堅くるしい強い表情とする」。 cf. 全註解「ほうごはにてあなづりにくく」釈注：「報剛（果報が剛いこと）にて侮り難く。「ほうごは」は或は「類剛」か」。 cf. 石田訳「手ごわくて」。注に「報剛」にあてるよりも「類剛」がよろしかろう」と記す。 cf. 森訳「強面」。 cf. 「ほうごは（報強）」：「果報が強いさま。運が強いさま。*愚管抄〔1220〕七「ただすこしほをごはにて、あなづりにくくこそあらんずれ」（『日本国語大辞典』）。 cf. 「ほほごは（類強）」：「表情がこわばっているさま。頑強で、堅苦しい表情をいう」（『角川古語大辞典』）。 【ただし <u>こわもて</u> で侮り難くはあるだろう。】
339		ソレヲパー〔同〕ニ、事ニノゾミテ道理ニヨリテ、万ノコトノヲコナハルベキ也。	〔同〕国全文：向	・「一同ニ」について、大系本頭注は「文明本「一同ニ」。「一向ニ」の誤記か。「道理ニヨリテ」にかかる。」と記す。「一向（ニ）」の用例は5例ある（130頁、154頁、216頁、225頁、239頁）

				<p>のに対し、「一同ニ」の用例はNo. 339-340のほかにはNo. 378のみであり、「一向ニ」の誤記の可能性も考えられる。先行研究はいずれも「一向ニ」と解する。試訳には二解釈を併記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文全体の主語は君と解した。 <p>cf. 大隅訳「しかし、そのような人に対しても、事にのぞまれれば<u>ひたすらに道理</u>によって万事を処理なさるべきである」。</p> <p>cf. 石田訳「それはそうとして、事に臨んでは<u>一途に道理</u>に従って、すべてのことを行われるべきである」。</p> <p>cf. 森訳「(何れにせよ、君は)それを<u>ひたすらに</u>、事に臨んで道理によって万事を行われるべきだ」。</p> <p>【<u>解釈1</u> (「一同ニ」と解する場合): そうした者をも含め<u>一同</u>となって、 <u>解釈2</u> (「一向ニ」の誤記と解する場合): そういう者であっても<u>ひたすらに</u>、事態に臨んで道理によって、(君は) 万事を行われるべきである。】</p>
340		一〔同〕ニ天道ニマカセマイラセテ、無道ニ事ヲオコナハバ冥罰ヲマタルベキナリ。	〔同〕国全文：向	<ul style="list-style-type: none"> ・「一同ニ」について、No. 339と同様、二通りの読み方が考えられる。一文の内容は、前文の内容の繰り返しであろう。 ・「天道」の用例はほかに2例。「天道ノ御ハカラヒ、スコシモサファイナクテ」(178頁)、「冥〔ニ〕天道ノ御サタノホカニ」(No. 248)、とあり、冥衆の働きとかかわる語であることがわかる。 ・「マカセマイラセテ」について、石田は原文を「任せ参らせで」に作り、「底本「任せ参らせで」。従来の刊本はいずれも「て」を清んでよむ。私は「で」と濁る」と注記する。天道にまかせるべきであるという趣旨自体は清音・濁音いづれでも変わらないであろう。 ・「天道ニマカセマイラセテ」「冥罰ヲマタル」の主語は君、「無道ニ事ヲオコナ(フ)」の主語は撰籙の臣と解した。 <p>cf. 大隅訳「すべてをひたすらに天地の主宰神におまかせになって、文武兼行の撰籙の臣が道理にはずれたことを行なえば、神々の眼に見えない罰が下されるであろう」。</p> <p>cf. 石田訳「天道にお従いなさらないでひたすら無道に物事を行なったならば、きっと神仏の冥罰をおうけになるであろう」。</p> <p>cf. 森訳「ひたすら天道に<u>任せ</u>申し上げて、(もし) 無道に事を行えば冥罰を待たれるべきだ」。</p> <p>【<u>解釈1</u> (「一同ニ」と解する場合: <u>みな一同</u>になって <u>解釈2</u> (「一向ニ」の誤記と解する場合: (君は) <u>ひたすらに</u> 天道にまかせ申し上げて、もし(撰籙の臣が) 無道に(道理に反して) 事を行うならば(君は) 冥罰(神仏による罰)を待たれるべきである。】</p>
341		末代ザマノ君ノ、ヒトヘニ御心ニマカセテ世ヲオコナハセ給テ事イデキナバ、百王マデヲダニマチツケズシテ、世ノミダレンズル也。		<p>【末代のころの君が、ひとえに御心にまかせて世の中を行われて何か事件が出来たならば、百王まですら待ち受けることなく、きっと世の中が乱れるであろう。】</p>
342		タバハカラズ理ニマカセテヲホセフクメラレテ御覧ノアルベキ也。		<p>【(君は) ただ遠慮なく理にまかせて仰せ含められて御覧になるべきである。】</p>
343		『サテコソ此代ハシバシモヲサマランズレ』ト、ヒ	〔ヨト〕全：	<p>・『サテコソ此代ハシバシモヲサマランズレ』ト」はどこにかかるか。大隅訳・森訳は「アキ</p>

		シトコレハ神神ノ御ハカライノアリテ、カクサタシナサレタルコト〔ヨ〕ト、アキラカニ心エラルハ、カマヘテ神明ノ御ハカライノ定ニアイ〔カナイテ〕ヲボシメシハカライテ、世ヲ治メラルベキニテ侍ナリ。	なし〔カナイテ〕全：カナヒテト	ラカニ心エラルハ」内容（の一部）と解するが、試訳では石田訳と同様、「神神ノ御ハカライ」の内容と解した。 ・「 ^{ぢやう} 定」については、cf. No. 305。 cf. 大系本「定」頭注「真理」。 cf. 「おもひはからふ」：「あれこれと考慮する。おもうはかる」（『日本国語大辞典』）。 cf. 大隅訳：「 <u>そうしてこそ今の世はしばらくの間でも治まるであろうと思われし、これはたしかに神々の御はからいによってこのようになったことであると、明白に理解できるのである。そのことによく注意なさり、神々の御はからいによって定められた理にかなうように考え合わせられて、世をお治めになるべきである。</u> 」 cf. 石田訳「 <u>そのようにしてこそ、今の末の世はしばらくの間でも治まるであろう、と神々がしっかりとお計らいなさって、このように処置なさったことだ、と明らかに心得られる。だから、よくよく注意して、神明の御はからいの通りにするようにお考慮なさって、世（国政）をお治めになるべきである。</u> 」 cf. 森訳「 <u>そう（君と撰家将軍が合体）してこそこの（今の）世は暫くでも（きっと）治まるだろうと（いうことは）、しっかりと「これは神々の御計らいがあって、このように処置しなされたことだ」と、明らかに心得られるので、（君は）是非とも神明の御計らいの定め</u> に相適って、お考え計らって、世を治められるべきだ。 【『 <u>そうしてこそ現代はしばらくの間でもきっと治まるだろう</u> 』と、ひしと（しっかりと）これは神々の御はからいがあって、このように沙汰（処置）をなさったことであるよ」と、明らかに理解されるので、（君は）必ず（その）神明の御はからいの <u>定め</u> に合致して <u>お思い量り</u> になって、世の中を治められるべきであります。】
344		「冥衆ハヲハシマサヌニコソ」ナド申ハ、 <u>セメテア</u> サマシキ時ウラミマイラセテ人ノイフコトグサ也。		cf. 「せめて」：「①しいて。むりに。②しきりに。一心に。熱中して。③痛切に。身にしみて。ひどく。この上なく。④しいて言えば。無理に考えるなら。⑤多く「せめては」の形で、下に願望・命令・意志などの表現を伴って》多くは望まないが、少なくとも。なんとか…だけでも」（『小学館 全文全訳古語辞典』）。 【「冥衆はいらっしやらないのである」などと申すのは、 <u>ひどく</u> 歎かわしい状況にあるとき（冥衆を）お恨み申し上げて人が言う口癖である。】
345		誠ニハ劫末マデモ冥衆ノヲハシマサヌ世ハカタ時モ <u>アルマジキ</u> 。		・「アルマジキ」について、大系本頭注に「〔ナリ〕脱か」とあるのに従って訳した。 【誠には劫末までも冥衆のいらっしやらない世は片時も <u>あるはずがないのである。</u> 】
346		マシテカヤウニ道アルヤウニ人ノ物ヲハカライヲモフ時ハ、コトニアラタニコソ当時モヲボユレ。		【 <u>ましてこのように道があるように人が物事をはからい思う時は、（冥衆のはたらきが）</u> ことにあらたかに現在も思われるのである。】
347	349-11	コレハサシツメテコノ将軍ガコトヲ申ヤウナルハ、カハルコトノ当時アレバ、ソレニスガリテ申バカリ也。		◎以下、撰家将軍を例として述べたことの趣旨を述べるとともに、これまでの執筆内容を顧みて感想を加える（ここで段落を改める）。 ・「サシツメテ」については、cf. No. 26。大系本頭注は「思いつめて、限定して」とする。

				【これ（以上に述べたこと）は限定してこの（撰家）将軍の一件を申すようであるのは、このようなことが現在あるので、それを頼りとして申し上げるまでである。】
348		コノ心ハ、タマイツモイツモコト将軍ニテモコノヲ モムキヲ心エテ、世ノ中ヲバ君ノモタセ給ベキゾカ シ。		・「コノヲモムキ」について、大系本頭注は「〔冥衆ノヲハシマサヌ世ハカタ時モアルマジ〕と いう趣意」、森訳は「この（理由なく将軍を憎んだりしてはならないという）趣旨」とする。 【この（ように述べる）真意は、ただいつもいつも別の将軍についてもこの（冥衆のはからい があるという）趣意を理解して、世の中を君がお保ちになるべきであるよ。】
349		将軍ガ〔ムホン〕心ノヲコロテ運ノツキン時ハ、又 ヤスヤストウシナハンズル也。	〔ムホン〕 全：ムホンノ	・「ウシナ（フ）」について、主語は冥衆、目的語は将軍と解した。 cf. 大隅訳「将軍が謀反の心を起こして運が尽きる時には、また容易に滅びるであろう」。 cf. 石田訳「もし将軍が謀反心を起して運の尽きる時は、君はまたやすやすとその将軍を殺す ことが出来るのである」。 cf. 森訳「将軍が謀反の心が起こって運の尽きるような時は、また易々と（きっと）失うだろ う」。 【将軍が謀反心がおこって運の尽きるような時は、またきっと簡単に（冥衆がその将軍を）滅 ぼすのであろう。】
350		実朝ガウセヤウニテ心得ラレヌ。		【（そのことは）（源）実朝の滅びようにおいておのずと理解された。】
351		平家ノホロビヤウモアラハナリ。		【平家の滅びようも歴然としている。】
352		コレハ将軍ガ内外アヤマタザランヲ、ユヘナクニク マレムコトノアシカランズルヤウヲコマカニ申也。		・「内外」とは何か。「内」とは将軍家、「外」とはたとえば天皇家を指すと考えてよいか。大系 本頭注・大隅訳は「幕府の内外に対して」、石田訳も「〔幕府の〕内外において」とし、森訳は 「内にも外にも」とする。 ・「ヤウ」については、cf. No. 1。 【これは将軍が内に（将軍家において）も外に（天皇家に対して）も過ちを犯していないよう なのに、理由なく（君が将軍を）憎まれるようなことはきっと悪いであろうという事情を詳しく 申すのである。】
353		コノスデハワロキ男女ノ近臣ノ引イダサンズルナ リ。		・「ンズル（＜ムズ）」は「むとす」の意に解した。 【このすじ（過ちを犯していない将軍を君が憎むという方向）はよくない男女の近臣が引き起 こそうとするのである。】
354		コヽヲシロシメサンコトノ詮ニテハ侍ベキ也。		・「詮」については、cf. No. 33。 【これを（君が）御承知になるようなことが肝腎なことに違いないのです。】
355		コハ以ノ外ノ事ドモカキツケ侍リヌル物カナ。		【これは大変なことどもを書きつけましたものよ。】

356		コレカク人ノ身ナガラモ、ワガスル事トハスコシモヲボヘ侍ラヌ也。		【(私は) これを書く人の身であるのに、自分のすることとは少しも思えないのです。】
357		申 [バ] カリナシ、申 [バ] カリナシ。	[バ]:「ハ」と解する。右欄参照。	・大系本本文はじめ諸本は「申バカリナシ」に作るが、「申す」に名詞「はかり」に由来する語「はかりなし」が接続したのとして、濁音「バ」を清音「ハ」と解した。cf. No. 307。 【何とも申しようがない、何とも申しようがない。】
358		アハレ神仏モノノ給フ世ナラバ、トイマイラセテマシ。		【ああ神仏がものをおっしゃる世ならば、確かにお尋ね申し上げたろうに。】
359	350-6	サテモサテモ、コノ世ノカハリノ継目ニムマレアイテ、世ノ中ノ(目ノ)マヘニカハリヌル事ヲ、カク〔ケザケザ〕トミ侍コトコソ、ヨニアハレニモアサマシクモヲボユレ。	〔ケザケザ〕 国文:ケサケサ	◎ここから最後まで、すぐれた人がいなくなったことについて、その具体的な変遷と、人選についての対策を述べている。この段落はその序文。 ・「アハレ」は、大系本、石田訳は「かなしい」の意とするが、文脈上(世の激変をはっきりと目撃したことを強調する文脈)そこまでは含意していないだろう。「感慨深く」とした大隅訳、森訳に従う。 ・「アサマシ」は、大系本は「なげかわしい」の意とする。大隅訳、全は「あさましい」の意とする。石田訳、森訳は「酷い」の意とする。試訳では「意外である。驚くべきさまである」(『日本国語大辞典』)の意とする。cf. No. 344, No. 421。 【それにしてもまあ、この世が変化するその継ぎ目に生まれ合わせて、世の中が目の前で変化したことを、このようにはっきりと見ましたことは、まことに感慨深くも驚くべきことだとも思われる。】
360		人ハ十三四マデハササガニヲサナキホド也。		【人は十三、四歳まではさすがに幼いものである。】
361		十五六バカリハ、心アル人ハ皆ナニゴトモワキマヘシラルハコト也。		【十五、六ほどになって、心ある人は皆何事もわきまえ知るようになるのである。】
362		コノ五年ガアイダ、コレヲミキクニ、スベテムゲニ、世ニ人ノウセハテハ侍也。		・「五年」に関しては、他の諸本も「五年」であるが、村岡典嗣の指摘以来、「五十年」の誤記であることが定説となっている。慈円が十五、六歳から承久元年(1219年)六五歳頃まで。それに従うが、この五年間に何があったのかを考慮し再考も必要。 ・「世に」は、「非常に、はなはだ」の意もあるが(大隅訳)、ここでは「世の中に」の意とした。 【この五十年の間、この世の変化を見聞するに、総じて甚だしく、世の中に(すぐれた)人がいなくなってしまった。】
363		ソノ人ノウセユクツギ目コソ、イカニ申ベシトモナケレドモ、ヲロヲロ、尤コノ世ノ人心エシラルハベキフシナケレバ、思ヒイダシテ申シソフル也。		【その(すぐれた)人がいなくなってしまう継ぎ目について、どのように申すべきか申しようがないのだが、不十分ながら、この世の人々は少しも心得て知る機会がないので、思い出して書き添えるのである。】
364	350-12	今ノ(世ノ)風儀ハ、忠仁公ノ後ヲ申ベキニヤ。		◎今の世につながる、良房の時代後の、世の推移。後白河天皇の前まで。 ・「風儀」については、大系本は「外見」、大隅訳は「姿」、全は「すがた、しきたり」とする。『日本国語大辞典』に「ならわし。風習。しきたり。また、風潮。」として愚管抄からの引用が

			ある。試訳では「ならわし」とした。cf. No. 36, 368. 【今の世の <u>ならわし</u> というのは、忠仁公（良房の時代）の後のこととして申すべきであろうか。】
365		ソレハ猶上代ナリ。	・「ソレ」は 良房の時（摂政 866-871）。cf. III No. 399「寛平（宇多天皇の時代、889-897）マデハ上古正法のスエ」（大系本 166 頁 6 行、）。 【 <u>それ</u> （良房の時代）はやはり上代である。】
366		一条院ノ四納言ノコロコソハイミジキ事ニテ侍メレ。	・「一条院」は、一条天皇の時代（986-1011）の意。大系本 169 頁 7 行以降に一条院の時代の説明がある。 【 <u>一条天皇の時代</u> の四納言（齊信・公任・行成・源俊賢）の頃こそは、とても素晴らしかったようである。】
367		僧モノノ時ニアタリテ、弘法・慈覚・智証ノ末流ドモ、仁海・皇慶・慶祚ナダアリケリ。	【僧もその頃にあつては、弘法（空海）・慈覚（円仁）・智証（円珍）の末流どもに、仁海・皇慶・慶祚などがいた。】
368		僧俗ノアリサマ、イサハカソノ風儀ノチリバカリツハモ、ノコリタルカトヲボユルハ、イツマデゾト云ニ、 <u>家々ヲタツヌベキニ</u> 、マヅハ撰籙臣ノ身々、次ニハソノ庶子ドモノ末孫、源氏ノ家々、次々ノ諸大夫ドモノ侍ル中ニハ、コノ世ノ人ハ白河院ノ御代ヲ <u>正法</u> ニシタル也。	・「家々ヲタツヌベキニ」については、大隅訳は「家々に分けて詮索していくと」とあるが、「べし」の「当然、適当」の意を汲むべきであろう。石田訳は「家々を探し求めねばならぬが」、森訳は「その家その家を調べるべきで」と、「当然、適当」の意を汲む。 ・「白河院ノ御代」（白河院の時代）は応徳三（1086）年～大治四（1129）年。 ・「正法」に関しては、巻第七ではこの一例のみ。大系本全体では巻の第三（132 頁 10 行、135 頁 11 行、148 頁 14 行、149 頁 14 行、166 頁 6 行）（III No. 66, No. 96, No. 234, No. 248, No. 399）にあるのみ。巻第三で使用されている意味とここでの意味は同じとはいいがたい。ここでは慈円の主張する「正法」というより、あくまでも「コノ世ノ人」（今の世の人々）にとっての「正しさの基準・目安」といった意味か。 ・「正法」については、大系本頭注「仏教の正しい教法。愚管抄では日本国の政治のあり方に関していい、上古・上代と関連させる」、大隅訳「正しい道理が行われた時代」、全の注「正しい教法」、石田訳「正法」、森訳「正法（つまり理想）」とする。 【僧俗のありさま、少しその頃のあり方が塵ばかりずつでも、残っているかと思われるのは、いつまでかという、家々を詮索すべきであつて、まずは撰籙の臣の一人一人、次にその庶子たちの末孫、源氏の諸家、次々の諸大夫たちがある中には、今の世の人は白河院の時代を <u>正しさの基準</u> としている。】
369		尤可然、可然。	【なるほどその通りだ、その通りだ。】
370		ヲリ居ノ御門ノ御世ニナリカハルツギ目ナリ。	・「ヲリ居ノ御門ノ御世」。院政がしかれるようになった時代。 【退位された天皇が国を治める時代になりかわる継ぎ目の時代である。】
371		白河院ノ御世ニ候ケン人ハチカクマデモアリシカ	・「コレヲ心ウベシ」については、森訳は「（今の人も）これを心得るだろう」。大隅訳は「知る

		バ、 <u>コレヲ心ウベシ</u> 。		<p>ことができるであろう」。いずれも主語は「コノ世ノ人」。石田訳は慈円を主語として「これを知ることが出来る」とする。試訳では前二者に従って「コノ世ノ人」の考えを当然のこととして推量した文とする。</p> <p>【<u>白河院の時代に仕えていた人は最近までも在世していたのだから、このこと（白河院の時代を「正法」としたことを納得しているのだろう。</u>】</p>
372		一条院ノ四納言ノスヘモ白河院ノハジメマデハ、 <u>ヲナジホドノコトノ、ヤウヤウウスクナルニテコソアレ</u> 。		<p>・「ヲナジホドノコトノ、ヤウヤウウスクナルニテコソアレ」については、森は、「大隅訳は「昔と同じように活躍していたが、しだいに影が薄くなっていった」とし、石田訳は「昔と同じ程度〔の風儀〕で、それがだんだんうすくなっていったものであった」とする。大隅訳と石田訳では、白河院の初めまでは全く同じでそれより後に薄くなっていった、ということになる。そのような解釈は慈円の歴史思想と合致しないため、従い難い。」として、「(大体) 同じくらいのこと(だった)が、(それでも) 段々と(器量が) 薄くなっている」と訳している。森訳は、「ニテ」を完了の助動詞「ぬ」の連用形+接続助詞「て」とみて「…てしまつて」と解しているようだが、「ナリニテ」ならば成立するが、「ナルニテ」なので成立しない。「ニテ」は断定の助動詞「なり」の連用形+接続助詞「て」で、「…で、…であつて」と解すべきであろう。「慈円の歴史思想と合致しない」とあるが、「四納言」の子孫に限って述べているので、必ずしも「合致しない」とは言い切れないように思われる。よって、大隅訳、石田訳に従う。</p> <p>・白河天皇(1072～)、白河院(1086～1129)で、合わせれば60年近い。この間、その時代の初め頃までは同じほどの器量であったが、次第に影が薄くなったということではないか。</p> <p>【<u>一条院の時代の四納言の子孫も白河院(の時代)の初めまでは、同じ程度にすぐれていたが、次第に影が薄くなっていった。</u>】</p>
373		白河院御脱履ノ後、一ヲチ一ヲチクダレドモ、猶マタノ <u>アト</u> ハタガハズ。		<p>・「アト」は「遺風」と訳した。白河院の(「正法」の時代の)遺風。「風儀(ならわし)」の名残。大隅訳は「昔の香り」。森訳は「(父祖の)跡」。</p> <p>【<u>白河院が御退位の後、一段また一段と落ち下つていったが、なおまた(白河院の時代の)遺風は違うことなくあった。</u>】</p>
374	356-6	後白河院ノ御トキニナリテ、 <u>一ノ人</u> ハ法性寺殿、 <u>二ノ人</u> ノ庶子ノ末ハ花山院忠雅、又経宗、伊通相国、閑院ニハマヂカク公能子三人、実定・実家・実守、公教子三人、実房・実国・実綱、公通・実宗父子、コレラマデ。		<p>◎後白河天皇・院の時代の「撰関・庶子・源氏・諸大夫」の人々について語る内容。</p> <p>・「後白河院」とあるが、忠通が関白だったのは後白河天皇の時代(天皇1155-1158、院1158-1179)。天皇と院の時代を合わせて記述。</p> <p>・「一ノ人」は摂政・関白の意であるが、訳では「一の人」のままとする。</p> <p>【<u>後白河天皇の時代になって、一の人</u>は法勝寺殿(忠通)、<u>一の人</u>の庶子の子孫は花山院忠雅、また経宗、伊通相国がいた。閑院(公季)の子孫には近くは公能とその子三人、実定・実家・実守、また公教の子三人、実房・実国・実綱、そして公通・実宗父子がいたが、彼らまで。】</p>
375		又源氏ニハ雅通公、諸大夫ニハ顕季ガ末ハ隆季・重家、勸修寺ニハ朝方・経房、日野ニハ資長・兼光父子、 <u>コレ</u> 〔ラハ〕、見聞シ人々ハ、コレラマデハチリバカリ昔ノ <u>ニホヒ</u> ハアリケルヤラムト、ソノ家〔ソ	〔ラハ〕全：ヲバ 〔ソノ〕国文全：なし	<p>・「コレラハ」の「ハ」は提題の助詞。「……については」と訳した。大隅訳も同様。内容としては、No. 374-375で列記された人々のこと。</p> <p>・「ニホヒ」については、森訳「気風」に従う。大隅訳「香り」、大系本頭注では「威光、気品」、全では「気品、品格」とする。No. 373の「アト」と同じであろう。Cf. No. 391、No. 417。</p>

		ノ] 家ノヲホカタノ器量ハヲボヘキ。		【また源氏の家では雅通公がおり、諸大夫の家では顕季の子孫に隆季・重家、勸修寺家（内大臣藤原高藤の子孫）に朝方・経房、日野家（右大臣藤原内膳の子孫）に資長・兼光父子がいたが、彼らについては、（彼らを）見聞した人々は、彼らまでは塵ばかりでも昔の 気風 があったの だろうかと、それらの家々のおおよその力量をおのずと 思った のである。】
376	351-12	中ノ難ドモハサタノ外ナリ。		◎後白河の時代の人物評価のうち、藤原光頼について。 ・「中ノ難」は、上に挙げた人々の間で交わされた非難（大隅訳「それらの中で交わされた非難」）か、上に上げた人々とは別に家々の中での非難（大系本頭注「内部で行われている非難」）か。全「中程の欠点。内部の非難の意か」。石田訳は「中ごろの欠点」。試訳では大系本頭注などに従った。 ・「サタノ外」は、「是非を論じる範囲を超えていること。もつてのほか、論外。言語道断。沙汰のほか」（『日本国語大辞典』） 【 家々の内部での非難などは論外である。 】
377		光頼大納言カツラノ入道トテアリシコソ、末代ニヌケイデ、人ニホメラレシ [カ]。	[カ] 文：ガ	・大系本ではNo. 377 と No. 378 を読点で繋げているが、文章を句切った。 【 光頼大納言は桂の入道と呼ばれたがその人物こそ、末代にぬきんでて人から称賛されたのである。 】
378		二条院時ハ、「世ノ事一同ニサタセヨ」ト云仰アリケルヲ、フツニ辭退シテ出家シテケルハ、誠ニヨカリケルニヤ。	[一同] 国文全：一向	・「二条院」とあるが、二条天皇（1159-1165）（後白河院）の時代。 ・「一同」は「一向」とする。大系本頭注に「「一向」の誤記か」とある。 ・光頼は、永暦元（1160）年、権大納言。長寛二（1164）年正月二十一日に辞し、八月十四日に出家。桂の里にこもる。 ・「ヨカリケルニヤ」を大隅訳、森訳は「いいことではなかっただろうか」（いいことであった）とする。石田訳は「誠に立派なことであったと思う」とする。いずれも問題あり。試訳では「ニヤ」を疑問・反語と取り、「よかったのだろうか（いいことではなかったのではないか）」とした。 【 二条天皇の時 には、「為政にかかわることをひたすらに取り行え」との仰せを受けたのに、すべて辞退して出家したことは、本当に よかったのだろうか。 】
379		タバシ「大納言ニナリタルコトコソヲボツカナケレ。諸大夫ノ大納言ハ光頼ニゾハジマリタリ」ナンド人ニイハルメ [リ] マデ也。	[リ] 国文全：ル	・大系本、全、大隅訳は「タバシ、大納言ニナリタルコトコソヲボツカナケレ。「諸大夫ノ大納言ハ光頼ニゾハジマリタリ」とするが、「」の始まりの位置を変更し、「タバシ「大納言ニナリタルコトコソヲボツカナケレ。諸大夫ノ大納言ハ光頼ニゾハジマリタリ」とした。森訳も同じ変更を施している。 ・「マデ」については、大隅は訳していない。森訳、石田訳の「ほど」に従う。 ・No. 378 で、出家したことを残念に思うくらい評価していることを受けて、「ただし、その処遇には非難があった」と、「難」（No. 376）について述べる。 【 ただし、「（光頼が）大納言になったことには不満がある。諸大夫の家から大納言になることは光頼に始まった」などと人に言われるようなほどである。 】

380		「カ、ラン人ハナラデ候ナン」ナドヤ思フベカラン。		<ul style="list-style-type: none"> ・「カ、ラン人ハナラデ候ナン」と、「」を補充。 ・この一文については、大隅訳「光頼のような人は大納言にはならずにはいたであらうなどと思う人もあらう」、森訳「このような人（諸大夫の光頼）は（大納言に）ならずにはいてほしい」などと（きっと）思うのだろう」とする。 ・「ナラデ候ナン」の「ナン」を、「連語。完了の助動詞「ぬ」の未然形＋推量の助動詞「む（ん）」とする。推量の強調、もしくは適当・当然の意で、……にちがいない、きっと……だろう、……のはずだ、の意（『日本国語大辞典』）。 【「このような人（諸大夫の光頼）は（大納言に）<u>当然ならぬはずだ</u>」などと思っているのだろう。】
381		昔ハ諸大夫ナニカト器量アル士ヲバサタナカリキ。		【昔は諸大夫でなにかと力量がある人物を大納言に任ずることはなかった。】
382		サヤウノコロハ勿論也。		<ul style="list-style-type: none"> ・昔であれば光頼はもちろん大納言にはなれなかった、の意。 【そのような頃にはもちろんそうである。】
383		「ヒサシクカヤウノ品秩サダマリテ、諸大夫ノ大納言ミツヨリニハジマリタル」ナドイハルハ、事ハ、上品ノ賢人ノイハルベキ事ニハナキゾカシ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「品秩」は、大系本頭注によれば、底本では「品帙」で「天明本・河村本により改む」。そしてその意味を「位と録」とする。大隅訳も同じ。全は「爵位と俸給」で同様の意味に取る。しかしここで問題にされているのは大夫の家格と位森訳は「位階俸禄」（官職の位）との関係であり、そのような意味に取っていいかどうか。 ・品：①しな（しなわけ。種類。差別・等級。ものの性質、がら。）②位。官位の順序。（『角川新字源』） ・秩：②ついで。順序。次第。④くらい（位）、官職。⑤扶持、俸給。（同上） ・品秩（ひんちつ）：位と扶持。官位の等級とその俸給。（同上） ・帙：①文巻（ふまき）。ふみづつみ。和綴じの書物を包むおおい。（同上） ・「品秩」。試訳では、「品」を撰閣家・庶子・大夫などの家の等級（家格）とし、「秩」を大納言などの「位、官職」としてみた。 ・「上品」。大系本・大隅訳「上等」。全「上級。上等」。試訳では「すぐれた」とした。 ・すべての先行訳は、かぎ括弧の始まりを「諸大夫」からとする。試訳では「ヒサシク」からにした。その方が文脈にかなう。（それなのに）を補う。 【「久しい間このような家格と官職が定まっていて、（それなのに）諸大夫の家から大納言が出るのは光頼に始まったのだ」などと言われることは、（光頼のような）<u>すぐれた賢人</u>と言われるべきことではないのだ。】
384		末代ニハコノ難ハアマリ也。		<ul style="list-style-type: none"> ・「難ハアマリ也」を、大系本では「欠点は通常を越えている」とする。大隅訳では「非難もひどすぎよう」。森訳は「非難は度を越えている」。森訳に近いが試訳では「余計なもの」とした。「難ハアマリ也」は、No. 376の「中ノ難ドモハサタノ外ナリ」と同様の主張である。 【（昔はともかく）末代にはこのような非難は余計なものである。】

385		イカサマニモ、ヨクユルサレタリケル物ニコソ。		【どうみても、光頼は力量が高く評価された人物であった。】
386	352-5	コノ人々ノ子共ノ世ニナリテハ、ツヤツヤト、ムマレツキヨリ父祖ノ気分ノ器量ノケヅリステハナキニ、ムマゴドモニナリテハ、当時アル人々ニテアレバ、トカク、ヨキ人トモワロキ人トモ云ニタラヌ事ニテ侍也。		◎後白河の時代を受けて、その子供たち、孫たちの総評。孫たちの時代は今の時代で、その導入部分。 【この（後白河の時代、忠通以下の）人々の子供の世になつては、生まれついたときから父祖のような力量を削り捨てて少しもなくなってしまい、孫たちになつては、現在いる人々であるから、あれこれと、すぐれている人とも劣っている人とも言うに足らないのである。】
387	352-7	サテ又一ノ人ハ四五人マデナラビテイデキヌ。		◎今の時代（前文の「ムマゴ」「当時アル人々」）についての考察は「撰関家、庶子、諸大夫、僧」と続くが、そのうち「撰関家、庶子」についての段落。 ・「四、五人」。誰をしているか？ 【さて一の人は四、五人まで並び出てきた。】
388		ソノ中ニ、法性寺殿ノ子共ノ摂政ニナラレタル中ニ、中ノ殿ノ子近衛殿、又松殿・九条殿ノ子ドモニハ師家・良経也。		・「法性寺殿（忠通）」の子供で摂政になったのは、基実（摂政 1165～）、基房（摂政 1166～、没 1230）、兼実（摂政 1186～、没 1207）。慈円の兄弟。 ・忠通の孫で摂政になったのは、基通（基実の子。摂政 1180～、84～、98～、没 1233）、師家（基房の子。摂政 1183～、没 1238）、良経（兼実の子。摂政 1203～、没 1206）。 【その中に、法性寺殿（忠通）の子供で摂政になられた中に、中殿（基実）の子である近衛殿（基通）、また松殿（基房）と九条殿（兼実）のそれぞれの子供には師家と良経がいる。】
389		〔テハ〕トニ三人ノ中ニ、九条殿ハ社稷ノ心ニシミタリシカバニヤ、アニ二人ノ子孫ニハ、人トヲボユル器量ハ一人モナシ。	〔テハ〕 国文：コ	・「〔テハ〕トニ三人」は、大隅訳、大系本、全、森訳ともに「テハ」を父とする。「トニ」が不明だが、大隅訳は「父の殿三人」、森訳は「父殿で三人」とする。他の箇所「テハ」を父とする用例（「テハノ殿」）は多数有り。石田訳のみ「コトニ三人」とする。「コトニ」でもいいように思われるが、大隅訳に従う。 ・「社稷ノ心ニシミタリシ」は、大系本頭注に従って「国家のことがその心にしみついていた」とした。「国家のことがいつも心にあった（いつも国家のことを考えていた）」の比喩表現であろう。兼実が国家のことをいつも考えていたと同様の表現は、大系本 296 頁（巻第六）「祖父（兼実）ノ社稷ノミチ心ニイレタルサマハ、一定物神モアハレニサラサ給ヒケント、人皆思ヒタル」、巻第七では No. 189「九条殿ノ世ノ事ヲ思ハレタリシ」。森訳は、補注（5）で慈円の兼実評価について他史料を用いて詳細に論じ、「慈円が兼実について評価したのは、その志であつて気風器量ではなかつた」とする。 【父の殿三人の中では、九条殿（兼実）は国家のことが心にしみついていたからであろうか（その子孫には優れた人がいるけれども）、兄の二人（基実・基房）の子孫には、すぐれた人と思われるような力量をもったものは一人もいない。】
390		松殿ノ子ニ家房トイヒシ中納言ゾヨクモヤトキコヘシヲ、卅ニモヲヨバデ早世シテキ。		・「ヨクモヤ」を全は「よくも有ろうか」とする。森訳は「善いのではないか」とする。「モヤ」は、係助詞「も」＋疑問の係助詞「や」で、「……かもしれない、……らしい」の意。大隅訳「よ

				い器量をもった人らしい」に従う。 【松殿（基房）の子供に家房という中納言こそ、よい（器量をもっている）らしいと評判されたが、三十歳に及ばないうちに早世してしまった。】
391		九条殿ノ子ドモハ昔ノ <u>ニホヒ</u> ニツキツベシ。		・「ニホヒ」は、大隅訳「気品」、森訳「気風」、石田訳「光」。cf. No. 375, 391, 417。 ・「ツキツベシ」は、大隅訳「そなえていたのであろう」、森訳「連なったのだろう」、石田訳「たしかに継ぐことが出来るであろう」。「ツク」は従うの意。「ツベシ」は完了の助動詞+推量の助動詞。確実な推量。 【九条殿（兼実）の子供は昔の <u>気風</u> に従ったに違いない。】
392		三人マデトリドリニナノメナラズコノ世ノ人ニハホメラレキ。		【三人までそれぞれにひととおりではなくこの世のひとびとから称賛されたのである。】
393		良通内大臣ハ廿ニテウセニシ。		【良通内大臣は二十二歳で亡くなってしまった。】
394		名誉在ニ人口。		【（良通の）良い評判は人々が語り伝えている。】
395		良経又〔 <u>（執）政臣</u> 〕ニナリテ、 <u>同</u> 〔 <u>（能）芸</u> 〕群ニヌケタリキ。	〔 <u>（執）政臣</u> 〕 国文全：執政臣 〔 <u>（能）芸</u> 〕 国文全：能芸	・「 <u>（執）政臣</u> 」は、良経が建仁二（1202）年、摂政になったことを示す。 ・「 <u>同</u> 」は、森訳に従い、良通と同じの意とする。 【良経はまた <u>執政の臣</u> になって、（良通と） <u>同じく</u> 才能や技芸は群を抜いていた。】
396		詩歌・能書昔ニハヂズ、政理・公事父祖ヲツゲリ。		【詩歌や書をよくすることは昔に恥じず、政務を行うことや朝廷の儀式は父祖を継いだ。】
397		左大臣良輔ハ <u>漢才</u> 古今ニ比類ナシトマデ人ヲモイタリキ。		・「漢才」は儒学などの中国由来の学問に通じている才能。「漢籍に通じ漢詩文を作るのが巧みなこと。また、その才能」（『日本国語大辞典』）。大隅訳、全の「漢学の才」に従う。 【左大臣の良輔は <u>漢学の才</u> が古今に比類なしとまで人々が思ったのだった。】
398		<u>卅五</u> ニテ早世。		・「卅五」とあるが、実際は三十四歳。 【（しかし） <u>三十五歳（三十四歳）</u> で早世してしまった。】
399		カヤウノ人ドモノ若ジニ〔 <u>ハ</u> 〕、世ノ中カ <u>ハルベシ</u> トハシラレヌ。	〔 <u>ハ</u> 〕全：ハテ	・「カハルベシ」については、森訳は「こうなのだろう」、大隅訳は「衰えてきたらしい」、大系本頭注は「こうなるに相違ない。衰えることをさす」とする。当然の意があるとき、大系本頭注に従う。 ・森はこの箇所補注で「慈円は知り難い道理を知るための客観指標として寿命の長短に着目した（三二四、三三一、三五二～三頁など）。これは人の寿命が短くなっていくとする命濁の思想に着想を得たものであろうが、統計分析のような手法であったとも言い得る」と述べている。参考にすべきであろう。 【このような人たちが若死したことに、世の中が <u>こうなる（衰える）に相違ない</u> と知られるの

				である。】
400		アナカナシ、アナカナシ。		【ああ悲しい、ああ悲しい。】
401		今、良経後ノ京極殿ノ子ニテ左大臣只一人ノコリタルバカリニテ、コ〔ト〕 <u>アニアニノ子息ハ、人〔カ〕タニテマヨフバカリニヤ。</u>	〔ト〕国文：ソ 〔カ〕国文全：ガ	<ul style="list-style-type: none"> ・「コ〔ト〕アニアニノ子息」については、大系本頭注は「異母兄、基実、基房をさす」とし、全、大隅訳、森訳、石田訳も同じである。No. 389 と重なる（「アニニ人ノ子孫ニハ、人トヲボユル器量ハ一人モナシ」）。 ・「人〔カ〕タニテマヨフバカリニヤ」については、森が注（4）で諸説をまとめており、それを借用すると次のようになる。全は「人カタニテ」を「人形にて」か」とし、大系本頭注は「人の形をしているだけで、だれを選ぶかとなると迷う」とし、大隅訳は「人のかたちをしているだけであるから、誰を選ぶかとなると迷うばかりのようである」とし、石田訳は「人間の形をしているだけで迷うばかりであろうか」とする。 ・その上で森は「人形の意に解すると文の流れがやや不自然になるため、ここでは一方の意に解した」とし、「一通りで（誰を選ぶべきか）迷うだけだろうか」と訳している。 ・試訳では、「人カタ」を「人の姿かたち」（『角川古語大辞典』）とし、人選をする際の基準が才能・器量などではなく、姿かたちだけでしかないことを嘆いていると解した。 ・左大臣（道家）。摂政 1221・4～、承久の乱（1221・5）の直前。乱の後、罷免。没 1252。 <p>【今、良経（つまり）後京極殿の子供では左大臣道家ただ一人残っているばかりで、<u>二人の異母兄の子供は、（人選の際には）人の姿かたちによって（誰にするかを）迷うしかないのだろうか。</u>】</p>
402		ソノホカ家々ニ一人モトルベキ人ナシ。		【そのほかの家々においても一人も取るべき人はいない。】
403	353-4	諸大夫家ニモツヤツヤト人モナキ也。		◎今の時代についての考察のうち、「諸大夫」についての段落。 【諸大夫の家にも全く（すぐれた）人はいない。】
404		職事・弁官ノ官ノ名バカリハ昔ナレド、任人ハナキガゴトシ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「職事」は、蔵人の頭および五位・六位の蔵人の総称（大系本頭注）。 ・「弁官」は、太政官内の一局で、八省の事務を管轄処理する（同上）。 <p>【職事・弁官という官の名ばかりは昔と同じだが、適任者はなきがごときである。】</p>
405		ヲノヅカラ <u>アリヌ</u> ベキモ、出家入道トノミキコユ。		「アリヌ」のアリは、前文の「任人ハナキ」を受けているとし、森訳と同じく（適任者が）を補う。 【たまたま（適任者が）あつただろうが、出家した人ばかりであると聞いている。】
406		ホリモトメバ三〔四〕ナドハイデクル人モアリナンモノヲ、 <u>スベテ人ヲモトメラレバコソハ、アリテステラレタランコソ、タノモシクモキコエメ。</u>	〔四〕国文全：四人	<ul style="list-style-type: none"> ・「スベテ人ヲモトメラレバコソハ、アリテステラレタランコソ、タノモシクモキコエメ」の試訳が確定しがたい。 ・大系本頭注（「人ヲ」以下）「すぐれた人を探し出されることがあつてこそ、この世にあつて用いられないことも楽しく思われる」。大隅訳「一般にすぐれた人を探し求められてこそ、この

			<p>世にあって用いられないでいる人があるということもたのもしく思われるのである」。石田訳「すべてに人物を探す際には、あり余って棄てられてこそ、頼もしく思われるであろう」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上を受けて、森は「先行訳註はステルを君などが人を用いないの意に解するが、人が世を捨てて出家するの意に解すべきであろう。言うところは、優れた人を見付けることができる、つまり有り余っている時に優れた人が世を捨てるようであってこそ心強い」とし、森訳では「なべて人を捜すことができこそ、(つまり人が十分に) いて(世を) 捨てられてしまうようこそ、心強くも聞こえるだろう」とする。 ・森訳は前文(適任者が出家してしまっている)を受けている解釈でもあり、またNo. 408の実房との関連もあり、ステルを出家と解することは出来そうである。しかし少なくとも『愚管抄』全体の中でステルを出家の意としては表現していないことは難点になる。 ・試訳では「アリステラレタラン」の「アリ」は前文の「アリ」と同じく、適任者があること、とした。 ・この文の大意は、「捜せば四、五人くらい出てくるかもしれない。しかし、それは適任者を探すことが出来ればこそ、つまり適任者が多く出家している状況にあってこそ、捜し出すことが頼もしいと言えるのであって、今はそのような状況にない」ということではないか。 <p>【捜し求めれば三、四人くらいは出て来る人がきっとあるだろうが、総じて(すぐれた)人を捜すことができればこそ、(つまりは)適任者であって出家されてしまっている(ということ)こそが、頼もしくも思われるのである。】</p>
407		サレバコハイカダセンズルヤ、此人ノナサヲバ。	【ならばこれはどうしたらよいのだろうか、この(すぐれた)人のなさを。】
408		コノ中ニ、実房ハ左府入道トテキノコリタルガ、タゴコノ世ノ人ノ心ニナリタルトカヤ。	<ul style="list-style-type: none"> ・「コノ中」は、No. 406の試訳「適任者であって出家されてしまっている」人々の中、の意。 ・実房(1147-1225)。公教の三男。文治六(1190)年、左大臣。建久七(1196)年、辞職・出家。嘉禄元(1225)年、没。出家後も公事の師と仰がれて「大恩教主御房」と呼ばれ(『玉蘂』)、「天下の有識」(『明月記』)といわれた(『朝日日本歴史人物事典』)。 ・「左府入道」は、左大臣の後出家した者、の意。 <p>【この中(適任者であって出家されてしまっている人々の中)に、実房は左府入道として生き残っているが、ただ今の世の人の心になったとかいうことである】</p>
409	353-10	僧中ニハ、山ニハ青蓮院座主ノ後ハ、イサノカモニホウベキ人ナシ。	<p>◎今の時代についての考察のうち、「僧」についての段落。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「青蓮院座主」は行玄(1097-1155)。天台座主第48世。 <p>【僧の中には、比叡山延暦寺には青蓮院座主(行玄)以後、少しも(昔の)気風があるような人はいない。】</p>
410		ウセテ後六十年ニヲホクアマリス。	<ul style="list-style-type: none"> ・行玄没後六十年は建保三(1215)年。 <p>【彼が亡くなってから六十年以上が経った。】</p>
411		寺ニハ行慶・覚忠ノ後、又ツヤツヤトキコヘズ。	<ul style="list-style-type: none"> ・行慶(1101-65)の父は白河天皇で、大治三(1128)年に大僧正になる。保延元(1135)年

				に四天王寺別当。園城寺長吏三十世。近衛・後白河・二条の天皇の護持僧となる。後白河院の信任が厚かったことなど、大系本巻第五(240頁)参照。藤原忠通の出家の時の御戒師。 ・覚忠(1118-77)は天台座主第五十世(三日で辞す)。園城寺長吏第三十二世。慈円の兄。 【三井寺には行慶と覚忠の後、また全く(すぐれた人の名は)聞こえてこない。】
412		東寺ニハ、御室ニハ五宮マデ也。		・「東寺ニハ、御室ニハ五宮」。東寺と御室(仁和寺)との関係が不明。仁和寺は宇多天皇の頃、真言宗の寺院となった(真言宗御室派)ことから、真言宗寺院として記載したか。 ・「五宮」は鳥羽天皇第五皇子覚性法親王(1129-69)で、仁和寺の門跡。 【東寺(真言宗)においては、仁和寺(真言宗御室派)に覚性法親王がいたが、そこまでである。】
413		東寺長者ノ中ニハ、寛助・寛信ナド云人コソキコヘケレ。		・寛助(1057-125)は東寺長者三十六代。寛信(1084-157)は東寺長者四十代。 【東寺長者の中には、寛助・寛信などという人の名が聞こえた。】
414		サカリザマニハ理性・三密ナドハ名誉アリケリ。		【盛んな頃には理性・三密などは名高かった。】
415		南京方ニハ、〔恵〕信法務ナガサレテ後ハ、タレコソナド申ベキ寸法ニモヲヨバズ。	〔恵〕国文全：忠	・「タレコソナド申ベキ寸法ニモヲヨバズ」は、大系本、国、文では二文に分けて「タレコソナド申ベキ。寸法ニモヲヨバズ。」とする。全、石田では一文にしている。訳文は、全、大隅訳、石田訳は一文として訳している。森訳は二文に分けて訳している。試訳では一文としたが「寸法」の意味によっては二文に分ける可能性もある。 ・「寸法」。大系本頭注では「計ること」。他の例はNo. 30, No. 85, No. 415, No. 466。この巻第七の4例以外には使用されていない語。試訳では『日本国語大辞典(No. 30の「問題点・試訳」蘭に列記)の「④前もって心にいだいていた感じや考えが適合する状況、有様。」とした。 ・大隅訳「誰かなどと思ひめぐらしてもいうにもたりない」。全の訳「誰かなどというにも及ばない」。石田訳「誰が立派だなどといえる有様ではない」。森訳「誰か(優れた人がいる)などと言うことができるだろうか(いや、できない)。基準にも及ばない」。 ・恵信(-1171)。保元二(1157)年、興福寺別当三十九世。慈円の異母兄。 【奈良の方面では、恵信法務が流されて後は、誰こそはなどと申すべき状況にも及ばない。】
416		覚珍ゾアシウモキコヘ〔ヌ〕。	〔ヌ〕全：ズ	・覚珍(-1175)。承安三(1173)年、興福寺別当四十一世。 【覚珍は悪くもいわれていない。】
417		中中当時、法性寺殿ノ子ニテノコリタル信円前大僧正、上ナル人ノニホヒニモナリヌベキニコソ。		・「ニホヒ」に関しては、No. 375, No. 391, No. 417を参照。No. 409に「ニホウ」がある。 ・信円(1153-224)。養和元(1181)年、興福寺別当四十四世。慈円の異母兄。 【かえって現在の、法性寺殿(忠通)の子供で生き残っている信円前大僧正が、身分の高い人の気風にもきつとなるだろう。】
418		又慈円大僧正弟ニテ、山ニハノコリタルニヤ。		【また慈円大僧正は信円の弟で(あるから)、(隠遁せずに)比叡山に残っているのだろうか。】

419	354-1	サレバコハイカニスベキ世ニカ侍ラン。		◎No. 387 以降で述べてきた、すぐれた人の少なさを嘆き、No. 421 以降の人の多さへの議論へとつなげる段落。 【ではこれはどのようにすればいい世だというのだろうか。】
420		コノ人ノナサヲ思ヒツマクルニコソ、アダニクサ〔クサ〕心モナ〔リ〕テ、マツベキ事モタノモシクモナケレバ、イマハ臨終正念ニテ、トクトク頓死ヲシ侍ナバヤ、トノミコソヲボユレ。	〔クサ〕 国文全：グサ〔リ〕 文：ク	【この（すぐれた）人のなさを思い続けると、むなしく憂鬱な心にもなって、期待すべきことも頼みにもできないので、今は臨終正念で、速やかに急死してしまいたい、とばかり思われるのである。】
421		コノ世ノスエニ、アザヤカニアナアサマシトミヘテ、カレバナリニケリトヲボユルシルシニハ、撰録ヘタル人ノ四五人四五人ナラビテツ〔ヅ〕ラトシテ侍ゾヤ。	〔ヅ〕 国文全：ゝ	◎No. 457 まで人の多さを論じる。その始まりの段落。 ・「ナリニケリ」については、大隅訳「こんな世になったのだ」、石田訳「こう世が衰えてしまったのだ」とする。森訳は、「アサマシ」を受けているとして「(酷く) になったのだ」とする。石田訳に従う。 ・「四五人四五人」に関しては、承久三 (1221) 年当時、基房、基通、師家、家実まで四人の歴任者がいる。同年に摂政になった道家を加えて五人が存命である。 ・「ツバラトシテ」に関しては、「ツバラトシテ」と「ツツラトシテ」の両方の可能性がある。「ツバラトシテ」であれば「葛として」であり、大系本頭注「くさかずらのように」となる。一方『日本国語大辞典』「ツツラ」には「平然としているさま、知らないふりをしているさまを表す語」とあり、『愚管抄』巻第三が挙げられている（「スコシノトガモナクテ、ツハラトシテアルベシヤハ」(III No. 109)。大隅訳、石田訳はこれに従っている。全の注は「知らぬ顔して安穩で。またくさかずらのように」と両方の意味の可能性を示す。森訳のみ大系本頭注に従って「葛のようである」と訳している。試訳は、本文を「ツツラトシテ」と見なし、「平然として」と訳した。 【この世の末に、明確にとても嘆かわしいとみえて、だからこうなった(世が衰え、落ちくだった)のだと思われる証拠としては、摂政・関白を経た人が四、五人までも並んで平然として
422		コレハ前官ニテ一人アルダニモ猶アリガタキ職ドモヲ、小童ベノウタヒテマウコトバニモ、九条殿ノ撰政ノ時ハ、「入道殿下、小殿下、近衛殿下、当殿下」ト云テマイケリ。		【これは前任の官で一人いるだけでもなお稀有な職なのに、子童が歌って舞う言葉にも、九条殿(兼実)が撰政の時は、「入道殿下(基房)、小殿下(師家)、近衛殿下(基通)、当殿下(兼実)」と歌って舞っていた。】
423		ソレニ良経撰政ニ又ナラレニシカバ、五人ニナリニキ。		・良経が撰政になったのは建永四 (1206) 年、同年に没。兼実は建永五 (1207) 年没。「五人」というのは建永四 (1206) 年当時。 【それに良経が撰政にまたなられたので、五人になった。】
424		天台座主ニハ慈円・実全・真性・承円・公円ト五人アンメリ。		【天台座主には慈円・実全・真性・承円・公円と五人あるようだ。】
425		ナラニハ信円・雅縁・覚憲・信憲・良円アリキ。		・信円 (1153-1224) は興福寺別当 44 世。雅縁 (1138-1223) は興福寺別当 47 世・49 世・51 世・53 世。覚憲 (1131-1212) は興福寺別当 45 世。信憲 (1145-1225) は興福寺別当 50 世。良

				円（1178-1220）は興福寺別当 48 世・52 世。 【奈良（興福寺別当）には信円・雅縁・覚憲・信憲・良円がいた。】
426		信憲モ覚憲ガイキタリシニナリタリシヤラン。		・覚憲は信憲の師。建暦二（1212）年死去。信憲は翌年、興福寺別当になる。 ・前任者の死後新任が就く方式は 35 世（1138-）隆覚まで例外無し。その後、例外が生じた。 【信憲も（師の）覚憲が生きていたのに別当になったのだろうか。】
427		十大納言、十中納言、散三位五十人ニモヤナリヌラン。		・「十大納言、十中納言、散三位五十人」については、大系本 340 頁、頭注 12・13 参照。 ・「散三位」は、「三位の位階だけあって、官職をもたず、あるいは非参議であるもの」（『日本国語大辞典』）。 【十人の大納言、十人の中納言、散三位は五十人にもきつとなってしまうだろう。】
428		僧綱ニハ正員ノ律師百五六十人ニナリヌルニヤ。		【僧綱には正員の律師が百五六十人になってしまったのだろうか。】
429		故院御時、百法橋ト云テア〔ザ〕ミケン事ノヤサシサヨ。	〔ザ〕全：サ	・「法橋」は僧位で、法眼の次（全の註解）。 【故後白河法王の時、百法橋とって人々が驚きばかにしたということの恥ずかしさよ。】
430		僧正、故院御時マデモ五人ニハスギザリキ。		【僧正は、故後白河法王の時までも五人に過ぎなかった。】
431		当時、正僧正一度ニ五人イデキテ十三人マデアルニヤ。		・「正僧正」は権僧正の上の位で、僧綱の最上位。 【今は、正僧正が一度に五人出てきて十三人までいるのだろうか。】
432		前僧正又十余人アルニコソ。		・大系本は No. 433 と一文にするが、二文とした。大隅、石田、森も 2 文に分けて訳している。 【前任の僧正はまた十余人いる。】
433		衛府ハカゾヘア〔ラ〕ヌ程ナレバ、トカク申ニヨバズ。	〔ラ〕全：ヘ	【衛府は数えられないほどだから、とやかくというに及ばない。】
434		官人ヲモトムト云事ハ、イヒイダスベキ事ナラズ。		◎正当な成功すらなくなってしまった世を嘆く。 ・官と人との関係については、No. 228 に「ヲサマレル世ニハ官人ヲモトム、ミダレタル世ニハ人官ヲモトムト。」と、憲法十七条の第七条を典拠として述べている。 【官が人を求めるということは、（今や）言い出すべきことではない。】
435		人ノ官ヲモトムルモ今ハウセニケリ。		【人が官を求めることも今は消失してしまった。】
436		「成功、成功」ト、猶モトムルニ「ナサン」ト云人ナシ。		・「成功」は、受領の功を成すの意。造寺・造宮などの臨時の出費のあるとき、私財を寄付すること。その用途を賄うことで官位を賜った。特に院政期に盛んで国司を希望するものが多かった（『日本国語大辞典』）。 ・「成功、成功」と、「」を補う。

				<p>・「ナサン」の「ナス」を、全のみ「任じる」の意に取るが、他の諸訳は「成功に応じる、成功をなす」「応募する」の意とする。後者に従う。</p> <p>【(朝廷が)「成功だ、成功だ」と、なお求めても「<u>成功をなそう(応募しよう)</u>」と言う人がいないのだ。】</p>
437		サレバ半ニモヲヨバデナスヲ、イミジキニ、今ハシタルトカヤ。		<p>・「半」を、大系本頭注は「仕事の半分」とし「予定の半分に達しない仕事をするのを特別によいとする」。全は「求めた人の半分」とし「だから、求めた人の半分にも及ばないで任じるのを、結構としたのに、今は全部任じたとかいうことだ」。他の諸訳は「半分の献財」とする。大隅訳「それで今は予定の半分の献財しかしない者でもよしとして任官させるとかいうことである」。石田訳「だから献財が半額にも達しないのに、結構なことだと今はしているとかいうことだ」。森は「なので(献財が予定の)半分にも及ばないのに(売官)する(こと)を、凄(こと)として今は(評価)しているとかいう」と訳し、「相場の半値以下での売官成立ですら凄(こと)だとされている」と説明している。</p> <p>・「イミジキニ」については、諸訳は「イミジ」を肯定的な甚だしきとする。「ニ」は、全のみ「意に反すること」として「…のに」と訳している(「イミジ」の意味は他と同じである)。他の諸訳はすべて「よし・結構として」である。しかし、「成功による任官が増すと任料が下落し、そのためさらに数を増すといった悪循環を批判されながら鎌倉時代に及んだ」(『日本大百科全書』)という説明を踏まえると、慈円のみならずその事態を「よし・凄(こと)」として考えていたとは言えないのではないだろうか。つまり「イミジ」を否定的な甚だしきと取って「酷いことであるが(仕方なく)」と訳すことが出来るのではないか。</p> <p>・「シタル」については、全、大森訳「任じる、任官させる」、石田訳、森訳「(評価)している」とする。試訳では「献財に応じて任じる」の意とした。</p> <p>【だから<u>半分にも及ばない献財で成功をなす(応募する)</u> ことに対して、<u>酷いことではあるが、今はしている(献財に応じて任じている)</u> ということである。】</p>
438		ソレニトリテ、コノ官位ノ事ハカクハアレドモ、サテアラル、事ニテアリケリ。		<p>・「ソレニトリテ」については、全は「それにとって」とする。大系本頭注は「トリテ」を「関係する」と注。森訳は「それに関連して」とする。石田訳は「それにしても」とする。大隅訳の「それにつけても」に従う。</p> <p>・「サテアラル」については、全は「さようであられる」、大隅訳、大系本頭注は「そういうようにあり得る」、森訳は「そのようにある」、石田訳は「そういう状態ですまされる」とする。</p> <p>・「サテ」は、試訳では「そのまま、そういう状態で」とした。</p> <p>・「アラル」の助動詞「ル」は自然とそうなるという自発の意味であろう。あるいは神仏によってそうさせられるという受身とも取れるか。</p> <p>【<u>それにつけても</u>、この官位のことはこのようであるけれども、<u>そういう状態である</u>ということである。】</p>
439		又世ノスエノ手本トモヲボヘタリ。		<p>【また世の末の手本であるとも思われる。】</p>

440		大方心アル人ノナサコソ、申テモ申テモカナシケレ。		◎撰関経験者の子たち、天皇の子たちが多く優遇されていることが問題であるという内容。 【だいたい心ある人の無さこそ、いくら言っても悲しいことだ。】
441		カハレバ、一ノ人ノ子ノヲホサヨ。		【こういうわけで、一の人の子の多さよ。】
442		コノ慈円僧正ノ座主ニ成シマデハ、山ニハ昔ヨリカ ゾヘヨク、撰籙ノ家ノ人ノ座主ニナリタルハ、飯室 ノ僧正尋禅ト、仁源・行玄・慈円トタゞ四人トコ〔ソ〕 申〔シ〕カ。	〔ソ〕 国文 全：ソハ 〔シ〕 全：シ シ	【この慈円僧正が座主になった時までは、比叡山では昔から数えやすく、撰関家の人が座主になっ たのは、飯室の僧正尋禅と、仁源・行玄・慈円という四人だと言っていた。】
443		当時ハ山バカリニダニ、一ノ人ノ子一度ニナラビイ デキテ十人ニモアマリヌラン。		・「ヌラン」は「ヌラム」で、「完了の助動詞「ぬ」の終止形に推量の助動詞「らむ」の付いた もの。すっかり…でしまっているだろう。きっと…しているだろう。」(『日本国語大辞典』) 【今は比叡山だけですら、一の人の子が一度に並び出できて、十人をもきっと超えているだろ う。】
444		寺・奈良・仁和寺・醍醐ト四五十人ニモヤアマリヌ ラン。		・「ヤ」は、係助詞で、疑問をあらわす。 【三井寺、興福寺、仁和寺、醍醐寺を合わせると四五十人をもきっと超えている <u>だろうか</u> 。】
445		一度ニ撰籙臣四五人マデ前官ナガラナラビテアラン ニハ、道理ニテコソアレ。		・「前官ナガラナラビテアランニハ、道理ニテコソアレ」については、石田訳「前官のままで並 んでいるから、そのように多くなるのは道理（当然）である」とし、森訳も「前官のままで並 んでいるようでは、(五十人をも超えるのは)道理だろう」とし、いずれも「道理」を「当然・ 必然」の意としている。大隅訳は「前官のままで並んでいる以上は、これも道理というもので あろうか」とし、微妙であるが「定まっていること」の意で用いているようである。「道理」に 関しての試訳は大隅訳に従う。 【一度に撰関が四五人まで前任でありながら並んでいることからすれば、(そのように数が多く なるのも)道理というものであろう。】
446		又宮タチハ入道親王トテ、御室ノ中ニモアリガタカ リシヲ、山ニモ二人ナラビテヲハシマスメリ。		・「御室」は仁和寺。cf. No. 412。 ・「山」は比叡山。「後鳥羽上皇皇子の道覚・尊快両親王がいた」(大系本頭注) 【また皇族たちは入道親王とって、仁和寺の中でも稀有だったが、比叡山にも二人並んでお いになるようである。】
447		新院・当今、又二宮・三宮ノ御子ナド云テ、数シラ ズヲサナキ宮宮、法師法師ニト、師共ノモトヘアテ ガハルメリ。		・「アテガハル」は、師の僧のもとに弟子入りさせるの意。 【新院(土御門天皇)、当今(順徳天皇)、また二宮(高倉天皇第二皇子守貞親王)、三宮(高倉 天皇第三皇子惟明親王)の御子などといって、数知らず幼き宮たちを、法師に法師にと師の僧 のもとへとあてがわれるようである。】
448		「世滅松」ニ聖徳太子ノカキヲカセタマヘルモ、ア ハレニコソ、ヒシトカナイテミュレ。		・「世滅松」については、大隅訳、石田訳注、森訳、大系本補注、全は、いずれも未発見の書名 (聖徳太子の未来記)とする。

				<p>・「世滅松」の「松」。全は「滅松」は「滅相」の誤か未詳」とする。大系本補注は「天明本は世滅松に注して「本法歟」として、原本には世滅法とあったかと推測しているが、法よりは相のほうが原字に近いかもしれない」とし、森訳注に、塩見薫の「世滅松ニ」を世滅法トに改めるべき」という説を紹介している。「松」よりは「法」もしくは「相」の方がいいように思われるが、試訳では「世滅松」のままにした。</p> <p>【『世滅松』に聖徳太子が書きおきになったことも、感慨深くもびつたりと適ってみえるのである。】</p>
449		コレヲ、「昔ハ、サレバ人ノ子ヲマウケザリケルカ」ト、世ニウタガウ人ヲオカリヌベシ。		<p>【このことについて、「昔は、それなら人（皇族・貴族）が子供をもうけなかったのか」と、世間で疑う人がきっと多くいるだろう。】</p>
450		ヨクヨク心ヘラルベキ也。		<p>【よくよく理解すべきである。】</p>
451		昔ハ国王ノ御子〔御子〕ヲハカレド、皆姓ヲタマハセテタマノ大臣公卿ニモナサルレバ、親王タチノ御子モサタニヲヨバス。	〔御子〕国：ニ、全：なし	<p>【昔は国王の御子たちが多くいたけれども、皆姓を賜わりになってただの大臣・公卿にもなされたために、親王たちの御子も（皇族として）処遇されるに及ばなかった。】</p>
452		一ノ人ノ子モ、家ヲツギテ撰籙シテントヲモハヌホカハ、ミナタマノ凡人ニフルマハセテ、朝家ニツカヘサセラレキ。		<p>・「シテン」は、話し手の強い意志。予期、予想、推量を強調（確かに…だろう）。可能であると推量（…することができるだろう）。適当・当然（…してしまうべきだ。するのがよい）（『日本国語大辞典』）。私訳では「するのがよい」とした。</p> <p>・「ヲモハヌホカ」。「ヌ」は打ち消しの助動詞。よって、大隅訳「思う子のほか」、大系本頭注「思いがけないもの」は間違い。全の訳「思わないほかは」は直訳だが意味が通りにくい。森訳の「思わない（その）他は」に従う。</p> <p>【一の人の子も、家を継いで撰籙になるのがよいと思わないその他の子は、みなただ身分の低い人として振る舞わせて、朝廷に仕えさせられた。】</p>
453		ツギツギノ人ノ子モ人ガマシカリヌベキ子ヲコソトリイダセ、サナキハタゞハイシレテヤミヤミスレバ、アル人ハ皆ヨクテ、モテアツカフモナシ。		<p>・「ツギツギノ人ノ子」については、大系本頭注「撰政関白の次にある人」、大隅訳、全「撰関以下つぎつぎの人の子」、森訳「それ以下の人の子」、石田訳「それ以下の次々の人の子」とする。私訳は大系本頭注に従った。cf. No. 454</p> <p>・「人ガマシカリ」（形シク）は「どうやら相当の人物らしい」（『旺文社古語辞典』）。</p> <p>・「ヤミヤミ」については、森訳は「済み済み（する）」、全は「止み止み（した）」とする。大系本頭注、大隅訳、石田訳は「終わる」とし、私訳ではこれに従う。</p> <p>・「モテアツカフモナシ」については、「もてあつかふ」は「①大切に扱う。世話をする。②扱いに困る。もて余す。」（『旺文社全訳古語辞典』）、大系本頭注「（現在あるものは皆）よく取り扱わない」、大隅訳「もてあまされるようなものはなかったのである」、全「もてあつかいにされる者もない」、森訳「（しかも数が少ないから）持て余す（こと）もない」とする。試訳では、上記「②扱いに困る。もて余す。」の意とし、森訳に従う。</p> <p>【撰政関白の次にある人も、相当の人物らしく思われる子をこそ（世の中に）取り出して、そうではない子はただ這い痴れて（世に出ないまま）終わりにするために、世にある人は皆よい</p>

				人で、 <u>もて余すこともない。</u> 】
454		今ノ世ニハ、宮モ一ノ人ノ子モ、又次次ノ人ノ子モ、サナガラ宮ブルマイ、撰籙ノ家嫡ブルマイニテ、次次モ「ヨキヲヤノヤウナラセン」ト、ワロキ子共ヲアテガイテ、コノヲヤヲヤノ取イダセバカクハアルナルベシ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「次次」は、No. 453の「ツギツギ」と同じ。 ・「ヨキヲヤノヤウナラセン」と、「」を補った。親が子供に対して抱いている内心の声。 ・「ワロキ」については、大隅訳は「よからぬ」としている。従うべきである。それ以外の諸訳は「悪い」の意としているが間違い。試訳では「劣っている」とした。 ・「アテガイテ、コノヲヤヲヤノ取イダセバカクハアルナルベシ」の訳については、全は「あてがって、この親々を取り出すから、かようにはあるのであろう」としている。大隅訳は「親たちがよからぬ息子どもをとり出して所々方々にあてがうので、このようなことになるのである」とするが「とり出す」と「あてがう」の順序が異なる。石田訳は「身分の高い人の養子にして、その親（養親）たちがその子を〔世の中に〕取り出すから、こんなことになるのだろう」とする。森は「「身分の高い」という箇所以外は、石田に従うべきである」として「(他家に養子として)宛がって、この(養い)親(養い)親が(出来の悪い子を)選び出すので、こう(淘汰されず人が多く)なるのだろう」と訳している。試訳は森訳に従う。 <p>【今の世には、宮も一の人の子も、また撰政関白の次にある人も、すべて宮の振舞い、撰閣家の嫡子の振舞いで、撰政関白の次にある人も「よい親のようにならせよう」と、<u>劣っている子を(他家に養子として)宛がって、この養った親々が(子たちを世の中に)取り出したからこのようにある(もて余すように多くいる)に違いない。</u>】</p>
455		又僧ノ中ニモ、ソノ所ノ長吏ヲヘツレバ、又ソノ門徒門徒トテ、出世ノ師弟ハ世間ノ父子ナレバ、我モ我モトソノタチワケノヲ、サヨ。		【また僧の中にも、その所の長吏(住持)を経れば、またその門人だ門人だといって、出家の師弟は世間の父子であるから、我も我もとその分派の多いことよ。】
456		サレバ「人ナシ」トハ、イカニ〔モ〕「シカルベキ人ノヲホサコソ」、トゾイフベキ。	〔モ〕国文：なし	<ul style="list-style-type: none"> ・「イカニモ」については、大隅訳・全は「いかにも」、森訳は「どう考えても」とする。試訳もほぼ同じ。「程度、状態の甚だしいことを確かにそうであると確認している意を表す。……まことに。どうみても。まったく」(『日本国語大辞典』)の意。 ・「シカルベキ人ノヲホサ」については、大隅訳は「大変な人の多さ」、全は「相当の人の無さ」(「多さ―或は「無さ」の誤か」と注する)、森訳は「「そうあるべき(つまりその任に就くことになっている)人の多さ」、石田訳は「イカニモ」も含めて「なんとまあ立派な人の多いことよ」と皮肉に取っている。試訳は森訳に近いが、「任に就くことになっている」のではなく、すでに「就いていて、相当な地位にある」と解した。 <p>【したがって「(すぐれた)人がいない」とは、<u>どうみても「相当な地位にある人の多さこそ(その原因である)」</u>、と言うべきではないか。】</p>
457		アハレ、アハレ、「有若亡」、「有名無実」ナドイフコトバヲ人ノロニツケテ云ハ、タマコノレウニコソ。		<ul style="list-style-type: none"> ・「人ノロニツケテ云」については、大隅訳は「人々が評判に使う」、石田訳は「人が議論するにつけていう」、全は「人の評判にいう」、大系本頭注は「人ノロ」を「衆人の評判」とする。それらに対して、森訳は「人が口に任せて言う」とし、「口」を「評判」の意としない。「人ノロ」を衆口の意に解すると、「有若亡」「有名無実」が衆口について言う語ということになってしまうため、従い得ない」とするが、「ツケテ」を「加えて、添えて」の意とすれば、そのよう

				な難点はなくなるのではないか。 【ああ、ああ、「有若亡」（有れども亡きが若し）、「有名無実」（名有れども実無き）などという言葉を人々が評判に添えて言うのは、ただこのためであるのだ。】
458		カレバ、イヨイヨ緇素ミナ怨敵ニシテ、鬪諍誠ニ堅固ナリ。		◎すぐれた人のなさ（人の多さ）の世を、言葉が通じなくなった世であると嘆き、自問自答（問答体）へと導入する段落。 ・「イヨイヨ」は、「①ますます。②確かに。きっと。」（『岩波古語辞典』） ・「鬪諍…堅固」については、『大集経（大方等大集経）』に末法の時代を「鬪諍堅固」（戦い争いが確実）と表現している（全の注釈より）。森の該当箇所注（1）に「鬪諍誠ニ堅固ナリ」、釈迦滅後の第五の五百年すなわち滅後二千年乃至二千五百年は鬪諍堅固であり、鬪諍が横行する、という五堅固説による。」とある。 【こういうわけだから、 <u>確かに</u> 僧俗ともにみな怨敵であって、（今は）「鬪諍」が本当に「堅固」（な時代）なのである。】
459		貴賤同ク、無レ人シテ、言語スデニ道断侍リヌルニナム。		・「言語」が「道断」であることは、「無レ人」に関して述べられている。つまり「無レ人」は、「すぐれた人」がいないという意味に加えて、文脈上、慈円の書いた説明「言語」を理解できる「人」がいない、という意味を含んでいるのではないか。 【貴賤同じく、すぐれた人がいなくなり、言葉ではすでに述べ表せなくなってしまった。】
460		シハモテ、マカリテハ、物ノハテニハ、問答シタルガ心ハナグサムナリ。		・「シハモテ、マカリテハ」については、大隅訳は「こう思いつづけてくると」とし、全は注で「為し為しして参りました上は」とし、訳で「かように思いつづけて来ては」とする。「シハ」の大系本頭注には「天明本傍注「為仕」とある。石田訳は「こうなつては」、森訳は「（私はもう）死んでゆく（身な）ので」とする。 ・「シハ」は、試訳では「シバ」の誤記としてみた。「しじ【縮・緊】《シジミ（縮）・…シジマ（黙）・…などの語根》物の目がつんでいて、すき間のないさま。……また口などきちっと閉じて無言であるさまなどをあらわす。」（『岩波古語辞典』）。つまり、「シバモテ」を「口を閉じて、無言で」の意と取る。これは、前の文（No. 459）「言語スデニ道断」との文脈上の趣意でもある。「相手に対する言語が通じなくなった、無用になった」ゆえに「口をつぐんで、無言」になるという文脈である。 ・「マカリテハ」は、相手に言語で説明することから退く、の意と取る。相手に対する言語が無用になった後は、そこから退いて自問自答する、という文脈である。 【口をつぐんで、（相手に言語で説明することから）退いたが、最後には、問答していると心が慰められるのである。】
461	356-12	問、「サレバ今ハチカラヲヨバズ。カウテ世ニナルマジキカ」。		◎以下、問答体。自問自答の文体によって現実的な対策を述べる。問と答はそれぞれ会話文の「 」とみて、文が分かれても行を分けない。 【問、「そうであるなら今は力が及ばない。こうして絶対に立ち直れないのだろうか。】

462		答、「 <u>分ニハ</u> 、ヤスクナホリナム」。		<ul style="list-style-type: none"> ・「分ニハ」については、大隅訳は「ある程度ならば」、石田訳は「分（末世は末世ながらそれ相応）には」、森訳は「(末代の) 分際には (つまり昔と同じようにはいかないが、それでも末代なりには)」とする。試訳では「(その時代相応に) 部分的には」の意とした。No. 466にある「随分」の説明を参照のこと。 【答、「(その時代相応に) 部分的には、容易にきつと立ち直るだろう。】
463		問、「スデニ世クダリハテタリ。人又ナカン也。アトモナクナリニタルニコソ。シカルニヤスクナヲリナントハイカニ」。		<ul style="list-style-type: none"> ・「ナカン也」は、大系本頭注「なくあらん。ないらしい」、全「無かるなり。無くあるなり。無いようだ」、大隅訳「ないようである」、森訳「いないだろう」とする。「也」は推定・伝聞の助動詞。 ・「ニタル」は、「にたり」(完了の助動詞「ぬ」の連用形に完了の助動詞「たり」の付いたもの)。動作・作用が完了して、そのままの状態にあることを表わす。にてあり。…てしまっている。…ている。」(『日本国語大辞典』) 【問、「すでに世は下り果てている。(すぐれた) 人はまたいないだろう。(昔のすぐれた) 痕跡も無くなってしまっているのではないか。それなのに容易にきつと立ち直るだろうとはどういうことか。】
464		答、「「分ニハ」トハ、サテ申也。一定ヤスヤストナヲルベキ也」。		【答、「(その時代相応に) 部分的には」と、それで言ったのである。必ず容易に立ち直るであろう。】
465		問、「ソノナヲランズルヤウ如何」。		<ul style="list-style-type: none"> ・「ンズル」は、「むず」の連体形。「きつと……だろう」の意。No. 37で詳細に説明した。 ・「ヤウ」。は、隅訳、全「理由」、森訳「仔細」、石田訳「方法」とする。試訳では「方法」とした。 【問、「そのきつと立ち直るだろうというその方法はどのようなものか。】
466		答、「人ハウセタレド、君ト撰籙臣ト御心一ニテ、コノアル人ノ中ニワロケレドモ、サリトテハ、僧俗ヲカイエリカイエリシテ、ヨカラン人ヲ、タゞ鳥羽・白河ノコロノ〔官〕ノ数ニメシツカイト、ソノホカヲバフツトステラルベキナリ。不中用ノ物ヲマコトシクステハテ、且ヲダニミセラレズ〔ハ〕、メデタメデタトシテナヲランズル也。〔随分ニナル〕ト云ハコレナリ。昔ノゴトクニハ、人ノナケレバ、カナフマジ。エリタバシタランズル寸法ノ世コソハ、ワロナガラ、ヨクナヲリタルコノ世ニテアランズレ」。	〔官〕文：宮 〔ハ〕国文 全：バ	<ul style="list-style-type: none"> ・「不中用」は、全「用に中らない者」、その他の諸訳注は「役に立たない」とする。後者に従う。 ・「目ヲダニミセラレズ〔ハ〕」については、大隅訳「同情の心を目にさえもあらわさなければ」、大系本頭注「きのどくという心情を眼にあらわさなければ」、全「目をさえかけられないならば」、石田訳「見むきさえせられないならば」とする。森は「石田に従うべきである」として「見向きすらされなければ」と訳する。古語辞典の「目」には、同情・気の毒のまなざしという意(「目をかける」など)はない。ここでは「視線、まなざし」「(見る対象である) 姿」「会うこと」などの意味ではないか。「目を見る」で「人に逢う」の意もある(『岩波古語辞典』)。試訳では、石田・森訳に近いが、「会うことすらされなければ」とした。 ・「随分」は、「(と)」「に」を伴って用いることもある。(不十分ではあるが) そのものの立場でできるかぎりのことをするさま。ぎりぎりの線まで。極力。せいぜい。精一杯。」(『日本国語大辞典』)の意であろう。本文では「分ニ」と同じ意であるとしているので、「(その時代相応に) 部分的には」とした。cf. No. 462, 464。森訳は「分際に従って」とする。 ・「寸法ノ世」は、大隅訳「できる世」、大系本頭注「手順を経た社会」、全「具合の世」、石田

				<p>訳「有様の世」とする。森はいずれについても「解しがたい」、「少なくとも「寸法」は基準の意に解さざるを得ないであろう」として、前後の文章を以下のように訳している。「(人) 選び(世をきつと) 正すだろう基準が、(今の) 世は悪いものの(それでも) よく直ったこの世では(きつと) あるだろう」。つまり森は、「エリタマシタランズル寸法ノ、世コソハワロナガラ、ヨクナヲリタルコノ世ニテ、アランズレ」と、読点の位置を変え、主語を「寸法」としているのである。試訳では、「寸法」を「ある物事について、心にいただいていた予想や計画。手順。手はず。もくろみ。計画。」(『日本国語大辞典』での(3)の意、cf. No. 30)の意と取り、大系本頭注に従うことにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の「寸法」の用例は、No. 30、No. 85、No. 415。 ・「ワロナガラ」は、大系本頭注、全、石田訳「悪いながら(も)」、大隅訳「本当によい世ではないが」、試訳では大隅訳に近いが「よくはないながらも」とした。 <p>【答、「(すぐれた) 人は失せてしまったけれど、君と撰関とが御心一つにして、今ある人の中には都合が悪いけれども、そうかといつては、僧俗を選び選びして、よいだろう人を、ただ鳥羽天皇・白河天皇の頃の官職の定員で召し使って、その他の人々をきっぱりと捨てられるべきである。役に立たない者を本当に捨て果てて、会うことすらされなければ、申し分なくすばらしく立ち直るだろう。「(その時代相応に) 部分的に立ち直る」というのはこのことである。昔のように、すぐれた人がいないために、きつとかなえられない。(人) 選びを整えただろう手順を経た世こそは、よくはないながらも、きつとよく立ち直ったこの世なのであろう。】</p>
467		問、「コノ官ノヲ、サ、人ノヲ、サヲバ、イカニステントテハステラレンズルゾ」。		【問、「この官の多さ、人の多さを、如何にして捨てようとして捨てることができるだろうか。】
468		答、「[「スツ」ト云ハ、フツトメシツカハズ。「(サ)ル者ヤ世ニアラン」トモシロシメサルマジキ也。陽成院世ニヲハシマシテ、ヤウヤウノ悪事セサセ給シカド、モノモイハデ聞イレザリシカバ、寛平・延喜ノ世メデタクテアリキ。解官停任ニモヲヨブマジ。タバステラレヌニテ、「マコトニステラレタラン人ニハ、ナア [イ] シライソ」ト、エリトラレタラン人ニ、ヲホセフクメテ、サテ有ベキナリ」。	[イ] 国文全：ヒ	<ul style="list-style-type: none"> ・「モノモイハデ聞イレザリシカバ」については、この語の主語を、大系本頭注、大隅訳、石田訳は宇多・醍醐天皇とする。全は主語を記さない。森訳は「(当時の人は) 何も言わず聞き入れなかったの」と、主語を「当時の人」とする。「聞き入レザリシ」は敬語ではないので、宇多・醍醐天皇は主語とはならない。とは言え「当時の人」では広すぎる。天皇のもとにあった「官人たち」であろう。 <p>【答、「捨てる」というのは、きっぱりと召し使わないことだ。「そんな者が世にあるだろう」ともお知りになってはならない。陽成院が在世なさっていて、さまざまな悪事をなさいましたが、(官人たちが) 何も言わず聞き入れなかったから、寛平・延喜の世が見事に治まったのだ。官を解き任を停止するにも及ばない。ただ捨てておしまいになって、「本当に捨てられたような人には、応対するな」と、選び取られたような人にお命じになって理解させて、そのままにしておくべきである。】</p>
469		問、「ソノステラレ人アマリヲホクテ、ヨリアイテ謀反ヤヲコシテ大事ニヤナランズラン」。		<ul style="list-style-type: none"> ・「大事ニヤナランズラン」については、大隅訳は「大事になるようなことはないであろうか」とし、全は「大事になろうとするだろうか」と疑問文に訳しているが、森訳は「大問題になる」、石田訳は「大事になるだろう」と、推測文にしている。試訳では「ヤ」を疑問の係助詞とみて疑問文とした。 <p>【問、「その捨てられた人が余りに多くて、寄り合って謀反を起こしてきつと大事になるのでは</p>

				ないか。】
470		答、「武士ヲカクテモタセヲハシマシタルハ、ソノレウゾカシ。スコシモサル気色イカデカキコエザラン。キコエン時二三人サラン者ヲ遠流セラレナバ、ツヤツヤサル心ヲオコス人モアルマジキ也」。		・森は「武士」についてのこの箇所 <small>の補注</small> で、朝廷と武士との関係について「慈円はこの関係改善を容易と見ており（三四一～二頁）、改善後を強く意識していたと考えられる。本巻で散見される武家との協力による近臣や冗官の廓清論（三四二、三四五、三五八頁）は、注意されるべきであろう」と述べている。傾聴すべき意見であろう。 【答、「武士をこのようにして保持しておいでになるのは、そのためなのです。少しでもそのような（謀反の）気配があればどうして聞こえてこないことがあるだろうか。聞こえてきたような時に二、三人そのような者を遠流にしまわれれば、決してそのような（謀反の）心をおこす人もいなくなるに違いない。】
471		問、「此義ナリテ侍リ。イミジイミジ。タバシ、タレカソノ人ヲバエリトランズルゾ」。		・「此義ナリテ侍リ」については、大系本頭注「ナリテ侍リ」に「あまねく知られる」、大隅訳「このことはよくできあがった筋道である」、全「この筋道はできあがっている」、石田訳「これは出来る話だ」（注に、「なる」は「することが出来る」）とする。森はいずれも「解し難い」として、「この（世が容易に直るという詞の）意味は（筋が通っていて）成立する」と訳する。 ・「義」の意味は「①人の守るべき道。五常の一。②道理。教理。③意味。」（『岩波古語辞典』）。他に「意義」「趣旨、趣意、すじ」「教説、教義」などの意味もある（『日本国語大辞典』）。No. 465の「ヤウ」（方法）、No. 466の「寸法」（手順）に対応する言葉と見て、試訳では「趣旨」「すじ」の意とし、「（立ち直らせる）筋道」と訳した。 ・「ナル」は「できあがる」「完成する」（『例解古語辞典』など）。 【問、「この（立ち直らせる）筋道はできあがっています。凄いい。ただし、誰がその（すぐれた）人を選び取るのだろうか。】
472		答、「コレコレ大事ナレ。タバシコレエリテマイラスル人四五人ハ一定アリヌベシ。ソノ四五人ヨリアイテ、エリトリテマイラセタランヲ、君ダニモツヨツヨトハタラカサデ、ヒシトモチキサセ給ハズ、ヤスヤストコノ世ハナヲランズルナリ」。		【答、「このことこそが大事である。ただし選び取って差し出す（役割りの）人が四、五人は必ずあるだろう。その四、五人が寄り合って、選び取って差し出した人を、君ですらも強引に動かさないで、しっかりと用いられたならば、容易にこの世は立ち直るだろう。】
473		問、「「解官セジ」トハイカニ」。		【問、「（捨てた人の）官を解かない」とはどういうことか。】
474		答、「エリイダサレム人ノ、八座・弁官・職事バカリニナル人候ラントコロコソ要ナレバ、ソレハ解官セラレナズ。コトモヲロカヤ。ソノホカハセメテ無沙汰ナレト也。僧俗官ノ数ノサダメホドコソ大事ナレド、鳥羽院最中ノ数、末代〔ヨリ〕ヨキホド也」。	〔ヨリ〕 文全：なし	・「ホド」は、森訳は「程度」、他の諸訳は「ホド」を訳していない。試訳では「ホド」を「具合、度合」（『岩波古語辞典』など）の意味にとった。 ・「ヨリ」は、他の諸訳は訳していない。試訳では、「起点を示す」格助詞とみて訳した。 【答、「選び出されたような人は、八座・弁官・職事ほどになる人がいるだろうがその所こそ肝要であるから、その職にあった人は官を解かれてしまうだろう。言うまでもないことだ。その他はしいて処置（解職）するなどということである。僧官と俗官の数の定め具合こそ大事であるが、鳥羽院の最中の数が、末の世になつてからはよい数である。】